

町の西邊に在り、綿會所は綿町に在り、東部を國產會所とし、西部を切手會所とす、馬驛は福中町に在り、傳馬所とも稱す、人足問屋は俵町に在り、明治四年十一月一日、郵便取扱所と爲り、六年十月一日、より電信開通し、後姫路郵便局と稱し、東二階町に移轉せり。

姫路藩廳は明治二年六月十八日設置せられ、御用場を用ふ、姫路縣廳は四年七月十四日設置せられ、御本城を用ふ、十一月九日、飾磨縣となり、七年五月五日、一時景福寺内に移り、九年八月二十二日、藥師山の東側に新築せらる、後兵庫縣支廳と爲り、十二年一月八日、飾磨郡役所と爲る。

姫路藩軍事局は桐馬場に在り、後明治四年二月大手の西に移轉し、練兵場を其前に開く、其の年縣となりて兵制を改め、七年五月四日、大阪鎮臺姫路分營を城内に置き、諸殿を毀ちて兵營と爲す、十月十一日、歩兵一個中隊大阪より來る、十七年六月廿八日、全聯隊組織せられ、第四師團に屬し、歩兵第十聯隊營所と爲る。

藩校好古堂は酒井家の初惣社門内に在りしが、文化中大手正門前に移し、天保十三年、更に其西方に擴張し、併せて演武場を興す、即ち講堂、講武堂、寮舎十二棟、傍舎十餘

棟、食堂一棟、文庫二棟、其他附屬建棟あり、後門外に國學寮二十四坪を建つ、本校寄宿生二百名、文武通學生八百名、藩政の末年經費年額五千圓を要せしと云ふ。

第二節 現在の官衙公署

是より現在の官衙公署につき、其來歴沿革の大要を記述すべし。
但郵便局、鐵道停車場、病院、學校等は交通衛生及び教育の各條下に於て記述すべきを以て此所には載せず

姫路市役所

明治二十二年四月一日より姫路に市制を施行せられしかば、其日より準備を爲し、下白銀町の民家持主生田慶吉を借り受け、同年八月十八日、開廳せり、爾來同所に於て執務せしも極めて狹隘にして不便なる建家なれば、曩に高等小學校として建築せんとしたる未成建物惣社門内東手なる陸軍省所轄地を借用して新築し傾倒せしものを移して市廳舎及び市會議場を建築する事とし、地を北條口にトし、三十年三月工を起し、數十日を経て成工し、同所に移轉したり。北條口廳舎に移轉して後數年を経過しけるが、市の發展するに伴ひ、再び廳舎の狹

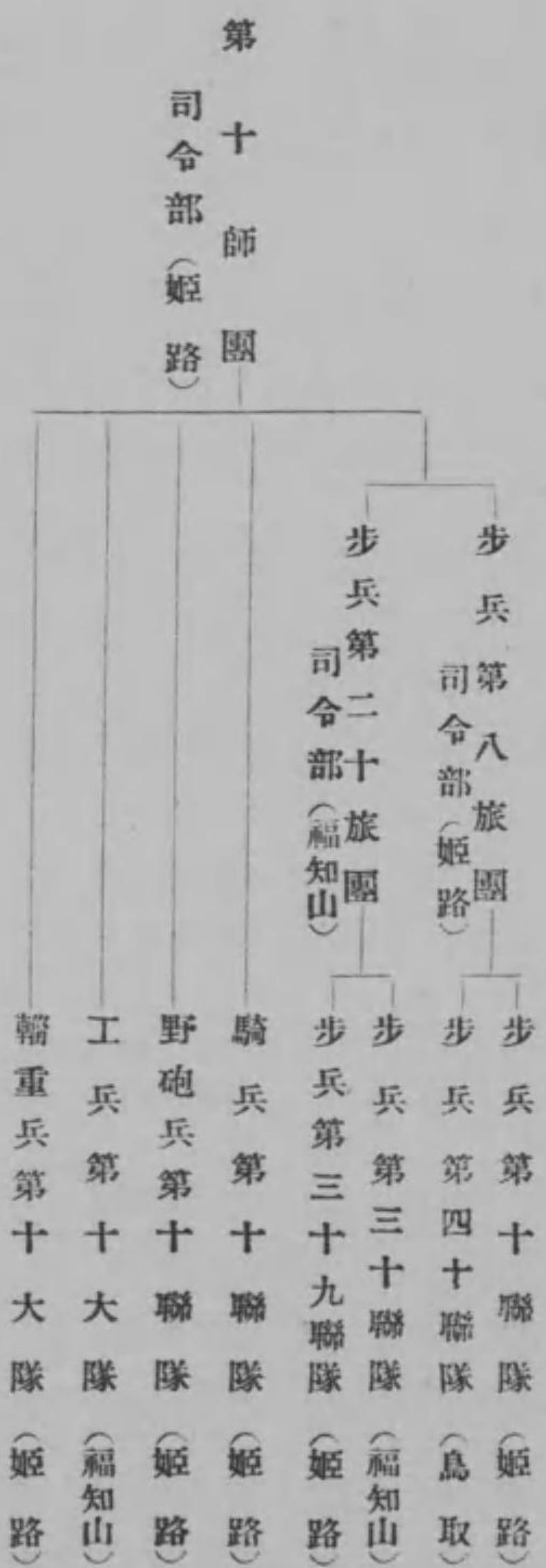
隘不全を感ずるに依り、之を改築するの計を立て、三十九年六月十五日、南隣接續の地を買収し、尋て四十年五月三十一日、更に東方接續地を購入して敷地を擴張したり、現在の地所是なり、其後改築の期熟し、大正三年三月三十日、工を起し、建築は總て洋風とし、四年三月七日、竣成せり、是れ現在の廳舎にして、階下に市長室、事務室あり、階上を議事室に充つ、本館倉庫等を併せ棟數九、建坪約三百坪あり、規模宜しきに適ひ形容整へり。

市廳舎要記

- 一 敷地坪數 八百二十坪一匁
- 一 本館坪數 百六十七坪二合五匁
- 一 本館室數 階上十室階下六室
- 一 附屬建物坪數 百十四坪四合四匁
- 一 本館構造 基礎コンクリード腰石積外部張瓦モルタル及人造石塗内部白漆喰塗
- 一 建築諸費 金三萬七千百九十三圓

第十師團

第十師團は明治二十九年五月、我國の軍備大に擴張せられし際新設せられたるものにして、其以前に於て本市に軍隊を置かれしは、明治七年大阪鎮臺より歩兵一中隊を分遣駐屯せしめたるを始とす、此歩兵隊は後に至り集結せられて歩兵第十聯隊と稱せられ、引續き本市に駐屯せしが、第十師團の編制成ると同時に其の隷下に屬することとなりたり、師團の編制は左の如し。



尙舞鶴要塞司令部、舞鶴重砲兵大隊、陸軍懲治隊及び第十師團管内の聯隊區司令部(姫路、神戸、福知山、鳥取)衛戍病院、姫路、鳥取、福知山、舞鶴は第十師團の管轄に屬す。

第十師團司令部 京口門内に在り、明治三十一年二月新築に着手し、同十一月十四

日開應せり、副官部、參謀部、軍醫部、獸醫部、法官部、經理部及兵器部を以て編成せらる、其創設以來師團長は陸軍中將を以て補職せらる。

歴代師團長

- 第一代 大勳位 貞愛親王 明治三十一年十月一日補職
- 第二代 男爵 川村景明 明治三十四年四月二日補職
- 第三代 安東貞美 明治三十八年一月十五日補職
- 第四代 小泉正保 明治四十三年八月廿六日補職
- 第五代 松川敏胤 明治四十五年二月十四日補職
- 第六代 山口勝 大正三年八月八日補職
- 第七代 尾野實信 大正五年八月八日補職
- 第八代 金久保万吉 大正七年八月九日補職

明治三十七八年の戦役には、師團長川村景明出征し、獨立師團として各所に轉戦して殊功を顯し、後第五師團と合して第四軍を編成し、野津大將の下に、遼陽、沙河、奉天の大戦に於て中央軍として、激戦奮闘し、以て絶大の勳功を奏し、四十年十月滿洲駐

劄の爲め、師團長安東貞美統率の下に衛戍地出發守備の任に當り、居ること二年にして歸還す。

歩兵第八旅團司令部 惣社門内に在り、明治十八年六月十一日、舊城廓内櫻町に創設せられ、三十年十二月十八日、現廳舎に移れり、初代の旅團長は岡澤精にして現今は高崎喜惣なり。

日清戦役には少將田村寛一の統率により出征したり、當時は歩兵第十聯隊、同第二十聯隊を以て編成せられ、第四師團に屬せしが、後現編制に改め、第四師團に編入せられたり、日露戦役に於ては、初め東條英教、中ごろ大谷喜久藏、後に石田正珍の三少將旅團を指揮したり、明治四十年に他の部隊と共に滿洲に駐屯せし事は師團の條下に記するが如し、其後大正四年三月より、翌年九月まで青島守備の任に當る。

歩兵第十聯隊 舊城内に在り、正門は舊大手櫻門にして、大阪鎮臺時代より姫路市とは最も縁故深き聯隊なり、明治七年十月十一日、歩兵一箇中隊が大阪より先着駐屯したるを始とし、兵營の工事進捗に連れ逐次此に移り、十七年六月二十八日を以て全聯隊の移轉を了りたり、其の始めて編成を命せられしは明治七年五月四日に

して、同年十二月十八日軍旗を拜授し、九年十一月聯隊の編成を完結し、此軍旗の下に西南、日清、日露の戦役に従ひ、又海外守備の任に當ること二回、特別大演習に参加すること六回に及び、其の勳績は枚擧するに遑あらずと雖も、就中日露の役、遼陽戦に於て師團本隊として遼陽南門に向ひ、附近一帯の敵壘を奪取し、軍司令官より感状を授與せられたるを以て、最も顯著なるものとなす、されば其軍旗の如きは現今僅に四周の總を存するのみにして、幾たびか砲烟彈雨の間を馳驅せし往時を追懷せしめ、人をして覺せず襟を正さしむ。

歩兵第三十九聯隊 城南練兵場の西手にあり、明治二十九年十一月編成に着手し、三十一年三月二十四日軍旗を拜授し、同十二月一日編成を完結す、日露の戦役に於て赫々たる功績を擧げしは彼の有名なる血染の軍旗の凄絶なるに徴しても知らるべし、今少しくその由來を説述すべし。

明治三十七年十二月十二日、沙河會戦の際師團は三塊石山に向て夜襲を行ひ、聯隊は其の第一線たり、敵は歐露新來の歴山三世名譽聯隊、近衛歩兵第四百十五聯隊にして、露軍中最も精銳なるものと稱せらる、此夜月無く、夜色黯澹として咫尺を辨せず、敵の抵抗頗る頑強にして、我軍は頗る苦戦に陥りたるも、毫も屈する色なく、猛然敵軍に突入し、縦横奮戦遂に敵將以下多數の將卒を生擒し、殆ど敵をして全滅せしめたり、此戦に於て聯隊長安村範雄は壯烈なる戦死を遂げ、旗手品川、山脇の兩少尉亦相次で敵彈に斃れ、其鮮血迸りて軍旗を染め、永くこゝに兩勇士の忠魂を印せり、如上の戦功により、聯隊は軍司令官より感状を附與せられたり。

騎兵第十聯隊、野砲兵第十聯隊、輜重兵第十大隊は何れも市外城北練兵場の北側に在り、明治二十九年十一月中に於て相前後して創設せられ、三十七八年戦役に従軍して殊功を奏し、又滿洲守備に任じて能く其の任務を果したり。

陸軍憲治隊 野里門内にあり、明治三十五年十一月一日の創設に係り、全國に唯此一隊あるのみ、此は本市が帝國の中央にして交通最も利便なるによるものならん、と云ふ、特設せられたる理由は全國陸海軍の不良兵卒を收容してこれを感化薰陶し、以て遷善の實を擧げしめんと、の趣旨に出づるものにして、其成績見るべきものありと云ふ。

姫路聯隊區司令部 惣社西門の北隣に在り、明治二十一年大隊區司令部條例發布

と共に創設せられ、第四師管第八旅管に屬せしが、三十一年十一月第十師團司令部開廳せらるゝに及び同師團長の隸下に入りたり、現在の所管區域は兵庫縣姫路市及び神崎、宍粟、飾磨、揖保、佐用、赤穂の各郡、岡山縣和氣、邑久の二郡、香川縣小豆郡なり。

姫路衛戍病院 久長門内にあり、明治十八年六月十六日、姫路營所病院と稱せられ、歩兵第十聯隊の營内に開設せられたるを起源とし、其後種々の變遷を経て三十二年十二月六日現在の位置に新築移轉せり。

姫路衛戍監獄 野里門内に在り、明治三十二年四月一日の開廳にて、三十五年七月七日其の建造物の大半を懲治隊に引渡し、更に増築及び模様替をなしたり。

姫路憲兵隊

本部は光源寺前にあり、姫路に憲兵隊を設置せられたるは明治二十九年一月十六日西魚町に其の屯所を創設せられたる時に始まる、其後第十師團の設置と共に第十憲兵隊を置かれ、本部の外阪元町及東二階町に屯所を設け、後には光源寺前及鍛冶町に移したりしが、三十六年三月條例改正の結果鍛冶町屯所は廢止となり、姫路憲兵隊と改稱せられ、本部を姫路に置き五分隊を姫路、鳥取、神戸、福知山及び舞鶴に

配置することゝなれり、現在の廳舎は三十三年五月に新築せられたるものにして本部及姫路分隊に充用せらる。

姫路偕行社

惣社門内に在り、正門は城南練兵場に面し、東北は惣社に隣接し、静寂閑淨の幽境を占む、陸軍高等文武官を社員とする社交、研究の集會所にして、其の創設以來沿革極めて多し、明治九年姫路在勤の將校等兵學數學研究の目的を以て或る會を設立したるに幾もなく西南の變に會し、一時これを閉鎖し、戦後更に復活して山陽博交社と稱し、民屋或は寺院を借りて會場に充てしが、十五年四月東京偕行社と合併し、茲に始めて姫路偕行社と稱するに至れり。

明治十七年一月現在の地に建築を起し、伏見宮殿下師團長として御在勤の際は、此に御居住遊ばされたり、其後、三十六年四月本館を改築して洋風となし、漸次其規模を擴張して今日に至る、四十四年明治天皇九州へ行幸あらせられたる際は往復とも本社に御駐泊あらせられたり。

姫路區裁判所

直養町に在り、明治九年九月神戸裁判所姫路支廳及飾磨區裁判所を藥師山麓に置かれしを始とし、十四年姫路始審裁判所及姫路治安裁判所となり、現在の廳舎に移る。一年にして神戸始審裁判所の支廳となり、治安裁判所併置せらる。二十三年十一月現名稱に改められ、神戸地方裁判所姫路支部の事務をも取扱ふ事となりたり。大正二年四月龍野社、兩區裁判所を併合したるも、後數年にして兩區裁判所は復獨立せり。現在に於ける區裁判所の所管區域は姫路市及び飾磨、加古、印南、神崎の四郡にして登記に關しては本市及び飾磨郡の二十五村を管し、鹿谷、加古川、阿彌陀、田原の四出張所あり。支部としては右一市四郡の外加東、加西、多可、揖保、赤穂、宍粟、佐用の七郡を管す。

姫路警察署

南町に在り、縣政の初期には縣廳内の廳訟課に於て、警察事務を取扱ひ居たり。明治六年始めて邏卒十五人を募り、姫路全體の取締をなし、八年に捕亡手十五人を置き、取締區域を播磨一圓に擴げ、同年京口に建物を起して姫路警察署と稱し、十七年七月八日改築せしが、三十四年四月より今の廳舎に移れり。此は縣立姫路病院跡にし

て三十三年八月より新築に着手し、三十四年三月末日落成したるものなり。其の管轄區域は其後種々の變遷を経て、現今は姫路市全部と飾磨郡の一部とに亘り、飾磨及び前庄に分署を置く。本署の配下に七箇所の派出所、十七箇所の駐在所あり。

姫路稅務署

北條口に在り、明治二十二年四月一日本市に收稅部出張所を置かれたるを初とし、翌年十一月姫路直稅分署、姫路間稅分署となり、同二十五年十二月姫路收稅署と改め、同二十九年十一月姫路稅務署と改稱して、現今に及べり。その管轄區域は最初は本市及び飾磨郡なりしが、明治四十二年十一月より神崎をも加へたり。四十五年四月現廳舎の建築竣成せしまでは龜井町小姓町等の民家を假用し居たり。

神戸監獄姫路分監

市外城北村字山ノ井に在り、明治三年十二月新律綱領の頒布により、徒刑場を設置して刑の執行をなし、又未決者は舊の獄舎に拘禁したるを始とし、中ごろ懲役場監獄支署と稱せられ、後現名稱に改めらる。現在の建物は明治二十七年十一月起工し、三十一年四月に竣工せるものなり。

神戸專賣支局姫路出張所

城南村なる姫路驛南裏にあり、明治三十年四月葉煙草專賣制度の施行せらるゝや、神戸葉煙草專賣所支所として創設せられ、爾後數回官制改正せられ、四十年九月鹽樟腦の專賣事業をも併せ、現今にては各種製造煙草販賣と專賣取締に關する事務のみを處理し居れり、其の販賣區域は縣下播磨、但馬及び京都府熊野郡にして、其の年額貳百萬圓に達すと云ふ。

兵庫蠶業取締所姫路支所

小姓町に在り、明治三十一年蠶種検査法の實施と共に姫路蠶種検査所として今の赤十字病院建物内に置かれたるを始とし、屢次各所に轉せしが、四十五年一月蠶絲法發布せられてより現名稱に改め、同五月現在の場所に移れり、創設當時に於ける管内蠶絲工業の状態は頗る幼稚にして、毎年一月より三月までは一時廳舎を閉ぢたる時代もありしが、近年其の發展著しきに伴ひ、吏員を増加し、大正六年度に於ける蠶絲検査蛾數百七十八萬以上に及び。

飾磨郡役所

西新町に在り、明治十二年一月飾東郡役所として、龍野町五丁目に設置せられたるを初とし、二十九年四月現名稱に改め、三十三年九月新廳舎成り、現在の位置に移れり、尙郡役所に左の二官衙あり。

兵庫縣姫路土木出張所 明治二十三年十二月一日開設せられ、縣經濟に屬する土木工事の施行、其他土木に關する監視調査事項を取扱ふ、其の管區は姫路市及び加古、印南、飾磨、神崎の六郡なり。

兵庫米穀検査所姫路出張所 明治四十一年五月十五日開設せられ、姫路市及び飾磨郡を管轄し、市内に二ヶ所、郡部に五ヶ所の検査員派出所及び詰所を置く。

兵庫縣度量衡檢定所姫路支所

大藏前町にあり、明治四十五年五月十三日の開設に係る。

元姫路小林區署

明治十九年に開設せられ、新身町より下寺町、北條口に移り、後城南村に廳舎を新築し、大正三年五月此に轉じたるが、大正六年九月更に神戸市に移り、神戸小林區署と改稱せられたり。

武徳會姫路支所

武徳殿と通稱せらるゝ本所は西魚町に在り、明治三十九年十月兵庫縣警務長内村直俊が本市及び飾磨郡の人士に其設立を勸奨したるを動機とし、姫路警察署長海江田權藏、鳴戸重治等の盡力により、一萬二千餘圓の醸金を得て、四十年七月起工し、翌年一月一日落成したるものなり、階下は武術練磨の道場に宛てられ、階上は公會堂として使用せらる。

公徳殿

惣社境内に在り、大正二年五月の創建に係る、神職氏子等の集會所並びに神前結婚式場に使用の目的を以て建造せられたるものにして、兼て公共團體の集會等にも貸與し來れり、名稱は集會所と登録しあるも、大正二年十一月姫山公園入口の碑に刻しある伏見宮殿下染筆に係る、公徳の二大文字の原書を交附せられたるに因み、公徳殿と通稱せらる。

第三章 街區志

第一節 過去の城下町

姫路城下の街區は天正九年羽柴秀吉の築城より、慶長十三年池田輝政の増築に至り、大に面目を改めたれども、其以前は殆ど市街の觀なく、當時城山の上下に姫路里上山里と稱して二三十軒の民屋ありし外、中村、宿村、國府寺村、福中村など、數十軒の村々が此所彼所に散在せしに過ぎず、秀吉の時、三層の城を築き、大に百姓を招致して、城下町を擴げ、尋で木下家定は城下の整理を爲し、町々の區域を定め、税制を立てたるものゝ如し、池田家の時に至り更に大に城廓、市廩の規模を張り、四圍に國名に因める米字街を設けしとの説あり、現今の街區は概して其の時の形を存せるものと看做して大差なかるべし、酒井家時代の町數は八十箇町にして、維新後明治六年には九十六箇町を算し、以後十餘年間甚しき變動なし。
姫路の街區は城廓中濠以内を中心として、四方の汎稱あり、南部を内町と呼ぶ、全區域門

内に位し、姫路の主街なり、惣社門筋以東は内町の稱明ならず、東部を神屋と呼ぶ、神屋は紙屋なり、上代播磨より上紙を出せし、こは性空上人傳にも見えたるが、此邊の川は製紙に適したれば紙屋多かりしならん、西奥、西奥西部を船場と呼ぶ、本服町邊も古代は紙屋町なりしと云ふ、一説に神屋は府中社神人の住領地なりしと云へり信じ難し西部を船場と呼ぶ、本多家の時飾磨川を改修し、神崎郡仁豊野邊より大樋を経て、飾磨津に至る通船の便を開きければ、米、鹽、木綿、石材、木材、薪炭、石灰等悉く此川に依りて廻漕せられ、城西は其荷扱場と爲れり、故に船場と稱す、北部を野里と呼ぶ、風土記に據れば、此邊は古代の大野、里なり。一説には廣野の里と云ひ、約めて野里の名起れりなり。

姫路城中濠以内は、古代は宿村、中村、福中村、國府寺村等在りし所にて、池田家時代より家臣の住所と爲り、城南大手前は老職の邸宅多く、大手門の東手に御用場あり。城は大手門内西手の殿内に住み、其所を御本城と稱せり

大明町

此町は府中社西門より車門に至る東西の大通にして、内濠と中濠との中間に當れり、府中社は藩政時代は惣社大明神と號し、上下の崇敬極めて厚く、此筋は其參詣道に當れるより大明神筋と呼び、後約まりて大明筋と爲り、終に町名と爲れるかと云ふ、一説に大名町に作り重臣の居所に取ることも云へり。

櫻町

此町は大手前通なり、歴代國府寺家より櫻樹を殖ゆるの例あり、故に大手門を櫻門と云ひ、其邊を櫻町と云ふ、櫻馬場あり、藩老河合、高須、内藤、大河内の諸家此町に在りしが、明治六年より十年比までに上地と爲りて邸宅は取除かる。

小櫻町

此町は櫻町の東手に在り、即ち府中社の北なり、藩老本多意氣揚の邸宅は此町に在り。

市之橋

此所は町と謂はず、市之橋門内の町なり、市之橋は市之郷に通ずる橋なれば其名あり。

藪側

此所は町と謂はず、大明町の南裏にして中濠堤防の内側なり。

清水

此所は清水門の内にして、城山の北に當り東西四筋の土屋敷なり、町と謂はず、小野江清水、鷺清水などの名水あれば其名起れり、江坂榮次郎、小寺嘉兵衛、石川太郎兵衛などは此町の人なり、住人は明治十五六年の比皆他所に移れり。

繪圖裏

此所は町と謂はず、清水の南裏にして濠側なり、繪圖門の裏手なれば其名あり。

案内社

此所は町と云はず、清水の東にして、野里門筋の大通なり、附近に猿田彦宮あり、天孫を饗導せし神なれば、案内社の名あり、町名は此に基けり、案内社は今惣社境内に在り。

岐阜町

此町は案内社通の東筋にして、元府中社の在りし所なり、昔天平寶字二年八月二十五日甲子大保大將惠美押勝奏して官號を改めしことあり、其時刑部省は義部省と爲る、姫路には古來刑部ありて刑罪を聽斷す、此時義部を此所に置きければ、後世其役所跡を義部と云ひ、岐阜の字を用ゆるに至れるならん、美濃國に岐阜の地あり、義婦の事蹟に基ける名なりと云へり、是亦義部に基けるか。

以上は廓内の町々なれども、明治四年廢藩後上地して兵部省の管轄と爲り、民屋は漸次撤去せられ、六年には陸軍省の屬地と爲り、其後數回に開拓して兵營練兵場と爲れり、當時舊町名は悉く廢して本町に編入せられ、又各門の櫓は十年比取毀たる、名高き河合家の竹樓は内海操の購ふ所と爲り、高須家香雪園の珍石は兒島與の得る所と爲り、共に雲松寺に贈れり、河合寸翁は嘗て伏見帝離宮跡の獅子岩を東光寺に請ひ得て邸内に移せしことあり、其石今は所在明ならず。

廓外の汎名に内町、神屋、船場、野里の通稱あれども、四周は必ずしも此名に依りて總括せるものに非ずして、城の東部、東南部は自から別區を成せり、其五軒邸の如きは廓内に對して外側の稱ありし所なり。

内町及び其東隣接續町を併せて四十餘箇町あり。

福中町

此町は國道に沿ひ内町中殆ど西端の町なり、元龜年中、上下福中村あり、上福中村は後の中ノ門内より豎町に亘り四十軒あまりありし所にして、農長福中三郎左衛門あり、城主黒田官兵衛孝高より黒田氏を賜ふ、池田家配地の時今の所に移る、福中は府中の修稱なるべし、古來傳馬所あり旅館多し故に旅籠町とも云ふ。

福中内新町

此町は福中町の西に在り、元は備前町と云ひ、福中筋より北折して再び南行し備前門に通じ町なり、文政三年前藩主酒井忠道備前守に任じければ、備前門を福中門に改め、同時に町名をも改めらる、維新後曲折せる道路を直通して福中橋を架す。

俵町

此町は福中町の東に在り、昔俵屋と云へる富豪ありければ町名と爲れりと云ふ。

豎町

此所は俵町の東を南北に通ぜる町名なり。

二階町

此町は東、中、西に分かれ、又隣りて古二階町あり、古二階町は茶町即ち遊女町の附近にて

高尾大格子の稱あり、營業上始めて二階建の家屋を作りし者あり、仍りて其名起りしかと思はる、東、中、西二階町は其後に出來せしものならん、堅町を隔て、俵町の東に在り、前代は革物商多かりし町なり。

坂元町

此町は福中町の北裏に當れり、昔は姫路城山の南麓にて坂下なりければ其名ありき云ふ。

本町

此町は西二階町の北裏にして、姫路本城の大手に當れり、廢藩後城内一圓此町に屬す。

綿町

此町は本町の東に在り、前代綿商の多かりし所にして、文政四年河合寸翁の時綿會所を置かる、木綿は天文年間薩摩に始まる、姫路地方は寛文以後の事なるべし、其前此町は婢僕下部の口入屋多く小物屋町と云ひし由なり。

魚町

此町は西、中、東の三所に分かる、古今を通じて料理屋、茶屋多き町なり、西魚町は福中町の南裏に在り、中魚町は惣社門筋なり、東魚町は府中惣社の東に在り、中魚町、東魚町は廢藩後漸次業體變更し、今は殆ど魚商料理茶屋を見ず。

惠美酒町

此町は西魚町の東隣なり、前代料理茶屋惠美酒屋あり、仍りて名を爲れり、惠美酒屋は後海老屋と稱し、河合寸翁時代御用商と爲り、其邸宅は天保元年藩命に依りて新築せし所なり、其邊今は西魚町となる。

吳服町

此町は堅町を隔て、惠美酒町の東に在り、西、中、東に分かる、西吳服町は古は紙屋町なりしと云ふ。

白銀町

此町は上下に分かれ、堅町の東に當る、昔白銀臺あり、町名を爲るに云ふ、按ずるに生野銀山は其開掘極めて古く、大同年間に始まるこの説あり、延喜式にも見えたるが、後世守護職山名祐豊探掘したれども製銀の法を知らず、羽柴秀吉播磨平定の時奉行代官を置き、て盛に採掘し、諸國の銀商買ひ取りて吹煉せし由なれば、其比より此町にも吹銀所ありて白銀臺の名も起りしかと思はる、姫路町六人の中に白銀屋と云へる舊家あり、縁あらんも知るべからず。

鹽町

此町は元鹽町、西鹽町の二所あり、西鹽町は西魚町の南裏にして、元鹽町は府中社の南面に當り、國道に沿ひ、曲折して東二階町と綿町とに兩續す、共に前代は鹽藏の在りし所なり。

り、元鹽町は古代忍熊川の支流に當り、熊川町と云ひし所なり、又鹽藏は酒井家に至り、山の西手に二棟を建つ。

紺屋町

此所は東、西に分かる、吳服町の南裏なり、昔播磨藍其名高く、藍染川にて搗ち染にす、故に飾磨搗染と云ふ、其色濃く且勝軍の瑞名なりとて軍旗に用ひ需用多かりしと云ふ、町名は其商家に仍れり、河合寸翁の時西紺屋町に相生屋井上勘右衛門あり、高砂染を製出して藩命に依り一手専賣を爲せり。

大工町

此町は東紺屋町の東に在り、元は龜井町と共に小手屋町と稱し、鎧具作る工人の多かりし所なり。

龜井町

此町は紺屋町の南に在り、以前は小手屋町と稱したる所なり。

新身町

此町は西鹽町の南筋なり、新刀匠の住みしより起れる名かと云ふ。

十二所前

此町は十二所神社の前通にして、組屋敷ありし所なり。

加納町

此町は飾磨門の内に在り、院領加納田の遺字なるべし。

南町

此町は加納町の南に在り、内町部の最南に位せり。

直養

此所は町とは謂はず、下白銀町の南隣にして、外濠の内側に在り、騎射稽古場の在りし所なり、昔王朝の比惡疫流行しければ勅命に依り刑部社を此所に祭る、勅供養と云ふ、直養の名は此に起る、榊原忠次の時直祭に預る三稻荷社あり、直養稻荷、城内御供所稻荷、白川稻荷是なり、白川稻荷は忠次入部の時奉遷し、御供所稻荷は今西國橋東詰に在り、直養稻荷は古代勅供養に預かりし社なる可しと思はる。

光源寺前

此所は町と云はず、直養町の東部に在り、浄土真宗光源寺の前通なり。

北條口

此所は町と云はず、北條門内の大區にして藩政時代組屋敷ありし所なり。

伽屋町

此町は中魚町を隔て、大工町の東に在り、前代伽を業とせる者ありしが審ならず、一説

に研屋町なるべしと云ふ、新身町もあれば或は然らんも知る可からず。

和泉町

此町は伽屋町の東に在り、茶町に通ず。

茶町

此町は古二階町の東に在り、元は高尾宿と謂ひ遊女屋のありし所にして、一時新町と呼びしことあり。

平野町

此町は府中社の東に在る南北の筋にして、北は東魚町に連る、元は飴磨郡平野村より移住せし所なりと云ふ。

大黒町

此町は東魚町の北に在り、西魚町に隣りて惠美酒屋町ある例にて、大黒屋と云へる料理茶屋ありしより出でし名かと思はる、一説に府中社は大國主神を祭る、此町其附近なれば此名ありと云へり、此説信じ難し。

壹丁町

此町は大黒町の東に在り、東西一丁程の筋なり。

坂田町

此町は平野町、東魚町の東裏筋なり、東側は寺院のみにて左片町ヒダリカタマチなるに因り其名起れるか、と云ふ、後には東側なる下寺町をも併稱するに至れり。

下寺町

此町は坂田町の向側にして池田家時代より寺院の區と爲りし所なり、後には坂田町に併合して町名を失へり。

下寺町裏

此所は町と云はず、下寺町の裏手にて組屋敷ありし所なり、安政元年より射的場を設けられ維新の際に及べり。

國府寺町

此町は京口門内國道筋の東端にして、元は國府寺家の所領たりしに因り其名起れり、と云ふ、此町の東部には上代は内新町ありしも後其稱を失ふ。

神屋は又神谷に作る、約八箇町に分かる。

神屋町

此町は西神屋、神屋南裏、同北裏に分かる、掃磨國府は上代は上紙を出せし由なれば、此邊は紙屋多かりしに因り此名出でしかと思はる、此紙屋は後には紺屋町邊に移れり、一説に府中社の神領なりしと云ふは信じ難し。

鑄物師町

此町は神谷町の北裏にして元吹屋町と云ひし所なり、王朝の比より此邊を津田村と云ひ、鑄物師統領職の住みし所なるが、天文七年十二月芥田家久統領藤原辨隨の賣場を買収して其鑄場を野里に移せり。

天神町

此町は飾東郡市之郷村松本天神の神領地たりしより其名起れり。

橋本町

此町は天神町の東に在り、後世橋元町に作る、市川の別流忍熊川の板橋ありしより其名起る、今は石橋と爲り下川橋と稱す、東に連りて橋元新町あり。

枳殻町

此町は橋本新町の東に在り、文政十一年十一月酒井家より新茶屋を建て兩側に多く枳殻を植ゆ、故に此名あり、後此町名なし。

船場は約二十五箇町あり。

小利木町

此町は船場の最北部にして川に沿へり、藩政時代小切したる材木の置場なりければ其名起れりと云ふ。

柳町

此町は小利木町の西に在り、昔此所に柳の大木ありて其下に清水出づ柳の清水と云ふ萬治年中始めて民屋あり、柳町の名起れりといふ、其後柳は折れたる由古記に見ゆ。

材木町

此町は小利木町の南に在り、元は岡と呼び、岡寺あり、又大歳神の座し、所なり、後其附近は歴代藩用木材の置場にして木下家定の時已に其名あり、巨材に至りては濠に藏置せられたるも有りしといふ、町名は此に起れり、文政十三年十月材木に運上を課し仲買の制起れり、同年代木綿晒場となりてより晒屋多し。

鷹匠町

此町は歴代藩主に仕ふる鷹匠の住みし所なり、鷹狩は城主唯一の娛樂にて爲めに犬を飼ひ、賦米に犬米の名あり、藩末の比、此町に住みし鷹匠に田村覺次あり。

餌差町

鷹の餌とすべき小鳥を差し捕ふる人の住みし所にして、鷹匠町の西に在りしが、今は此町名なし。

増位町

此町は嵐山即ち景福寺山の東麓に在り、昔天正元年二月三木城主別所長治増位山を攻

し時、寺僧逃れて此所に來り、虚無僧となりて數年間住みしことあり、町名は此時より起れり、藩政の時山西に寺領増位田あり。

景福寺前

此町は景福寺の前横筋なり、景福寺は藩主松平家時代までは上寺町に在りしが、同家移封の時、其菩提所孝顯寺跡を賜はりて移りしものなり、されば町名は酒井家時代より起りし者にて以前は吉田町に屬し組屋敷のありし所なり。

吉田町

此町は材木町の南に在り、池田家入府の時前領參州吉田町の移民住みし所か云ふ。

農人町

此町は景福寺前の南に在り、増位田の農夫の住みし所か云ふ。

柿山伏

此町は景福寺前及び農人町の西に在り、琴丘、小部山の下なり、此所に富岡山圓乘寺あり、嘉吉の比、祐快法印住みけるが、其後眞言山伏住みて多く柿を植えければ其名起れり。

龍野町

此町は國道筋にて壹丁目より六丁目までに分れ、古來有力なる町なり、龍野口なれば其名あり、羽柴秀吉の時已に町名ありて立市の制札は現に同町に持ち傳へり、一説には揖

保郡龍野の移住民か云ふ。

米田町

此町は龍野町一丁目に續く、國道南北の筋なり、昔池田家配地の時米字街を作り、此所に瓦屋町ありしを廢して町名を立てしなり云ふ。

片町

此町は上、下、西に分る、米田町の東裏の川筋及び離れて南部西部に在る片側町なり。

中村

此町は龍野町三丁目四丁目の南裏なり、元は今の惣社の西にて、東西南の三方河に圍まれ、れ其中間に在り故に其名あり、池田家の時取拂はる、榑原長山公の時此所に出作村を造り、後本村、西村に分れて二十軒餘となり、寶永七年榑原政邦の時一村を立つ、庄屋に丹治二郎左衛門あり、後齋藤氏となる、維新後龍野町の國道に並行して此村筋に新道を開きければ俗に新道と稱し、國道の觀を呈するに至れり。

小姓町

此町は中村と米田町の中間に在り、木下家の時已に其名あり、小姓侍臣の住宅ありし所にして小姓は扨從の假字なり、後多く組屋敷となる。

博勞町

此町は米田町の南なり、牛市場ありて伯樂住みければ其名あるかき云ふ、一に馬喰町に作る。

地内町

船場本徳寺地内の町なり。

相生町

博勞町の東にて船場川に沿へり、文政年中始めて此所に松影染を製し、高砂相生松の模様を染む、故に町名起れり云ふ。

福中村

此村は博勞町の南に在り。

富田町

此町は東西に分れ、位置は相隔たれり、元は田地の字にて飛田の義なるべし、西富田町は其前二十軒町と呼ばしこきあり、原名は葛屋町なり云ふ。

大藏前

此所は町といはず、藩政時代船場米藏の在りし所なり。

野里部及び其南隣接續町を併せて約二十箇町あり。

久長町

此町は上下に分かる、久長門外に在り、昔久長と云へる名家ありて町名と爲れり云ふ。

堺町

此町は久長町の北に在り、上寺町、竹田町、久長町の三境なれば此名あり、境町又坂井町に作る。

上寺町

此町は上下久長町の東裏にして、池田家時代より寺院を設置せられし所なり、後町名を失ひ五軒邸に併合す。

五軒邸

此所は町といはず、舊上寺町の東部より外濠に至る廣大なる區域なり、元は田地の字にて農家五軒ありて五軒屋と呼ばしこき云ふ、池田家以來士屋敷と爲れり、以前は五軒屋敷に作る。

竹田町

此町は堺町の北に在り、此通は但馬街道にして、元は但馬國竹田城下の市人が移住せし所かき云ふ。

生野町

同心町

此町は竹田町の北に在り、但馬國生野町よりの移住民ありて其名起れるが云ふ。
住所なりしに因り其名起れり。

五郎右衛門邸

並に金屋町、福居町、八木町、福本町、鍛冶町、米屋町、鍛冶裏町。

此町は町と云はず、鑄物師統領芥田家久、其子宗貞、羽柴秀吉に仕へて此所を賜ひ住宅を造りしが、池田輝政の時組屋敷に編入せられ米屋町を代地と爲せり、然れども其火職たるを以て遠く大野町に移りしと云ふ、附近の金屋町、福居町、八木町、福本町、鍛冶町等は皆其關係地にして、金屋町、米屋町、外二三箇町は廢藩前までは芥田家の支配を受け地子と同家に納めしなり、福居町は印南郡福居村の鑄物師の移住せし所なるべし、此所は白井清水の在りし所にして井の町と呼び後には猪之町と云へり、又福本町は元比丘尼町と云ひし由なり。

橋之町

此町は生野町の北なり、池田家築城前には二股川ありて此所を流れ、中古の國道に當りたれば橋を架せり、故に町名と爲る、一説に府中社の御饗橋ありし所なりと云へども信じ難し。

鍵町

此町は橋之町の西に在りて北折せり、其形に因りて町名と爲す。

野里寺町

此町は鍛冶町の北に在り、王朝時代より増位寺の末寺曼陀羅寺の在りし所なり、此寺は天正の比本寺に背きて轉退せり、後世上下寺町に對して此所を野里寺町と稱す。

大野町

此町は寺町の北なり、元は鑄物師芥田家の住所にして鑄物師町の稱ありしが、本稱は大野郷内にして、後街區となりければ其稱を取れるなり、天正年代大野市右衛門常利、飾磨郡司佐伯愛長の裔白國宗把に屬して武名あり。

威徳寺町

此町は大野町の北に在り、天台宗威徳寺の在りし所なり、此寺は増位寺末なるが、天正年中姫路城主小寺職隆に背きて轉退せり、此邊は古代の石田庄にて、後石田町と呼びしことあり。

野里町

此町は野里筋の北端にして威徳寺町の北に在り、二股川の分岐せる所にして其水窪を梅ヶ坪と稱す、明治七年此所に遊廓を設く、山王社あり。

河間町

此町は野里筋の西裏なり、往時船場川が二股川と爲りて分流せる際此町は其中間に在り、故に町名と爲る、木下家の時已に其名あり。

坊主町

此町は河間町の西に在りて、城の北手に當れり、池田家若くは其以前より城主に近侍する茶坊主の住みし所なりと云ふ。

以上は姫路が街衢と爲りてより、市制施行に至るまでの町名にして、其稱呼は時代に從ひ變更あり、然れども其區域は池田家以來三百年間、別に大なる變動ありしを認めず。

第二節 現在の姫路市

市制施行の際隣接町村の一部市に編入せられ、其後二回に亘り、市は復接續地域を併せて境域を擴張し、又中濠の一部及び廢濠の埋立、並に外濠土居敷の開拓等により街區を擴げ、現在に於ける境域は東は市川に沿ひ、南は山陽鐵道及び馬車道を境とし、西は日出紡績工場より藥師山、景福寺山、男山の麓を縫ひて、白川神社の裏手に

到り、北は梅ヶ枝町を限りて北部一帯の市街を包めり、而して東部に在りては、市川の右岸に、西部にありては、本徳寺の裏手に廣濶なる耕地を包有すれども、場末の街衢にして直に郡村家屋と接壤し、地域の犬牙錯綜せるもの亦少からず、北部に於て殊に然りとす、然れども地の市部たると郡部に屬するを問はず、市街の周圍は概ね廣漠たる平地にして、到る處市區の膨脹擴大に適せざるは無し、近時新設せられたる大小各種の工場は何れも此等の地域に占據せり。

明治二十二年四月一日

中村、福中村、豐澤村、國府寺村、野里村の一部

明治四十五年四月一日

市殿村の内大字神屋村全部

市殿村の内大字國府寺村全部

市殿村の内大字市之郷村の一部

國衙村大字豐澤村全部、但馬車道以南に屬する芝原を除く。

播磨紡績會社の北手山陽鐵道線を境界とし、これより以北の地域全部外濠の南部、北條門より飾磨門に到る間は、鐵道開通後間もなく埋地となり、一條の溝渠を残して、其兩側は家屋密集の區となりたるも、其他は中濠と共に久しく塵埃汚泥の堆積に委せられけるが、明治四十四年に至り、漸次に之を埋立て、街區を得ると同時に交通に利し、下水の排除を便にする事となし、同年十二月二十二日北條門上手の外濠埋立てに着手し、約一年にて竣工し、宅地八百三十餘坪を得、二間幅の道路百十三間餘を造り、且側溝を設けたり。これが經費は二千八百三十餘圓なりき、其後に於て城濠其他の埋立てられたるものは左の如し。

區	城	總面積(坪)	宅地(坪)	側溝(坪)	着手竣工	工費(圓)
惣社門より歩兵第三十九聯隊境までの中濠		三、五一四	二、五一五	八〇七	明治四十五年六月	二一、三六四
野里門外、中濠		二四六	一八二	四一	大正二年六月	
南町公有水面		九〇三	七〇三	一三五	大正二年九月廿日	四、一二九
十二所前外濠		九七八	八三九	一〇六	同三年二月廿八日	

是より先、五軒邸下寺町等の士族屋敷に沿ひたる外濠土居敷は、日清戰役後より大正初年に互り、逐次に開墾せられて宅地となりたり。

市の現面積は〇、三七方里にして、東西の延長三十五町、南北二十八町半、町數百八を算す、白鷺城を繞れる中濠以内は概ね陸軍諸官衙部隊の用地にして、城南、姫山の二練兵場亦此處に在り、前者は歩兵第十聯隊の創設と同時に開設せられ、後者は元射的場なりしを近年に至り練兵場となしたるなり、市街は中濠の外周に在り、城南の街衢は商業の中樞區にして、姫路驛を控へ、銀行、會社、官衙、公署、旅館、料理店、醫院等多くは此區域に在り、爾餘三方面の街衢は城南の如く般盛ならざるも、市の幹道に當れる處は商家薈を列べて相當に活況を呈す、廓外の士族屋敷の一部停車場に接近せる個所は漸次商衢と化し、又學校工場の敷地として買収せられたる場所あるも、其大部分は今猶舊區劃を存して市の外廓に介在し、東部に在りては市街地の大半を占有せり、其邸宅は多く將校、吏員の借家となり、此處に菟裘を營みて閑居するもの亦少からず。

白鷺城天主閣は、明治四十四年に國幣九萬圓を投じて修築せられ、翌年より衆庶の

登閣を許したるが、學生團體等の縦覧者頗る多く、大正六年度には登閣券の發賣數五萬七千九百二枚に達したり、之と同時に城閣の直下勢隱一帯の地を拓きて公園となし、老松古杉の間に四季折々の花木を栽植し、八頭喜齋の二館を築き、廣場を設け、大正元年八月一日より之を公開して、姫山公園と名づけたり、是を姫路市唯一の公園となす、總社及び十二所神社の境内も亦近來遊園地となりたり。

市に散在せる大小五十の寺院は、概ね築城の前後に於て、現在の地に移築せられたるものにして、五軒邸及び坂田町に在ては、十餘の寺院街路の一侧に沿ひて堂坊鐘樓を連ね、西部には景福寺、本徳寺、北部には雲松寺、慶雲寺等の巨刹あり、此等寺院の多數は其境域内に墓地を有し、別に孤立して小區劃をなせる墓地亦少からざるを以て、其の市街に分布せるもの數十の多きに及び、中には市の要部を占め、體裁頗る亂雜を極むるものあり、一二の個所は他に改葬せられて宅地となりたるも、市區の膨脹するに従ひ、墓地の整理は考慮を要すべき一問題なるに至らんか。

現今の地所賣買價格は、一等市街地にて一坪七八十圓乃至百圓、場末の商區にて二三十圓、士族屋敷にて五六圓乃至十圓、郡村に接續せる田畑一反千圓内外を普通と

するもの、如し。

左に戸口の統計を揚ぐ

現 住 戸 口

但大正七年十一月末現在なり

年 次	明治廿二年	三十三年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
戸 數	四、八五	九、七五九	九、八六四	一一、〇八八	一一、四九六	八、八九九	九、三三四	一〇、〇八一	一〇、三七三
男		一七、八九九	一八、三三〇	一九、一〇一	一七、五五六	一七、八八九	一八、六五六	一九、二六	一九、二六
女		一七、九三三	一八、八〇三	一九、四八二	一八、七二七	一九、〇五〇	一九、五九〇	二〇、二四二	二〇、二四二
計	二四、九五八	三六、五五二	三五、八三三	三七、〇三三	三六、五五三	三六、三二四	三六、九三九	三八、二四六	三九、二五七

是に由り人口の増加が頗る緩徐にして、男子は數に於て女子よりも少きを看るべく、更に之を左表と對照せば、女子過剩の勢は、今後多少の緩和を見る事あらんも尙依然として繼續すべく思はる。

自大正元年 至同 六年 本 籍 者 出 生 死 亡 男 女 別

年 次	出 生		死 亡	
	男	女	男	女
六ヶ年合計	三、二二一	二、八九五	二、二五〇	二、〇六三
一ヶ年平均	五三七	四八三	三七五	三四四
男女ノ比	一〇〇	八九、九	一一〇	九一、二

大正元年十月一日に至り、市内の町村各稱並に區劃の變更せられしもの多し、此時

増位町の稱を廢して材木町に合併し、福中内新町の一部を西魚町に編入す、其他舊稱を變更し、若くは新稱を立てしもの左の如し。

片田町

此町は西片町、西富田町を合併し、兩町の名を取りて命名せり。

大藏前町

此町は下片町、富田町、大藏前に福中村字後尺を合せて成せる所なり。

驛前町

豆腐町

忍町

久保町

南畝町

高尾町

千代田町

此七ヶ町は豊澤村郡部より新編入の部分を分割せし所にして、其忍町には外に福中村

字梅林を編入せり、久保町は地字に取れる名にして窪地の俗稱に出づ、南畝町は風土記に據れば昔加茂郡長畝村の人此所の川にて蔣を刈れるを石作連等それを奪はんとし、て其人を殺して川に投げ入れれば長畝川の名起れる由なり、されば長畝を正字とすれども、後には農年に作り、又今字に作るに至る、高尾町は亦地字に取れるにて、一時其邊は桑畑とされることありて今に桑畑の稱あり、一帯に高地にて古代は高丘なりしならむ、千代田町も地字に取れる名なり。

福澤町

此町は福中村の殘部及び豊澤村舊來姫路市所屬の部分と合併したる所なり、原稱豊澤は維新後の起稱にして、豊年澤山の意なりと云ふ。

元町

西新町

此二ヶ町は元の中村にして、西新町は字カンドウツと稱されし所なり、此町は前代は城の南面に在りて、國府寺村、宿村と共に古き所なれば取りて名としたりとぞ、其西新町は俗に新道と呼びしに基けり。

直養町

此町は元單に直養と稱したる所なり。

下寺町

此町は本來下寺町の裏手にして、即ち下寺町裏なりしを改稱したるにて、却つて本來の意義を顛倒せり。

京口町

此町は國府寺村舊來市の一部たりし所を改稱したるなり、其時同村他の一部は天神町に編入す。

城東町

此町は國府寺村郡部より編入の分を改稱せしなり、大正七年全町の家屋を西北方に移轉せしむる事となり、舊來の位置を變ず、毛織會社設けられて水路梗塞し爲めに災害多きに因る、市會議員柳田儀作其事に奔走して勞多し。

北神屋町

此町は元は神谷北裏と稱せし所なり。

南神屋町

此町は神谷南裏及び市之郷村字大善田を合せて成れる所なり。

東郷町

此町は市之郷村の殘部を改稱せしにて、東郷大將にも似通ひて住名なり。

神屋町

此町は神谷村を改稱せしなり。

朝日町

此町は北條村を改稱せしにて、市の東面に當れば其名を撰びしと云ふ、其年御製あり。
御製

あさつくひ豊榮のほる山松の梢をしめて田鶴そ鳴くなる。

梅ヶ枝町

此町は舊稱野里村を改めしなり、此邊古來梅ヶ坪と呼び、船場川窪にあたりし所なるが此時俗稱に因みて住名を撰みしものといふ。

姫路古來の俗談に七不思議と云ふことあり。

東に西明寺。——北に南條。——寺に虎屋。——横に壑町。
西に東光寺。——南に北條。——町に國府寺。

一説には、北に南條を除きて、木に竹の門を加ふ、笑談には姫路の殿サン姫爺サンなどいふ。

これは池田家時代よりの諺なるべし、西明寺は最明寺に作る、大日村に在り、外にも西明寺あり合はざるに、北條時頼の建つる所といふ、東光寺は八代村に在り、伏見天皇の勅願所なり、兩寺共に古來有名なり、北條は城南の村にて今朝日町に改む、南條は城北に在りし

かなれども、そは王朝時代班田の行はれし時の稱にして、今は明ならず、峰相記に據れば、中世は飾東、飾西兩郡の中間に中條郡ありしと云へば、其の遺稱の分れしならむも、南に北條ありて北に南條の名ありとは疑はし、今北條の南に南條あり、以上の内三所は郡部に屬せり、虎屋は虎道場といひ元は姫路丘の内に在りしなるが、今は上白銀町に移り淨恩寺と謂へり、俗に虎屋御坊といふ、國衛巡行考證には上白銀町西教寺あり、堅町は南北の筋にて他町を横ざるさまとなれり、一説に見ゆる竹ノ門は他家ノ門なり、姫路城の鬼門なれば、特に他家ノ門と稱して除外せりとの説あり、如何にや

第四章 神社志

我國は元來祖先教を奉ずる民族より成り、部曲の民各其氏神を敬祭するを常とす、皇室の氏神は全國の氏神にして伊勢に坐ます天照大神なるが、國郡鄉村には亦其部曲の祖神あり、又別に其地開拓の神若くは縁故ある偉人を祭れるもあり、姫路地方の祖神は伊和大神大名持命にして、開拓の神亦た同神なり、されば同神を祭れる府中社は、實に姫路地方の氏神なり、今茲に同社及び氏神として祭れる四五の神社を擧

ぐ。

縣社射楯兵主神社

祭神 五十猛命 大己貴命

氏子本町外七十九箇町

此社は古來惣社伊和大明神と稱し、欽明帝の時鎮祭せし所なり、景行帝皇子稻背入彦命針間別を賜ひて、尖栗郡より伊和部の民を率ゐて飾磨郡に移り給ふ、依りて其所を伊和里と號す、命の母五十河媛は伊和大神大名持命の裔にして、尖栗郡伊和里五十河に住み給ひし人なり、故に命は大神の裔なり、されば孫伊許白別命は成務帝の時針間國造と爲りて國神に仕へ、給へり、針間別命が飾磨郡に移り給ひし際は、尖栗郡に坐す伊和大神を、此地に勸請し給ひしは自から明なるが、舊記に據れば、其後欽明帝二十五年六月十一日に此神を箕丘即ち今の飾磨郡安室村水尾山に鎮祭し、延暦五年六月十一日、將軍坂上田村麿は小野江に奉遷して兵主神と稱し、世に府中社と曰へり、康保四年十月十一日冷泉帝即位し給ひ、翌年三月八日飾磨郡主基に卜定せらる、其十一月廿四日癸卯大嘗祭の時、播磨國在廳祝部明石大夫大和明緒、修理進大和佐緒以下供物を調進しけるが、府中社の神前に主基の標山を作りて神事を執行せり、帝の即位は丁卯の歲なれば、其後六十一年目毎に此神事を行ひ丁卯祭と稱す、養和元年十一月十五日全國大小明神百七十四座を合祀して惣社伊和大明神と號す、伏見帝以後歷代持明院流は播磨國衛を御領とし給ひしかば、其鎮守社として朝家の崇敬厚く、伏見帝の如き

は行幸の御事ありしと云ふ、天正九年羽柴秀吉城内整理の時今の地に奉遷したり、明治維新の際故ありて此社を延喜式に見ゆる飾磨郡射橋兵主神社二座と爲し、四年廢藩後縣社に列す、其神歴より見れば頓て國幣社に昇格あるべきかと思ふ。

縣社姫路神社

祭神建正親主命

氏子景福寺前一箇町

此社は姫路藩主酒井家の舊臣及び藩政中大庄屋大年寄たりし者の發起情願に依りて創祭せられし所にして明治十二年十一月十日許可せられ、十四年十一月六日鎮座祭を行ふ、十七年三月十三日縣社格に加列す。

郷社十二所神社

祭神少彦名命

氏子十二所前外二十一箇町

此社は十二所前に在り、祭神少彦名命は伊和大神と相契りて針間國を國堅せられ、主として醫藥厭禁の術を以て疫疾を救解せられたる地方の功神なり、一年大神と共に姫路の神に期會せられたるこゝ風土記に見ゆ、傳へ曰ふ、延長六年三月朔日十二壘の蓬を生ず、高二丈許なり、時に少彦名神託宣して曰く、此業を用ひて病所を摩摻すれば其病忽ち治す、里人崇敬して一社を建て十二所權現と稱す、其地は南畝岡字大將軍の所なり、後安元元年九月九日今の所に遷す、一説に蓬萊島は熊野山なり、秦徐福不死の薬を觀めて熊野山に來る、同山に十二所權現ありと云へり、又京都五條天神社は少彦

名神を祭り、此神に祈りて艾灸すれば諸病に靈驗ありと云ふ。

村社九所御靈天神社

祭神

少彦名命、大物主命、大山津見命、經津主命、櫛田彦命、譽陀別命、大鷦鷯命、菅原道真公、楠本人麿公

氏子東郷町外七箇町 市外一村

此社は東郷町に在り、前代の市之郷なり、御靈社と稱するは多く菅原道真の怨靈火雷天神を祭れるにて、後には高野御靈早良親王、藤原夫人、伊與親王、道鏡禪師、吉備大臣、井上皇后、桂御靈桶逸勢を併せて八所御靈と稱し、其崇を鎮祭る、其崇は多く疫癘なり、此社は此八靈の外に醫藥の神少彦名命を合祀して民安を祈りしものかと思はる、國內神名帳に松本天神と云ひ、楠原忠次事蹟記に播州御靈の一之神の事見ゆ、明治維新後祭神は上記の九所を爲せり、境内松の大木多し。

村社水尾神社

祭神大己貴命

氏子小利木町外三箇町 市外一村

此社は飾磨郡城北村山之井に在り、惣社伊和大明神の原社なりと云へり、欽明帝二十五年六月十一日大栗郡伊和に坐す大名持御魂神を飾磨郡水尾山に勧請せしこゝは惣社記に見えたるが、此社は其後再び此地に勧請したるなりと云ふ。

村社大年神社

祭神

稚産靈命、倉稻魂命

氏子野里町外七箇町 市外一村

此社は飾磨郡水上村大日に在り、此近地は鎌倉時代、北條義時以來の徳宗領にて、最明寺時頼は暹明院を建立し、鎮守として此社を祭りしものゝ如し、社傍に妙外一有居士の墳あり、時頼の家臣佐野常世の墓にして、常世は建長七年三月十五日此地に歿したりの記あり、附近に同氏を稱するもの多し。

村社日吉神社

祭神 大己貴命
大山咋命

氏子威徳寺町一箇町

此社は承和元年、増位山下鎮守の爲め勸請せし所にして、藩政時代は山王權現と稱し、神靈は釋迦如來なりしと云ふ。

村社白山神社

祭神 白山姫命

氏子城東町一箇町

此社は元は白山權現と稱し、國府寺村の氏神なり、其本社は延喜式内加賀國石川郡白山比咩神社にして、菊理媛を祭る、延享四年已來社殿修覆の爲め諸國勸化を許されしことあり、此社は其比氏子の者勸化に従ひ勸請せしならんかと思はる、一説には元文元年の創祭なりと云へり。

第五章 宗教志

我國古來の宗教は神道と佛教となり、神道は元來天竺梵天教に起れる歟と思はるゝ、節あれども、我國にては後に至り祖先教と爲りて宗教と稱し難きの觀あり、其教は正直を本と爲せり、佛教は繼體帝十六年始めて傳來し、聖徳太子の時隆興しけるが、太子は増井山増位寺を開き給ひし由なれば、姫路地方は其頃既に開教せられしこと明なり、後奈良朝の時行基大僧正は増井山を再興し、此土にて七體の薬師像を刻みけるが、其一體は河間の薬王院淨光山藏福寺に安置せり、法弟法道仙人揖保郡矢田部村の人、字矢田部、米麿なり、入道して徳道と稱すを行ふ、後播磨國に四十九ヶ寺を開きし由にて、國府附近志深里に師薬堂を建て世に國府寺と呼べり、是れ國府寺氏、國府寺村の起稱なり、又中村に願導寺を創む、此二寺は姫路に於ける最古のものなる可し、増井山の末寺に河間曼陀羅寺あり、後禪宗、雲松寺と爲る又古寺なり、後一條帝寛仁元年、誓忍阿闍梨府中に眞言の一寺を興せり、其本尊薬師

如來は飾磨薬師の稱あり、寺邊に古來竹柏ナカキの大木ありて方十間に茂る、故に俗に此の寺を柳寺と呼べり、此柳木は元享二年四月六日枯れたり云ひ、又天正五年七月五日の大風に仆ると云へり、高柳寺は室町幕府享徳二年善導寺と改稱し、浄土宗と爲り、後池田家の時下寺町今の所に移る、高倉帝治承三年僧幽玄願入寺を勅む、此の寺は宿村、國府村の境なれば宿分院の名あり、其安置せる地藏尊は平清盛が建禮門院の安産を祈る時、國々に安置せし六十六體の一にして子安地藏の稱あり、池田家の時下寺町に移る、年を経て文明年中、浄土眞宗光徳寺、光源寺、飾萬津より姫路城下に移る、木下延俊右衛門大夫の時、日蓮宗妙國寺置鹽城下より移り來る、池田輝政の時、浄土宗鎮西派虎峰山光明寺、飾萬津より城下西魚町に移る、當時又上下寺町に地を賜ひて建置せられたる寺堂極めて多し、慶長十四年十一月廿六日、輝正姪下間越前守重利に三千石を與へて侍大將と爲す、重利は源頼政の後なり、其祖宗綱承久年中、弟頼茂の罪に坐して斬に處す、時に本願寺教祖親鸞爲めに命を乞ひ薙髮して蓮位と號す、親鸞一寺を常陸國下妻郡に建て蓮位に賜ふ、因て氏と爲す、世を経て下妻頼龍の時、本願寺主顯如大阪城を守る、織田信長來り攻む、顯如紀伊國に退き一男教如留守す、頼龍大功あり、誓ひて永代家臣第一と爲す、頼龍池田信輝の女を娶り、嫡男重利を生む、理當に下間家を繼ぎ家老第一と爲るべし、教如約を履

ます、是を以て慶長十三年本願寺を出て、伯父輝政に寄る、是に至りて侍大將と爲る、是より先、文祿元年十一月、顯如寂し、教如繼ぐ、母如春尼、豊臣秀吉と善し、請ひて次子准如を立て、教如を廢して裏門に居らしむ、徳川家康天下を得るに及び、本願寺の勢力偉大なるを憂ひ、兩立の計を取る、乃ち慶長七年、教如に寺地を賜ひ、東本願寺を勅む、是より本願寺東西に分る、當時播磨國は教如の法弟多く、總録所龜山本徳寺は其配下と爲りけるが、後輝政重利の事に因り、教如と相善らず、領内に合して一向宗諸寺をして悉く西派に屬せしむ、此時教如を慕ふ者揖保郡西道房等、往々領外生野等に退去したり、元和三年、本多忠政入府するに及び、教如に寺地を賜ひ、船場本徳寺を勅めしむ、是より東本願寺派大に興る、城主松平義知の時、船場嵐山の下に菩提寺、孝顯寺あり、寛延二年、封を轉するに及び、悉く上寺町景福寺禪宗曹洞派に賜ひければ、景福寺は同所に移轉したり。

奈良朝以來、兩部神道行はれて神佛兩教を習合し、寺僧は多く神職を兼攝することゝなり、社域には神宮寺ありて、供僧神事を掌り、事あれば仁王經を讀み、御修法を行ひ、咒符を出せり、江戸幕府後藩には宗門奉行、寺社方あり、洋教禁止以來、寺僧は檀越

の戸籍をも掌るに至れり、洋教の禁は甚だ嚴にして、姫路藩は室津、高砂、飾萬津、家島の番所に高札を立て、伴天連、切支丹宗門の渡海を偵察出訴せしめ、正徳四年十二月付天和二年五月八日の制禁には懸賞の目あり。

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者有之は申出へし御ほうひまして

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

銀三百枚

同宿並宗門の訴人

銀百枚

右之通可被下之たさひ同宿宗門の内たりさも訴人に出る品により銀五百枚可被下之かくし置他所あらはるゝに於ては其所の名主並五人組迄一類共に可被處嚴科者也仍て下知如件

天和二年五月八日

奉

行

右之趣從 公儀被仰出ぬ條領内之輩此旨堅可相守者也

御

名

明治元年三月、神號佛名を甄別して佛像を神體と爲すことを禁じ、尋で十月神佛混淆廢止を仰出されければ、社僧は蓄髮して僧侶と相分ち、寺社奉行は社寺奉行と改稱せられ、神官俄に勢を増して、僧侶は一時世の擯斥する所と爲れり、六年一月佛敎公演を説教と稱し、從來の法談、説法の名目を廢止せしむ。

明治維新後西敎の禁漸次停廢に歸しければ、姫路地方には耶蘇敎會往々設置せられ、現今にては其信者少なからず。

市内に於ける現下の寺院會堂を茲に掲ぐ。

寺院

正明寺	天台寺	五軒邸	心光寺	淨土宗	坂田町
明王院	眞言宗	堅町	正法寺	淨土宗	坂田町
安樂院	眞言宗	柳町	願入寺	淨土宗	坂田町
寶藏院	眞言宗	南神屋町	幡念寺	淨土宗	坂田町
圓乘寺	眞言宗	梅山伏	光明寺	淨土宗	中魚町
櫻谷寺	淨土宗	五軒邸	西福寺	淨土宗	西魚町
善導寺	淨土宗	坂田町	誓光寺	淨土宗	西魚町

國府寺家

國府寺家は姫路唯一の舊家なり、今其家譜を見るに、昔采女横尾姫あり、寵衰へて播磨國に歸り皇子を生む、長じて播磨守に任じ、子孫世職を帯びて國務を司る、年を経て國衙莊主と爲り、降りて幕政の時守護職に補すと、一家の説には光仁帝四十の時皇后井上内親王其子他戸親王と交りて富姫を生む、事露れて親王隱岐國に流され、姫は播磨國に下り、飾磨郡大領角野明國の許に養はる、後赦されて姫を明國に賜はる、弘仁六年九月十五日薨す、姫路丘に葬る、國內神名帳に播磨富姫明神とある、是なり、姫山の名は此より起る、此富姫は一に卷尾姫と申し、姫路國府寺家の祖なりと、今諸書に據りて按ずるに、國府寺家は刑部造なり、夙に播磨國司に任じ世を経て大少目を領す、寛和年中嗣なし、大掾巨智大夫延昌播磨守と稱す、飾磨郡巨智庄を領す、書寫山性空上人を信じ、別府中本一宮を修造する時奉行となり、又芝原春日社、松本御靈社を修造せり、巨智庄は今の高岡、安堂諸村なりの媒を以て揖保郡司矢田部乙春を養ひ子と爲す、乙春、本姓は韓矢田部造韓又辛に作るにて、針間鴨國造同祖崇神帝皇子豐城入彦命の末なり、三世孫御諸別命針間別稻背命の子、亦御諸別命と稱す、一説に國府寺家は景行帝の裔なりと云への孫現古君神

功皇后征韓の時海中物あり、現古君を差して之を檢せしむ、現古君復奏の日韓蘇使主等を率ゐて歸る、因て本姓を賜ふ、姓氏錄に據る蓋し、此時性韓國造を賜ひ、後仁德帝の時、矢田皇女に仕へて、獲姓せられたるなり、本居は鴨國神崎郡矢田部村にて、古記に據れば、辛矢田部久家の時分れて、揖保郡高明山矢田部村に住し世に高明若御前と稱しける、爾後世を傳へて、揖保郡司大に任せらる乙春刑部氏を繼ぎて家職朝野群載長和四年十一月十六日の國符に大目刑部小目刑部の名見ゆに任じけるが、平家の盛時平忠盛播磨守と爲り、其子池大納言賴盛は後白河院領石田庄國府附近建田庄揖保郡を預りて、揖保郡福井庄領主平重衡の家臣と共に國衙政所シヨロを押領し、後源氏の世となりしも、池家は頼朝に恩ありて、知行は元の如く府邊を管領せり刑部氏の家職は一時廢絶したり、此刑部氏の養嗣辛矢田部乙春は後世の國府寺家の始祖なるが、其家を國府寺と稱するは、徳道法師通號法道仙人、長谷寺縁起、扶桑略記、徳道上人傳、其可しが幼にして父母を喪ひ、ければ哀慕の餘り出家して、行基の徒弟となり得道と稱す、神龜年中長谷寺を創め、後播磨國に歸りて、法華山蓬萊山以下四十九箇寺を建つ世に法道仙人と稱す、又増位山記に據れば、釋考二十二葉に、徳道法師者行基之徒弟、法相學此寺住僧也、天平十五年勅諭、勸興福寺金光明會、講師任僧正、同十六年三月、月往大和國鳥谷寺後還、此寺を見ゆ、聖武帝御世の名僧なりの裔にて、國府寺に縁故ありしに由れり、中村寺縁起に同寺は徳道上人の開基にして、即ち乙春氏元祖の建立なりと見ゆ、又古所拾考に、小野江の西に久家若御前の社あり、國府務者祖神也と見えたり、按ずるに、國府寺家は、徳道上人の子孫にして、上人は増位寺を再興し、又國分寺創立に功あり、増位の本尊は、華師如來なるが、上人は國分寺境内志深里に藥師堂を設け、其地は國府附近なれば、世に國分寺と云ひし由にて、即ち同家の氏となり、其政所を國府寺政所と呼びし者の如し平家亡び源氏興りて、後刑部氏一族は佐用庄地頭職、白旗城主赤松賴則と親を結び、右近大夫景厚の時、賴範の子、別

所刑部頼清の女婿と爲り、頼清の長兄白旗城主則景の一字を受けて名と爲す、其援引に由り再び家職を復し國務を執るに至れり、則ち政所を志深に置き志深政所と稱す、世を経て赤松家置鹽城主の時志深五ヶ村を領し四至東限道辻之社南限英保之芝屋西限藥師寺西二丁餘北限月岡守備の任に當れり。

貞和二年、赤松貞範姫路丘なる稱名寺を山下に移し、其跡を營みて居館と爲す、廣さ方四丁と云ふ、實に姫路城の權輿なり、此城は其後明治維新に至るまで五百三十年間連綿として嚴存し、城主の系統十八家を経て四十餘代に及び、世々中國の雄鎮と爲る、國府寺家は其祖神富姫宮、刑部宮按に國內神明帳に姫道刑部太神あり、木華開耶姫を祭る刑部氏の祖神なり、此宮は古來姫路丘に在り、後世城地となるに及び、城内鎮守として上の崇敬極めて深かりしが、明治十二年九月五日城外元鹽町に遷す、先是樓町帝延享四年神官馬場秀平刑部を改めて長壁さなして今日に及べり、古來丘上に在りて地主たるの趣あれば、徳川幕府以後城主の交替ある毎に其受授に參與するの例と爲り、其邸宅は城地附近に在りしが、慶長十四年城主池田輝政の時地を本町に賜ひ、本多忠政城主と爲るに及び、其居を賜地に移せり、後世々大年寄の職に擧げられて其筆頭に位し、町民の頭と爲れり、維新後慎男の時光源寺前に轉居し、明治二十一年十月廿一日、東京府神田區今川小路二丁目に轉籍し、姫路の地千數百年來繼續したる一舊家を失ふ

今同家の墓誌を按ずるに、二十九世次郎左衛門正就子なし、神吉村の神吉頼治を嗣と爲す、寛延元年五十七にて没す、赤松圓心十一代目の孫なり、同家が源姓を稱するは是等の縁にも仍る可し、維新後同家の長女は辻川村三木承太郎に嫁し、承太郎の嫡女は姫路遊町兒島熊太郎に嫁せり、明治二十一年四月六日の事なり

兒島家

兒島家は天日槍命四世孫田道間守の裔なり、田道間守の弟日高の子高頼媛命ヒコノミコ彦坐ヒコイマス王開化子の曾孫息長宿禰王に嫁して神功皇后を生む、故に一族は應神帝の外祖にして頗る權勢あり、仁徳帝の時但馬以西隱岐に至る五國の國造罪あり、播磨國伊和部里にて田を作らしめ、以て罪を贖ふ、其時三宅御宅なり、正倉屯倉同義なりを造りて稻を藏む、飾磨三宅と稱す、田道間守の裔三宅連に任じ、居を其地に移す、世を傳へて豪族と爲り、三宅氏を稱す、永承二年、三宅朝臣光平播磨少掾に任せらる、蓋其裔なり、其後武範の時平氏の勢威盛にして職祿を失はれければ、備前國兒島に赴き兒島氏を稱す、男なし、佐々木重範盛綱の孫盛則の子を嗣と爲す、子範守、元寇の役功あり、從五位下備後守と爲る、範勝を経て範長に至る、延元元年、印南郡に戦死す、子高德勤王の士なり、晩年郷里に歿す、其石飾磨郡三宅に在り子高光より七世を経て貞元に至り、從五位下土佐守と爲る、宇喜多秀家に屬

し一萬石或云二萬石を領す、秀家は高德の裔能家の子直家の男にして、豊臣秀吉の猶子と爲り、從三位參議と爲る、貞元同祖の故を以て仕ふ、關ヶ原役秀家敗れて島津義久に寓す、貞元共に走りて揖西郡半田村に抵り遂に逋客と爲る、子恕菴少壯醫と爲りて姫路に移り、本多政朝に仕ふ、寛永十六年四月十八日政勝郡山に移封の時隨從す、當時姫路の豪富に竹田又左衛門政大あり、南町光徳寺順慶の弟なり、家を富家トクと號す、子政義子なし、恕菴の五男政徳を嗣と爲す、政徳富家を繼ぎ兒島氏を稱す、是れ姫路兒島家の初代なり、性質朴にして益々家産を治む、政行、政並實田尻太郎、政右衛門男を経て政秀に至る、政秀貲を積むこと鉅萬、性寛柔にして人を愛す、和歌、點茶、謠曲、圍碁、蹴鞠の諸道に達す、文政の初年鉅金を納れて國用を助く、大年寄格と爲る、藩主酒井忠實茶を東館に賜ひ、主禮を執る、世以て榮と爲す、時に大年寄中豪富六人あり、六人衆と稱す、政秀、井上喜右衛門義方平福と其名尤も著はる、老後宗籌と號す、八十の賀、和歌、師正二位中納言芝山持豊、松爲久友の歌を賜ふ、頼山陽廣詩あり家に傳ふ。

誰知僊叟少時遊 十八公交八十秋 喚他語落無文彩 較叟多才輸一籌
 姫城兒島君政秀年八十耳目聰明少多技能好和歌及散樂其他點茶圍碁蹴鞠之類皆

米壽の賀、太守忠實以下賀章二百餘篇に至る。

鷺山公

來るはるやよれ饅頭を播磨不二

六花

御内室

つもれなをいく十かへりも松の雪

雪花

抱一上人

さしの尾をくゝ頭巾や米俵

鶯 邨

足以娛老非此徒壽者比也蓋兒島氏累世至八旬者君爲始和歌師芝山黃門黃門賜歌爲君壽題曰松爲久友君以此邇求四方篇詠余亦與焉因以二十八字塞其責若斯

山陽外史

宗籌文政七年正月十七日歿す、年九十一、後政孝、政恒實飾磨津字根峯房三男、政美實備前岡山入江九右衛門弟相傳ふ、政恒の時家道益々振ふ、政美先て歿す、丹波柏原町土田新左衛門宗の長男政毅を嗣と爲す、初與三右衛門、後又左衛門維新後政稱の令に依り與と改むと稱す、藩會計の事に參與し、中小姓格より給人に進み、祿三百五十石を食む、一日金庫火を失し、金貨多く熔解す、用ひて佛具を作る、官聞きて罰せんとす、便ち貨鉅萬を納れて罪を贖ふ、傳へ云ふ、紅粉屋の富蘭西三十三國に其富殆ど天下に比なからん官佛具を没し、政毅を領外に逐ふ、政毅九龜領網干に居ること五年にし

て明治維新と爲り、事解けて家に歸る。又會計顧問と爲り、平福屋、太物屋と世民社を組織して飾磨縣の出納を掌る。嘗て二千金を投じて雲山石を購ふ。石は京醫吉田機庵の家代々珍襲せし所にして、詠歌一帖、有栖川幸仁親王たちそめてつねに所あらむ白雲の山はみ舟のやまならねとも中御門大納言資熙、清水谷大納言實業、其他公卿十六人の歌添ひ、林家羅山、春齋、鳳岡三代の記あり、装釘優麗にして雅人の艶美する所なり。政毅之を獲て躬から雲山と號す。晩に神道を好み、其儀を究む。明治十六年五月九日歿す。年七十。先代政美早く歿し、一女知加子あり、政毅の外に逐はる。や、明石寺田仁兵衛の二男政光を養ひて配す。文久三年正月十二日、政光暗殺せられ、政毅爲に嫌疑を被る。幾も無く刺客自首して事解く。政光五子あり、四子天し、一女布左子加東郡市場村近藤常三郎に適く、政毅の配兒島氏政恒四女以左子。四女を生む、一女留以子天保十一年六月四日生。船場明石新左衛門長男造酒助に嫁す。後離縁す。二女布美子天保十四年十二月二十八日生。妻鹿村勝間藤助の弟又四郎政保を養ひて配す。三女政治子弘化元年十二月十五日生。印南郡今市村伊藤長次郎に適く。四女美知子分家兒島虎一郎政和の妻と爲る。政保の室布美子慶應二年九月廿六日、熊太郎政經を生み。明治八年一月廿九日、政次郎を生みしが、其後政保は義父の意に合はずして實家に歸れり。熊

太郎二十一年四月六日、神東郡辻川村三木承太郎の長女登満子國府寺家の嫡外孫なりを娶る。登満子廿三年十二月十二日當主秀次郎を生む。日清戦後姫路に第十師團を置かれ、城北に特科隊を設けらる。や、二十九年八月八日、姫路市人は田地十一町九段四畝廿八歩を陸軍省に獻納せり。其大部分は熊太郎の所有なりしが、熊太郎は極めて其代價を低くし以て其事を成さしめたりと云ふ。熊太郎の弟政次郎は曩に鍛冶町に分家せしが、兒島家の分家は現に三戸あり、准分に至りては十六家に及び、古來の家聲を維持して敢て失墜せしめず。實に現下姫路唯一の名流と爲す。

芥田家

芥田家は源義家の裔世良田頼氏より出づ。古來播磨國の冶工なり。頼氏の二男教氏新田義貞に屬す。義貞建武元年播磨守と爲る。其時教氏大掾に任じ、加茂郡芥田城を構ふ。義貞敗退の後、子孫細川持之に仕へ、玄孫勝則、應仁元年、持之の子勝元の命に仍てり。赤松政則に屬し、播磨國に入り、山名宗全の兵と戦ひて功あり。再び芥田城を賜ひ一萬貫を領す。子宗氏を経て孫家久に至り始めて芥田氏を稱す。實に同家中興の

祖なり、家久播備作太守置鹽城主上總介赤松義祐の目代姫路城主小寺^田職隆に屬し、居を野里村に移す。天文七年十二月播磨國鑄物師統領職津田村藤原辨隨の賣場を十七貫文に買取りて統領職と爲る。尋て同十四年十二月印南郡大村鑄物師の賣場を買取る。當時東播八郡の總兵司三木城主別所職治置鹽屋形の領地を侵害して市川の東岸庄山城をも占領し、用水飭萬井を塞きて姫路領内を壓迫し、附近の貢租は三木城に半納せしむるに至る。家久亦其招く所と爲り、欺かれて拘禁せらるゝ。こゝと三年に及びしが、節を守りて屈せず。後歸りて河端城を構へて守る。天正二年五月五日置鹽城の戦功あり、赤松則房威狀を賜ふ。尋て敵將と市川を隔て、對陣し、一日決戦しけるが東軍敗退して、それより姫路領は永く安堵するに至れり。是時家久は赤松家の賞賜を辭し、大村鑄物師を改易して其職を奪ふ。後職隆の子孝高に仕へ、羽柴秀吉播磨に下るに及び大に斡旋する所あり。後藤基次の如き、又其家に寓せしことあり。八年三月十五日、六十一歳にて卒せり。家世々五郎右衛門と稱し、二世五郎右衛門宗貞は姫路築城に功あり、又征韓役軍器の鑄造を命せられしとあり。三世五郎右衛門充商の時、慶長十九年四月十六日京都大佛洪鐘鑄造せられ、充商播磨全國の

鑄物師百六十七人を率ゐ、其棟梁と爲りて上洛し、竣功して薩摩少掾に任せらる。其後家職益々昌にして梵鐘には一切家銘を用ひ、鹽釜、農具に至るまで同職より口錢を徴し、毎年八朔藩主に獻金するを例とす。充商より宗喬、宗良、宗顯、宗卿、宗芳、宗功^{宗弟}、宗安相傳ふ。宗安の時大政維新して特權消滅しなければ、終に家業を廢し、野里村大藏神社の神官と爲る。子宗吉あり、初世襲の稱を用ひしが、廢藩後官稱私名停止の令に依りて五郎に改む。圍碁の名手^三なりければ遠近に遊びて大正三年二月十日歿せり。年七十九、一女以久子^{安政五年五月廿五日生}あり、明治八年母家加東郡古瀬村内藤治兵衛に附籍し、來住村赤松保二郎を迎へて配し、男勇雄を生む。以久子四十四年七月七日分家し、大正三年六月二日、勇雄の義弟進を養嗣と爲し、姫路市綿町に移る。七世宗卿の三男に常四郎あり、分家して三木屋と稱す。其玄孫は當主芥田九一郎にして、曩に本家傳來の系譜古器物を購ひ、大に名蹟の保存に努め居れりと云ふ。

芥田家の邸宅は、宗貞の時まで今の五郎右衛門邸に在りしが、池田輝政配地の時其地を組屋敷に充て、米屋町を代地に賜ふ。然るに其火職たるを以て居を大野町に占め、米屋町其他附近は支配地として地子を收めしも、廢藩後地券改正の際現住人の

名義に改めしめたり。

第七章 人物志

古來姫路に於ける人物極めて多し、城主に至りては、黒田孝高、羽柴秀吉、池田輝政、榊原忠次の如き、其偉其傑天下雙なきものあり、此の如きは今敢て取らず、又彼の節義の士に至りては、寛永中本多忠刻の死に殉せる岩原牛之助の如き、寶曆中主河合定恒自刃の時、其遺託を受けて家政を整へ、年を経て追殉せる村山重兵衛の如き、文中主上田左大夫の仇を復せる忠僕宇平、權之助の如き、其人少からず、今見る所に従ひ年次を逐ひて爰に八十餘人を擧ぐ、傳中岸本吉兵衛あり、姫路の人に非ずと雖ごも關係極めて深きを以て採録す。

高丘連河内

百濟歸化僧大學頭沙門詠の子なり、本姓樂浪、和銅年中播磨大目と爲り大に正倉を立つ、朝廷其功を賞し物を賜ふ、後文章博士、東宮侍講、大學頭、内藏頭に進み、從四位下に叙す、年あり病で卒す。

播磨娘子

萬葉集の歌人なり、靈龜元年五月二十二日石川君子播磨守と爲りて國府に來る、娘子寵あり、君子任滿ちて京に上る時歌二首を作りて贈る、其詞婉曲人情を盡せり。

辛矢田部造米麿

揖保郡矢田部村に生る、針間鴨國造市入別命の裔にして、姫路國府寺家の祖なり、出家して徳道と號し世に法道仙人と號す、行基僧正の徒弟なり、神龜中大和國長谷寺を建て、其後播磨國四十九個寺を創む、姫路願道寺は其一なり、増位山を再興し、藥師堂を國府志深里に建つ、世に國府寺と稱す、子孫國司と爲り以て氏と爲す。

賀陽豐年

吉備武彦命の裔なり、博學剛正、義を守りて屈せず、故に不遇なり、嵯峨帝其宏材を惜しむ、特に播磨守に任ず、治績あり、弘仁六年六月二十七日卒す、年五十六、卒する日正四位下を贈り以て國華を崇む、時人猶天爵餘り有り人爵足らずと謂へりぞ。

和氣仲世

和氣清麿の六男なり、天長十一年播磨守に任じ清靜民を化す、仁壽二年二月十九日卒す、年六十九、國人之を惜しむ。

和邇部臣宅繼

孝昭帝の子、國押人命の裔にして、飾磨郡に生る、播磨博士と成る、貞觀二年十二月八日、申

請して國學釋奠式を定む、一族國府に仕へ權醫師となれるものあり。

播磨宿禰延昌

針間別稻背入彦命の後なり、寛和長保の比播磨大掾に任じ、巨智庄を領す、仍て氏を爲す當時の勢家にして大に治績あり子孫庄内草上を領して草上氏を稱し草上興清は攝保郡香山庄を領せり。

正覺坊道遠

播磨椽大江舉周の孫にして匡房の子なり、増位山十七代長吏と爲る碩學の名あり、康治二年姫道山稱名寺を創む、久壽中天台宗要三部抄の六祖所判に漏れたるを補ひ世に姫道抄と稱し本山に依用せられ、日本一州義科の本書となる、又吉祥天女護摩供私記を撰む、承安四年(増位山記保元二年)四月十五日増位山地藏院に寂す。

播磨内侍

播磨目利部俊衡の女なり、伏見帝播磨國衛及び別納十所を領し給ふ、因りて采女となりて宮中に入り掌侍となる、播磨内侍と稱す、尊彦親王を生む、親王は後の青蓮院座主尊圓法親王にして書道御家流の祖なり、正應中帝國衛行幸の時内侍罪を得て、志深政所に幽す、後配所に薨す、利部宮に合祀す。

芥田家久

通稱五郎右衛門、新田義貞の裔世良田氏に出づ、義貞播磨守と爲りしとき家祖教氏大掾となり加西郡芥田村に居る、玄孫勝則赤松政則に仕ふ、鑄物師統領と爲る、家久姫路城主黒田職隆に仕へ野里河端城を守り戦功あり大に家職を興す、後藤又兵衛基次、栗山大膳の如き來り寓せしことあり、天正八年三月十五日歿す年六十一。

那波道圓

活所と號す、姫路に生る、家元那波村の豪農なり、祖父祐榮の時姫路に移り鉅商となる、道圓儒道に耽り名聲あり紀州侯の儒員となる、正保五年正月三日歿す、年五十四。

野中良繼

兼山と號す、父は良明山内一豊の外姪なり、妻秋田氏、元和元年三月良繼を姫路に生む、英才あり、伯父直繼土佐藩の執政なり、良繼嗣と爲り大に治績あり、後人の思む所と爲りて蟄居す、寛文三年十二月十五日暴に卒す、年四十九、後人祠を立て、祭ると云ふ。

原永貞

芸庵と號す、名醫なり、姫路に生る、峭直權貴に阿らず、京師に移る學深く術精し、晩年名大に著はる、享保元年八月十日歿す、年七十四。

井上等清

姫路龍野町の豪商平福屋の主にして俳人なり、本姓は越智字は寒瓜桐笑と號す、父丹頂

堂一世千山廣瀬惟然に従ひ、蕉翁の蓑笠を師に獲て愛蔵し、増位山太子岩の下に風蘿堂を營みて祭る、等清其志を繼ぐ寛延二年酒井忠恭姫路に入る、其年風蘿堂に遊び吟じて曰く、はせを葉や風にやれても名は幾世、等清此句を石に刻し堂側に立つ、明和二年七月十七日歿す年七十九。

松平武久

姫路藩酒井家の世卿なり、父修久鷹鳴氏を稱す、其先參河押鴨村に居り松平信光に出づ、武久酒井家に仕へて四世なり、剛毅廉直親戚朋友挾む所なし、利澤の人に及ぶを以て志と爲す、實に君子人なり、祿八百石に至る寛政四年閏二月二十六日歿す年六十。

井上義方

姫路龍野町平福屋の主人にして六人衆の一なり、越智姓、通稱喜右衛門、祝髪して壽會と改む、鳳鳴の號あり、釀酒を業とし義方に至り大に産を治め貲鉅萬を積む、藩主忠實の時國老河合寸翁藩債を整理し献金を命ず、義方命に應じ鉅金を納る、仍りて紋服、佩刀、稱姓を允され、大年寄格と爲り月俸四口を賜ふ、當時六人衆の中にて義方の名能く著はる、身を持すること勤儉にして、事に處する明断あり、其書算の敏捷なる數人の力を兼ね、老後從兄の子義豊を養ひて一女を配す、文化十四年四月二十九日歿す、年七十。

鈴木規民

蠅潭と號す、姫路藩主酒井宗雅の命に依り抱一に附屬し書を能くす、文化十四年六月二十五日歿す年三十六。

石野橘園

姫路の儒者なり、諱は懋、性端正嚴肅、深く五經、四子に通じ講説滯なし、文政五年正月廿九日歿す年五十。

兒島政秀

姫路鍵町紅粉屋の主人にして六人衆の一なり、三宅姓、南朝の忠臣兒島高德に出づ、通稱又左衛門、晩に宗壽と號す、和歌を好み諸技に達す、平福屋鳳鳴翁等と東遊して歌垣に列せしことあり、家鉅貲を積み、屢献金して國用を資く、藩主忠實嘗て茶を東屋敷に賜ひ主禮を執りしこと云ふ、八十及八十八の賀、藩主以下學者、文人の章を贈るもの數百名に至る、嘗て梅を白國に看る、途寸翁に逢ふ、翁其寒を謂ひ着くる所の被布を脱して宗壽に着せしめしこと云ふ、子政孝家を繼ぎ治産益々豊なり、文政七年正月十七日歿す年九十一。

酒井忠因

抱一と稱し鷲村其他の號多し、姫路城主雅樂頭忠以の弟なり、西本願寺文如の養子となる、性畫を好み尾形光琳の風致に達し妙手となる、一時谷文晁と名を齊くす、文政十一年十一月二十九日歿す、年六十八。

近藤守正

抑齋と號す博學にして誼に厚し、河合寸翁召して仁壽山校提學と爲す兼て好古堂教授たり、男世顯、孫蕭名あり、守正天保二年八月四日歿す年五十七。

村田繼儒

農水と號す印南郡北脇に生る、姫路儒醫村田常昌の子と爲る、皆川愚に學び古學に通ず、河合寸翁召して醫員となし、祿を賜ひ、常に顧問と爲す、天保五年三月十五日歿す年八十。

明石景直

姫路龍野町富豪丸尾屋の主なり、明石屋は姫路の舊家にして、大和直珍彦八世孫明石國造都彌自足尼に出づ、景雲三年其裔明石郡人海直溝長等十九人姓大和赤石連を賜ふ、康保四年冷泉帝即位、大嘗祭の時飾磨郡主基と爲る、在廳官祝部明石大夫大和明緒、修理進同明資等供物を調進す、明石屋は蓋其子孫なり、昔清寧帝大嘗會の時播磨國司伊與久米部小楯供物を調進せんとして美囊郡志深に到り大計、小計二王を發見し其の功に依り山部連を賜ふ、景直の子酒造助嘗て人に謂つて曰く我家の本姓は山部なりと乃ち山部氏を稱す、是れ大嘗會供物調進を以て山部氏の世職と解せるに由るなり、明石屋世彦大夫と稱す、釀酒を業とし、費鉅萬を積む、祖景與は天明二年四月二十日八十三歳を以て歿し、男景恕繼ぐ、家業益々盛なり、景直は大阪天滿與力内山之明の次男なり、生れて景恕の養嗣と爲る、世に稱す、天滿與力は收入極めて多く金錢を見ること土芥の如しと、景直實

家に往來して其風に染む、長して仁俠大度にして施與を好み復産を治めず、財貨は漸次藩に納れて歎凶を濟ひ、又實家の勢威を以て大阪の財主を風靡し、資を得ること自在なり、藩其功を賞して家臣に列し、奉行と爲して書後に署せしむ、俸米百五十俵を賜ふ、後釀酒の業を納れて藩業と爲し、祿五十口を給す、實に姫路近代の仁俠なり、男景一、酒造助と稱す、天保六年十月晦日歿す年五十一。

河合道臣

白水と號し老後寸翁と稱す家姫路藩の世卿なり、道臣四君に仕へ執政三十年大に弊政を改め財務を整ふ、晩年公私富榮を極む、其間深く意を育才の道に注ぎ多く天下の名碩を召聘せしのみならず一藝一能の士の優遇せられしもの少なからずと云ふ、天保十二年六月二十四日卒す年七十五。

菅野弘祖

眞齋と號す高砂の人なり、赤松の別族圓井氏に出づ、河合道臣其博學を愛し以て仁壽山校の提學と爲す、弘化元年九月九日歿す、年七十二。

大河内久成

姫路酒井家の老臣なり、通稱二右衛門本姓源氏其祖廣正永祿中酒井家に仕へ世臣と爲る、久成に至り、河合寸翁と親交あり大に聲望を揚ぐ、弘化三年七月廿八日歿す年四十八。

吉田源子

姫路綿町大年寄格吉田助十郎の妻なり、性和歌を好み、飯田秀雄、本居内遠に學びて秀名あり、河合才翁嘗て加藤千浪を召して藩才媛の師と爲せり、後千浪源子を薦めて去る、天保年中録君の九條家に嫁せらる、や、源子爲めに古典を進講して年あり、嘉永元年十二月廿一日歿す年六十九。

堤公愷

它山と號す越前藩士なり、太田錦城の門に入り博渉を以て鳴る、河合道臣聘して藩儒と爲す多く江戸に居る、嘉永二年二月四日歿す年六十七。

本莊善資

姫路龍野町壹丁目の人なり、通稱久右衛門、晩に茶佛と號す、家世町大年寄の職を奉じ俸五口を賜ふ、七十二歳職を辭し養嗣久四郎善憲に傳ふ、性溫和、茶儀、圍碁、謡曲を好む、嘉永七年十月六日歿す年七十四。

北川富五郎

力士高砂浦右衛門の本名にして、因幡國氣多郡北川原村里正北川重六の四男なり、生れて力量あり長じて其技に達す、來りて姫路に住む、馳名四方に鳴る、一年幕府の徵に應じて技を獻す、其後復自から庸ひず、安政三年正月七日歿す年六十九。

鈴木元長

其一と號す酒井抱一の家扶と爲る畫を能くす、蟬潭の嗣となる、安政五年九月十日歿す年六十三。

鶴田正時

弓術師なり、嘗て江戸深川三十三間堂に技を試み江戸第一と爲る、萬延元年三月十九日、腦を病みて歿す年三十。

伊奈高鑑

通稱平八老後小叟と號す、學を好み吏材あり、才翁其の才を愛し奉行と爲す、文政十一年藩主謝恩使を以て上京す平八先行して事を處理し頗る其道を得たり、賴山陽始て仁壽山校に到り河合太夫に謁するや、太夫の腰刀床上の架に安ぜられて、我刀の床下に置かるゝを見て、太夫を没分曉と爲し、怒りて將に辭せん、時に平八は進み出で、奉行の失措と爲し謝して紫紗に包みて上に安じ以て事無きを得たりと云ふ、萬延元年閏三月二十一日歿す年八十三。

島琴陵

南部藩士なり、江戸に居り人を殺して長崎に奔る、後姫路藩老高須半人に召され來りて本徳寺の接客となる、性畫を能くし其彩巧なるは沈南蘋に彷彿すと云ふ、當時姫路の近臣に能畫家筒井素形、井上東谿、神村春鳳の徒ありしも其稍名を獲たるは琴陵のみ、文久二年正月二十四日歿す年八十一。

下田讓

桂屋と號す姫路藩士なり、才翁に愛せられ久しく山校に居り事を理す、畫を浦上春琴に

山本久重

學びて能くす、文久二年六月十日歿す年六十三。

姫路平野町の素封家太物屋の主人にして町六人衆の一なり、其系佐兵衛、久重、佐七郎義昌、麟三郎義温、佐一郎茂昌相傳ふ、家國産木綿を業とし、三百年に及ぶ、故に太物屋の稱あり、産鉅萬を積む、久重通稱佐一郎後佐兵衛と改む、天保中平福屋源三郎と妻鹿村の南に太平新田を開き尋で嘉永年間太新田を開き安政五年に成功し、全部五十町歩に達せり、萬延二年始めて試作せりと云ふ、當主佐一郎十年來防海工事を繼續し目下殆完成せるが、常に人に謂つて曰く、吾寒暑を厭はずして此工に従ふ、父祖の艱苦を追想する毎に涙の落つるを覺へずと、新田の周廻里餘、二十餘年を要して此石堤の大事事を遂ぐ、久重が此業元來箕裘の一餘事たりしならんも、其人物の偉想ふべし、文久三年二月十日歿す年六十六。

秋元安民

姫路藩士なり、國學に達し兼て西洋の事情に通ず、嘗て藩の爲めに西洋形帆走船を造りしことあり、又好古堂教授と爲り、勤王を鼓吹せりと云ふ、文久三年八月廿九日歿す年四十。

境野求馬

姫路藩士なり、祿五百石を食み番頭に進む、妻は家老高須半人の姉にして河合寸翁の外

孫なり、故に河合屏山、河合宗元等と相親しく夙に志を王事に致す、文久三年藩主上京する時求馬所部を率ゐて従ふ、半人命じて勤王黨を捜索せしむ、求馬陽諾して勉めて志士を保護し到らざる所なし、後大義を説き藩主を諫むるの書を作りて半人に致し自及す、元治元年四月二日なり年五十五。

河合宗元

通稱惣兵衛、姫路藩士なり、父を宗信と云ふ、祿二百五十石を食む、天性剛毅容貌魁博、博く和漢の學に通じ兼て槍劍の術に達す、文久二年春藩命を以て上京し衛士と爲る、夙に王室を中興するの志あり、深く志士と交はる、時に關白九條尙忠所司代酒井岩狹守忠義幕府の意に従ひ勤王の士を擯斥す、藩主酒井忠績亦其議に參與す、宗元之を諫めて聽かれず、命を以て國に歸る、後又上京して三條實美卿に謁し、深く謀る所あり、七卿長州下向の後京師に留りて善後の策を回らす、又藩主に從ひ江戸に行き幕府に攘夷を決行せしめんとして聽かれず、歸國の後家に禁錮せらる、次で獄に下る、元治元年十二月廿六日命に依り自及す、年四十九。

羽田慷叟

姫路藩士なり、名克儉自から文武を勵み又圍碁の鉅手なり、二子あり、長正容繼ぎ次愛山別に文學を以て家を興す、慶應三年正月十八日歿す年七十四。

高須廣正

通稱華人書山と號す、家姫路藩の世卿にして兵權を統ぶ、幕末親藩の故を以て徳川氏に背く能はず、故に大に志士の忌む所となる慶應三年十月二十二日歿す年五十一。

橋本研齋

烏嶽と號す九州白杵の人なり、藤澤東岐に學び儒醫と爲りて姫路橋元町に寓す、幕末の比九州の志士多く其家に次す、明治元年十二月十一日歿す年四十七。

池内安定

姫路藩士なり、通稱太久麿、母は本多氏、嘉永二年物頭兼大目付と爲り四百石を食む、後小姓頭兼藝事奉行、番頭と爲り、明治元年年寄加判と爲り執政に代り更番政を聽く、五百石を賜ふ、又軍事副總裁、刑法局知事に任ず、尋で執政試補と爲る、性果斷にして臂力あり射術槍法を善くす、姫路開城の難ありし後江戸に赴き晴光夫人以下諸夫人を促して姫路に還る、執政本多信坤の次子安所を養ひて嗣とす、明治二年五月廿七日歿す年四十三。

河合良翰

姫路藩執政なり、屏山と號す、寸翁の養嗣と爲り夙に勤王の説を唱へ天下の志士に交はる、明治新政後執政より大參事と爲る、九年八月十四日歿す年七十四。

大橋虛堂

姫路舊藩士なり、利根川景理の二男にして出で、勘定奉行大橋重正の嗣と爲る、性剛直、

巍然として古丈夫の風あり、藩主其器を信じ屢要職を授く、明治維新後藩權大參事と爲る、數月にして病に依り辭す、初名馨、茲に於て貫名海屋書する所の虛己以遊世の五字を楯間に掲げ、自ら虛堂と號せり、後第三十八國立銀行取締役と爲る、明治十一年八月廿二日歿す年五十七。

本多明山

諱は信坤、通稱意氣揚、姫路藩の世卿なり、明治維新後執政、大參事、藩兵少佐と爲る、後第三十八國立銀行取締役と爲り、浪華支店を幹す、明治十二年七月十一日疫癘に罹り大阪に於て卒す、年五十六。

高原義則

通稱治兵衛、幽齋と號す、姫路福中町高原家十代の主にして町六人衆の一なり、高原家は浦上政宗の弟政保に出づ、政宗龍野城主赤松政秀と事あり、永祿七年正月十七日自殺す、是に於て政保次郎助と稱し、武道を棄て、英保村に居ること二十年にして、天正年中福中町に移り旅館と爲り、茶屋と號す、天正十三年三月二十日歿す、其子義宗氏を改めて高原と云ふ、即ち同家の初代なり、後景訓、義秀、義訓、義保、義政、義秋、義實、義直を経て義則に至る、祖父以來國産木綿問屋を營み、賞銀萬を積む、又多く土地を有し得米山を成す、實に六人衆の巨頭たり、印南郡今市村鈴木又右衛門妹のい子を娶りて子彌太郎、義直を生む、父義直及び五世祖義保時代より分家多く、一族同町に蕃衍せり、明治十二年十一月十四日

歿す、年七十六。

矢内重三郎

初十三郎と稱す、飾西郡青山村木村三右衛門の末男なり、姫路福中町矢内十三郎の婿養子と爲り長女美津子に配す、元治年中率先して洋反物商となり機敏を以て稱せらる、同業者以て商神と爲す、慶應三年四月義弟治吉と共に藩の御用達と爲り、稱氏佩刀を允さる、明治の初年城南小學校の新築せらるゝや首として金圓を寄附し、其他貧民救助施米の擧多し、數々銀盃木盃を賞賜せらる、明治十三年九月十四日歿す、年四十五。

渡邊璋

姫路藩士にして書家なり、秀齋と號す、永根伍石父子を師とし顔法の秘訣を得たり、嘉永四年江戸より姫路に移り好古堂の書師と爲る、再び其訣を傳ふるもの井上松香あり、子勤幼にして神童の名あり早く歿す、璋明治十四年七月四日歿す、年七十。

中新井紉

姫路藩士なり通稱左右衛門夙に大監察と爲り令名あり、維新後參政より權大參事と爲る、後藩主忠邦に扈して東京に居り姫路に第七十三國立銀行を興して中敗せり、明治十六年三月十二日歿す、年六十八。

内海石僊

姫路西二階町富屋の主人にして、大年寄、六人衆の一なり、初名準次郎、家を繼ぐに及び世稱莊、右衛門を襲ふ、祖父は秀五郎、父は燮友又菊翁と號す、丹波、柏原土田宗行の三男なり、元治元年六月十五日、年七十七を以て歿す、石僊は其長男なり、平生書畫骨董を愛し頗る鑑識あり、明治維新後名を莊衛と改む、有竹の號あり、妻入江氏二男を生み俱に夭す、三好榮四郎を養ひて嗣と爲し姪女を配す、一男靜太郎を生む、榮四郎六人衆見習と爲り早く歿す、孫靜太郎慧才あり夙に政界に入り名あり、石僊明治二十年三月十七日歿す、年七十。

松平惇典

椽山と號す、河合寸翁の外嫡孫なり、家姫路藩の世卿にして、幕末藩主を奉じ佐幕主義に傾く、是を以て明治元年終身禁獄に處せらる、性學を好み文を能くす、獄に在りて益々進む、後赦に遇ひ出で、家塾を開く門人二千餘人に至る、明治二十一年三月三十一日歿す、年六十四。

岸本吉兵衛

高砂北本町の人にして、姫路藩町六人衆の一なり、資性謙讓温厚にして常に意を公益に注ぎ盡せる所多し、彼の高砂築港の時の如き私財廿五貫文を寄與せり、老後悉く貸金證文を火中に投じて曰く子孫の爲に宜しからずと、嘗て西園寺侯西下の時は家に宿る其他詩人墨客の來り寓せし者極めて多し、明治二十二年歿す、年七十九。

中川瀨七

姫路堅町の人なり、家世革細工物商を營み産を興す、明治二十年五月十八日海防費一千元を獻納す、實に姫路に於て一人のみ、同年九月廿九日黄綬褒章を賜はる、二十三年一月十日歿す年四十七。

結城亮聞

西鹽町西本願寺派善教寺十五代の住僧なり、天外と號す、印南郡米田村西蓮寺に生る、幼より佛典を修め旁ら漢學に造詣あり、寺内に塾を開く、播磨全國及び丹、但、讚、諸州より從游する者常に三十人を下らず、現文學博士村上專精も其一人にして寄居七年に及びしと云ふ、明治二十五年五月十二日歿す年七十二。

井上松香

姫路舊藩士なり五郎右衛門屋敷に生る、父を敬義と曰ふ、寺社奉行の下に屬す、松香夙才あり、材藝を以て仕へんと欲し、嘉永五年より十年間渡邊璋に學び顔法の訣を承く、明治十一年九月九日姫路中學校教師と爲る、後辭して家居し書の需に應ず、廿五年八月五日歿す年六十一。

芹田靜所

姫路藩の上席侍醫なり、名は暹、字は子奉別に春雨堂と號す、江戸に生る、本姓は世良田幼より藩主忠道に侍し官年を賜ふに至る、命を以て芹田氏に改む、醫業の餘暇を以て博く文籍を誦し、尤も詩を好み兼て唐音明笛を善くす、菊池五山、大窪詩佛と深交あり、後録姫

に扈從して京師に入り、其侍醫と爲りて博く精神家の詩書の會に列す、明治元年歸藩す、晚年餘戯を以て畫筆を弄し好みて龜を描く、人争ひて之を需む、二十七年三月三日歿す年九十四。

兼子兩平

姫路藩士なり、文久慶應の間京都又は横濱にて賀川玄悦、新宮涼眠、名村泰藏、米人へボン其他諸人に就き英語及び漢洋の醫術を修め、明治元年藩主忠邦に従ひて姫路に歸り一時開業せしが未だ幾ならずして廢業し、大阪にて箕作麟祥、何禮之、星亨及び英人クリン等に英語及び格物の學を修むること數年、其間民部省大阪洋學校、大學開成所、大阪英語學校に奉職し、又私塾開成館を開きしことあり、明治十一年後豐岡中學、大阪東南中學、郡山中學の校長に歴任せり、二十八年八月二十八日腎臟炎に罹りて歿す年五十二。

松岡博文

神東郡辻川村の人なり、通稱賢次、後操と改む、幼にして藩校に學び、文久三年姫路元鹽町學問所熊川舎の師範と爲る、廢藩後東京に移る、子醫學博士井上通泰、内閣書記官長柳田國男其名尤も著はる、明治廿九年九月五日歿す年六十五。

三宅純一

姫路龍野町三宅屋六世の主なり、幼名庄吉、淡溪と號す、父庄左衛門正木氏を娶り四男五女を生む、純一は其三男なり、家釀酒を業とす、施與を好み陰德深し、純一家を繼ぐに及び

仁俠を以て名聲益々著はる、常に力を公益に盡し功績極めて多し、明治十九年勸業諮問會議員と爲り、以後山陽鐵道會社發起人、姫路紡績會社長、姫路市會議長、北海道農業會資會社發起人、播磨紡績會社發起人、同社長と爲り、爲す所私心なし、明治三十年九月廿二日歿す年五十。

岡玖平

姫路米田町の人なり、明治維新後城南小學校の始めて開かるゝや學務委員と爲り永年其職に盡し頗る功あり、十六年姫路銀行創立已來其頭取と爲り、二十二年市制を布かるゝや市會議員市參事會員に當選す、二十九年師團兵營設置の際發起人と爲りて土地獻納に奔走し、自から一千圓を寄附す、三十一年六月廿八日爲めに賞勳局より銀盃一個を賞賜せらる、其他姫路紡績所、飾磨精米所、姫路織物會社、高砂紡績會社等の創立に努め大に功あり、資性忠實にして調和の才に富み、市人の信望せし所なり、明治三十一年四月三十日歿す年六十七。

高井利平

姫路大黒町の人なり、維新前利兵衛と稱す、先代利兵衛の子なり、家國産木綿問屋を營み慶應三年藩御用達と爲る勤儉を以て産を積み多く資を擁す、明治二十四年獨力を以て萬里銀行を起し基礎鞏固にして信用頗る厚し、實に姫路實業界の巨頭なり、明治三十一年八月二十四日歿す年七十二。

濱本八治郎

姫路福中町の人なり、維新前八右衛門と稱す、慶應三年四月藩御用達六十八人中に撰ばれて稱姓を許さる、一時副戸長と爲りしことあり、家元洋反物商なりしが、後金貸業を營み尋て大地主と爲る、明治二十三年貴族院令に依り兵庫縣多額納稅者の一員に列せり、姫路に於て多額納稅議員の資格ありし者今に於て前後一人のみ、後、姫路紡績會社、飾磨紡績會社、姫路銀行、姫路商業銀行の創立に奔走し、又播磨紡績會社を創設して其社長と爲り、實に姫路商事界の重鎮なり、姫路師團設置の際一千金を獻納し銀盃を賞賜せらる、明治三十一年十月廿九日歿す年六十一。

上月爲蔭

赤松家同祖上月景盛の裔なり、姫路惣社の祠官と爲る、後官幣中社海神社の宮司に任ず、國學に達し歌に巧なり、明治三十一年十一月五日卒す年六十一。

春山弟彦

姫路舊藩士なり、本姓安曇氏、初名銀次郎、江戸に生れ姫路坊主町に移る、前田夏蔭、勝海舟、高島眉山等に就きて國學、兵學、蘭學、數學を修め、其蘊奥に達す、文久三年好古堂國學教授と爲り、後には洋式兵術指南役を命ぜらる、明治八年官立大阪師範學校幹事兼教師と爲り、十一年姫路中學校教師と爲る、一時校長事務を執りしことあり、姫路の名士多く其薰化に出づ、實に姫路教育界の元勳なり、多く書籍を藏し春山文庫を設く、歌に巧なり、明治三十二年四月十三日歿す、年六十九。

龜山雲平

姫路舊藩士なり、通稱敬佐、又源五右衛門、節字と號す、初好古堂に入り、後嘉永三年十二月廿四日江戸昌平坂學問所に入り、六年二月廿六日詩文係と爲る、十二月期退學して近侍と爲る、安政二年六月朔好古堂教授と爲る、文久元年十一月五日大目付役を兼ね、明治元年正月十三日姫路開城の事起り、備前軍使應接役と爲る、六年七月廿三日松原八幡神社祠官と爲り、家を白濱村に移す、十七年十月一日漢學教授所觀海講堂を創む、從游する者多し、明治三十二年五月六日歿す、年七十八。

大谷圓治

姫路東二階町の人なり、父祖の業を繼ぎて衡座を營み、播磨一國を管す、明治八年十月度量衡規則改定の時廢業す、十四年の比一時姫路紡績所製絲賣拂方と爲りしことあり、二十二年市會議員と爲り、重任數回に及ぶ、性忠實にして尤も意を教育に致し、陰に學生の爲めに資を投じて志を遂げしめたること少なからず、二十八年姫路教育獎勵會の設立せらるゝや實に其主唱たり、其學務委員と爲るや恰も校舍大不備の時に當り、縣當局は將に停學を命ぜんとす、圓治其議を贊して以て市民を激するに至る、其比學務委員は例として實費の支給を受く、圓治校舍の建つ能はざるを辭として之を固辭し、總て建築費に寄附するに至る、衆其熱誠に感じ、議大に進む、偶病みて大に革まる、市會急に議を決し、其報を齎らす、乃ち莞爾として瞑すと云ふ、時に三十四年三月十七日なり、年六十。

永田伴正

姫路舊藩士なり、夙に力を王事に盡し、爲めに入獄したることあり、明治維新後、河合屏山の用人と爲り、後所々の屬吏に任ぜり、十一年第三十八國立銀行支配人と爲り、廿八年九月頭取と爲り、是より先、市會議員と爲り、議長に當選せしことあり、伴正銀行業に従ふの傍ら、書畫骨董を弄して利を擗る、嘗て年少の時氣銳に任じて藩の富商紅粉屋政光を殺す、後二十幾年姫路旅團長岡澤精を伴ひ仇家紅粉屋に到る、床間に懸擧描く所の魚王登瀑の三幅を見て、艶羨措かず、後再三再四之を請ひて、竟に主人をして其辭に窮せしむ、未だ幾ならず精侍從武官長と爲り、此幅禁庫に入る、伴正の利するところ萬金に餘れりと云ふ、其利に敏なる大抵此の如し、三十六年十一月十五日從五位に陞叙せらる、是年十二月五日卒す、年六十二。

大野親温

福岡縣士族にして、姫路市第三代の市長なり、明治十五年二月四日より十八年六月廿三日まで、飾東郡長と爲りしことあり、て姫路市とは縁故深し、三十三年十一月十三日市長に擧げらる、在職半歲に及ばずして辭去せり、三十九年一月十日福岡市地行東町に於て歿す、年五十六。

田村九一

姫路舊藩士なり、明治維新後士族の授産に努め、始めは八代村に姫路紡績所を起し、十六

年一月兵庫縣より世話掛を命ぜらる、二十二年二月二日姫路市會議員に當選し、爾後十餘年間重撰せられしが、三十六年一月九日辭任せり、性辯巧にして人の歸服する所と爲り頗る勢力あり、又人を識るの明あり、現時の助役杉山義治の如きは夙に九一の識る所と爲りて庶務課長に進みしなりと云ふ、明治三十九年一月十七日歿す、年六十三。

馬場幸次郎

姫路倭町の舊家なり、藩政時代國産問屋を營む、姫路市初代の市會議員、市參事會員となり、廿六年一月九日市會議長に撰ばる、一年衆議院議員政府黨候補者に立ち改進黨内藤利八と劇戦して勝たず、然れども其名大に著はる、明治三十九年十一月十九日歿す、年六十三。

大塚武臣

熊本縣士族なり、明治十年西南役の時西郷隆盛に屬して隊長と爲る、三十四年六月六日姫路警察署長より撰ばれて姫路市長と爲り任期を重ね、其間日露戦役ありて力を奉公に盡し功あり、又學校の新築を企て一般校舎の面目を革めたり、資性朴直にして酒を嗜み常に寒素に安んず、故に往々人に愛せらる、在職中明治四十二年四月三十日歿す、年五十三。

初井佐七郎

姫路龍野町の人なり、家を英賀屋と號し、英賀城主越智家の別族北田家に出づ、佐七郎一

生錢を貯ふるを以て娛樂と爲し費を積むこと數十萬金に至る、人の事の爲めに義捐を勸むる者あれば却て之を戒しむ、明治二十年始めて山陽鐵道敷設の議あるや姫路地方の人概れ其用を知らず、敢て進みて株主たらんとする者なし、佐七郎獨り資を投ぜり、養嗣奈真吉嘗て人に謂つて曰く、乃父の慧眼なる、天下幾多會社の株主たれども其損失したるは唯中國鐵道のみと、亦一種の偉丈夫なり、二十四年市會議員と爲り、二十八年參事會員と爲る、四十二年五月八日歿す、年六十九。

木村博明

姫路舊藩士なり、初乾益と稱す、廣山の號あり、三森夏助の子にして、十五の時木村文張の養子と爲る、文張は藩製藍の技師なり、博明醫道の志あり、藩命を以て大阪熊本道可、江戸下條行藏に従學す、生野浪士の變醫を以て從軍す、明治元年長崎久世直記に就き道を聽く、業益進む、六年私立病院を設く、飾磨縣病院の嚆矢なり、後兵庫縣立と爲る、又醫學士鶴崎平三郎と相謀り姫路の紳士矢内治三郎、同久七、同三次郎、其他紳商に勸めて須磨療病院を創む、後醫師會長、市會議員と爲りて公共の事に従ひ頗る徳望あり、實に姫路刀圭界の名士なり、明治四十二年十月八日歿す、年六十七。

境野大吉

境野求馬の季子なり、力丸五左衛門の養子と爲る、五左衛門人の爲めに殺さる、大吉仇を復せんとして果さず、後其家を去りて東京に出て活版印刷業を始む一時金澤大林區署長たりしことあり、東京火災保險會社設立以來其主權を握る、明治四十二年十二月廿七

日没す、年五十五。

田所千秋

姫路藩士三輪彦三郎の長男にして同心町に生る、四歳の時同藩士田所吉左衛門の養嗣と爲る、幕末の比河合宗元に從ひて京師に赴き大原重徳、姉小路公知二卿に謁して説く所あり、大に力を尊攘に盡す、明治二年八月十日姫路藩正史生に任じ後權少屬と爲る、廿九年十二月一日權大教正に補し、三十三年十二月四日官幣中社海神社宮司に補せらる、三十五年四月廿八日生田神社に轉ず、四十四年五月二十八日卒す、年七十六。

石本新六

姫路舊藩士石本延の子なり、好古堂に學び、古市公威、境野大吉と三秀の名あり、明治二年貢進生と爲りて大學南校に入る、後轉じて士官學校に入り工兵科を修め進みて佛國に留學し築城法の訣を究む、三十六年少將を以て陸軍次官に任じ、尋て中將に進む、四十年日露役の功に依り男爵を授けられ、四十四年陸軍大臣に任ず、四十五年四月二日薨す、年五十九。

神戸嘉平次

姫路和泉町の人なり、家國産問屋を營む、慶應三年藩用達と爲り、稱姓を許さる、明治廿四年十月廿八日姫路市會議員に當撰せり、後姫路銀行頭取、播磨紡績會社々長と爲れり、大正元年十月七日歿す、年七十九。

熊谷薫郎

姫路舊藩士なり、幼にして學に志し、又英語を解す、後遞信省參事官、名古屋、函館郵便電信局長に歴任し從六位勳六等に至る、明治三十一年宿病を以て官を辭し、姫路に歸る、三十四年七月十六日撰ばれて市參事會員と爲り市政の改善に努めて功あり、又今井直次郎丸山芳介と共に船場本徳寺私立崇徳女學校を改めて私立高等女學校と爲し、後縣立となる及び其跡に商業學校を起し市立乙種に變更せらる、弟石本新六と共に姫路の名士と稱ばる、大正三年一月九日歿す、年六十七。

中村祐七

石見國邑智郡口羽村の人なり、神戸川崎町專崎彌五平の番頭と爲り、明治元年伏見鳥羽の戰、其主と共に長藩を掩護して功あり、七年姫路に來りて陸軍用達と爲る、二十年加東郡青野ヶ原を開きて軍馬養成所に充て、二十四年伯耆國大山を開く、二十六年明を失へども屈せず、始終力を軍用に盡せり、大正四年六月十日歿す、年七十一。

砂川雄健

姫路舊藩士なり、松園と號す、幼にして好古堂に入りて文武を兼修す、年十八授讀と爲り尋て銃術教授と爲る、明治元年藩學生と爲りて東京に至る、後三十八銀行計算簿記を掌り支配人に進む、天性和歌に巧にして佳詠多し、嘗て響洋社を結び同志と歌道を研鑽し多く古人の歌を集む、著はす所多し、晩年播磨史談會長と爲りて力を致せり、大正四年九

月九日歿す、年六十八。

下田重復

姫路舊藩士なり、父は桂屋、書を能くせり、重復初名三朔、中年重次郎と稱す、幼にして好古堂に入り、又藤森弘菴に學びしことあり、維新後縣吏と爲り、印南郡長に任ぜられしことあり、明治廿二年七月七日姫路市參事會員に當選す、後永く姫路中學校幹事を勤む、性率直にして利に馳せず、姫路教育獎勵會、播磨史談會の創始に努め人に敬重せらる、詩を善くし、畫趣を解す、大正五年三月十九日歿す、年七十五。

伊村則久

京都府淀町の士族にして、公立姫路中學校初期の校長なり、明治九年三月東京師範學校に入りて中學師範學科を修め、十一年七月卒業す、翌月松本駒次郎の跡を襲ひて姫路中學校長と爲り、創業の事に當る、十七年十月京都府に轉任す、姫路に居ること七年頗る令望あり、後各地に轉職し功を積みて從五位勳五等に至る、大正五年四月十三日卒す、年六十三。

小泉又一

姫路五軒邸士族なり、姫路中學校を経て東京師範學校中學師範學科を卒業し、後各地中學校師範學校に奉職す、明治四十二年二月三日文部省視學官に任ず、大正二年六月十三日督學官と爲り、高等官三等に叙す、五年五月十三日東京女子高等師範學校教授に任じ、高等官二等に叙す、越えて十六日位一級を進め、正四位に叙し、旭日小綬章を授けらる、其

日卒す、年五十二。

町田猛郎

姫路舊藩士なり、明治維新後官立大阪師範學校を卒業し、姫路附近の小學に従事して功あり、後實商を營み其頭取と爲れり、二十三年七月七日初代の姫路市會議員に當撰し永く勤續せり、三十五年八月十一日衆議院議員候補者と爲りて、砂川雄峻と相争ひ僅に一票の差を以て落撰し、翌年三月六日當選せしも議席に列すること僅に三日にして解散せられ復志を得ず、然れども資性温厚にして人の信望篤く、晩年姫路教育獎勵會幹事長と爲り、又射備兵主神社氏子總代と爲れり、大正五年六月八日歿す、年六十一。

有留清

鹿兒島縣士族にして、姫路市最初の市長なり、力を市の創設に盡して功多し、資性温厚にして融和の徳あり、人と争はず、市政靜肅にして進捗せり、任中日清役あり、役後姫路師團設置の際市民兵營敷地十一町歩を獻納す、亦與りて大に功あり、當撰二期にして赤穂郡長に轉じ、後有馬郡長、出石神社宮司に任ず、大正六年九月二十日卒す、年六十五。

歩律廣士

北米合衆國の人なり、大學在學中病を得て退校し、後紐育神學校を卒へて一教會の副牧師と爲り、東洋傳道に従ひ日本に渡來して、姫路日の本女學校に寄居す、後五軒邸に移る、二年を経て夫人を喪ひ、校長ウヰザーと再婚す、人と爲り高潔にして神と一如た

り、常に播但二州に傳道して播磨聖人の稱あり、明治四十三年一時歸國して當時勃發せし排日思想の緩和に努む、大正六年十二月二十六日再び歸國の途に就き、七年一月二十日桑港に於て歿す、年五十六。

庭山武正

姫路舊藩士なり、秋元安民に國學を修め後京師に遊ぶ、好古堂國學教師と爲りしことあり、維新後姫路射備兵主神社及び各所の神官となる、當時姫路有数の國學者にして春山弟彦、龜山雲平と並び稱して姫路三山の目あり、大正七年十二月十一日歿す、年七十六。

第八章 教育志

第一節 舊時代の教化

姫路は幕政時代の雄鎮にして土地京阪に近ければ言語風俗は自ら相似たるものあり、隨ひて慣習卑しからず、方言土訛亦極めて少し、且つ當時江戸との交渉頻繁なりければ東西の精華を融和せる所あり、されば姫路の言語風俗は依用して我邦の標準と爲さんも決して不倫を感ぜざるべし。姫路は東西交通の要衝に當れば人情

自ら異順にして交際に長せりとの評あり、人國記には例の毒舌を弄して極めて此國を惡罵し、智惠ありて義理を知らず、親は子をたばかり、子は親をだしぬき、主は領地を少しく與へて好き人を掘り出さんと志し、仕人は奉公を第二にして調儀を以て所知を取らんと思ふ、又侍は極めて好からず是非に及ばず若き士の風上にも置くべき國風にあらず、此國は上古より此の如き風俗にて暫くも善に定まること無しと曰へり、此人國記は北條時頼の秘記なりと云ひ、或は室町幕府の季年亂世の頃の記録なるべしと云ひ、其記されし年代は明かならざれども諸國多く貶斥しあり、河内三河兩總信濃等數國は美俗と批判せり中世の比は此の如き士風なりしかも知るべからず、井伊家秘書慶長元年九月徳川家康の命にて廣瀨治郎左衛門外六人が運署して井伊直政に奉れる記録なり、には、武田信玄の物語を載せて、山城、播磨、伊勢、近江、越前、五國は大かた人の心定まりてあれば違ふ事なしと見わたり、江戸幕府となりて本多家の城主時代は忠政、忠孝義の三誠を以て上下を督勵し忠國又文武二道を勵精し兼て慈愛を以て治國の要と爲し主歿して侍臣の殉死する者少からず、榊原家時代に忠次篤く神佛を敬し寡慾廉潔にして酒色を近けず、政邦下を撫するに仁を以てし、薄歛賑窮を以て政要とし、領中其德風に靡く、酒井家に至りて盛に文教を興して

道義を培養し、忠實の時は宰臣河合寸翁才學に長じ兼て經國濟家の材能ありて、上下泰平を致し、一藩の富榮前古比なきに至れりと稱せらる、其維新の際大に天下に活躍し得ざりしは徳川家に縁故深き一族たりしに因れるにて、三百年間纏綿し來れる情義よりするも戈を倒にして同家を敵視し得ざりしは自明の道理なれば、決して姫路の士民を咎むべきにあらず、況んや中には敢然として大義を唱へ、以て邦家に殉せるの烈士多かりしのみならず、藩主忠邦の如きは諸侯に率先して版籍奉還を唱へ、以て事實に於て大に王政復古を翼賛せるをや。

爰に姫路古來の教育に就て少しく具體的に叙する所あらんとす、古代の教育は得て明かにする能はざれども、應神帝六年春二月漢高祖の裔王仁百濟より來朝して論語十卷千字文一卷を上り、皇太子就きて學び給ふ、是れ我國學文の始なり、天智帝の時同國の王族沙門詠歸化して學名高かりければ、帝勅して還俗せしめ、學校を興し學生を置き、詠を大學頭に任せらる、是學校の始なり、文武帝の時大寶令出で、學制大に定まる、大寶の學令に據れば、播磨國にも國府に國學を置れしことは明なり、國學は郡司の子弟及び十三以上十六以下の聰伶なる者に讀書算を教ゆる所にし

て學生は五十員とし、經學、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳を各一經と爲し、孝經、論語は兼ね習はしむ、算學は孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、三開、重差、周髀、九司を各一經と爲し、經を分ちて業を習はしむ、又書學生は筆迹の巧秀なる者を宗と爲し、別に字樣を習解するを業と爲さず、以上の三科は毎年嚴正なる試験法ありて得第不第を分ちて貢學者を選抜し、在學九年にして貢舉に堪へざる者は退學せしむ、當時に於ける播磨國學の成績は知るに由なしと雖、和銅年中大目樂浪河内あり、實龜中守小野石根あり、延曆中少目武生眞象あり、弘仁中少掾より大掾に進める和氣眞綱あり、守賀陽豐年あり、天長中守和氣仲世あり、齋衡中守小野恒河あり、貞觀中守大江音人あり、博士和邇郡宅繼あり、河内は大學頭詠の子にして後には文章博士大學頭東宮侍講に進み、眞像は博士王仁の後にして世々文學家たり、宅繼は飾磨郡人にして篤學家なり、貞觀二年宅繼の申請に因り國學の釋奠式を一定し給ひしことあり。

三代實錄 貞觀二年十二月八日癸丑、新修釋奠式、頒下七道諸國、先是播磨國言、博士正八位

上和邇部臣宅繼申請云、謹案大唐開元禮大學國子州縣各有釋奠式、今此間唯有大學式、無諸

國式所謂大學式則因修開元禮大學國子之式具載奠祭之儀明定進退之度又云若上丁當國
 忌及祈年祭改用中丁者如此等事未有施行凡厥諸國相犯者多或稱大學例用風俗樂或據州
 縣式停止音樂唯任人心遂無一定夫尊師之道誠須嚴整如在之禮豈合參差望請被賜件式以
 爲永鑒勅依之。

播磨國學は此の如き聰慧有爲の人物に依りて監督經營せられしなれば其教化は
 大に振ひしならんが後年王政漸く衰ふるに及びて國學亦相伴ひて萎微し其命脈
 は主として僧侶の手に移り纔に有志の徒に讀書算の形式を傳授し來りしに似た
 り。

國學の上には京師に官立大學寮あり後には弘仁年中藤原冬嗣私立の勸學院を興
 して藤原氏一族の學問所と爲し菅原大江の兩家其講學を掌り同家の盛時は大學
 に優るの趣あるに至れりと云ふ大學寮の學田は印南郡に在り延喜貳大學寮印南郡壘土田地
拾漆町伯御拾步就中壘田伍町
貳段貳伯御步未開地玖町柒段貳伯伍拾貳步貳田
壹町玖段參百貳拾肆步右田准雜貨稅以充學生費勸學院の學田は飾磨郡に在り菅江兩家の一族は後
 年其地に移りて政所を置きし由にて菅原有年は同郡蒲田村に住み其子孫に鎌田
 得庵菅原玄同あり國人藤原爲景惺高先生に學び大に姫路地方に名教を布けり惺高先生一時龍野
城主赤松政秀の所
に寓す時に朝鮮役の伴因美沅龍野に居る先生釋奠の儀を問ふ政秀爲めに假に大成殿を設け先生吉田素菴其禮を
肆へり云ふ先生は後京都に住み元和五年九月十二日五十九にて歿し玄同は寛永五年六月十四日四十八にて歿せり假武後

姫路にて力を文教に用ひしは榊原家にして池田本多松平の諸家は立學の形蹟な
 し榊原家は其祖康政壯にして參河國鴨田村大樹寺に學び後文武德量を以て徳川
 家康に仕へ虚名を貪らず實功を立つるに務め常に部下に精忠大義を曉諭して止
 まず天正十八年館林城に封せらる海内昇平に向ふに及びて大に學業を起すの志
 あり豊臣秀吉小田原を征し康政に賜ふに金澤文庫の書籍を以てし加藤清正朝鮮
 より歸陣し康政に贈るに齋せる五倫書を以てす康政共に受て藩庫に秘藏せり二
 代康勝専ら武術を重んじ藩風質朴武俠の風あり三代忠次の時林道春同春齋南禪
 寺元良高野山法橋立詮等を聘して文を講じ北條氏長山鹿高祐等を招きて武術を
 藩士に教へけるが姫路入府に及びて博く文武材藝の士を招致し藩士をして其門
 に學ばしむ又和漢古今の書を文武兩庫に堆積し上下をして自在に誦讀せしめ尙
 自ら數部の書を著はし以て學風を誘發し士氣の隆盛を致せりされば忠次の遺徳
 は永く後世に傳へて士民深く其餘澤に懷きしと云ふ四代政房賢良方正なりしも
 世を早くし五代政倫幼弱にして村上に移さる六代政邦の時再び姫路に復歸し文
 武の學を好み林信篤を師とし夙に祖先創業の遺志を繼ぎ又忠次の遺法を述べて

文武教育の改革を企て當時昇平の習俗に染み藩風將に奢侈に流れんとしければ、式目を改め士氣を振張せんと欲せしも、果さずして歿す、其墓誌を見るに、性莊敬而温恕事上忠撫下以仁薄歛賑窮爲先自徒播以來村上舊民每不遠千里來候公之安否とあり其實を傳へたるに似たり、七代政祐父政邦の志を繼ぎ儉素を尙び華侈を禁じ禮儀を勉め身を以て下を率ゆ、即ち教令して式目を改正し、享保十四年九月九日師律教戒を頒てり。

師律教戒前後二件序

此一冊は先代記し置る、師律教戒中より二件合せて十ヶ條を抜出して別書となす者なり此等の事は人々の悟し難きまゝにはあらずといへども衆人の心は必しも一様なるべからず世久しく治平にして兵革事なきが故に武人皆其志を顯すとなし若一旦事あらば衆に先だち功を立てんと思ふは兵士の志勿論の事但性質彪暴の輩は一向に勇を奮ひ功を立てんことを思ふのみにして忠義武道の生理においては精しく論ぜざるも有るべき歟就中年少き輩或は専ら血氣の勇みに任せて武勇の實義に疎かなる類もあるときは却つて武門の風俗を亂るに至る尤忽せにすべきとにあらず面々能其子弟を教へ導き幼少の時より精しく武道の實義を僉儀させ衆人の趣を一にせんことを國の爲に心を盡すの肝要たるべし前の一件は深く此事を慮りて記し置る、もの歟各宜しく謹て其旨を相守るべし後の一件は専ら武備軍資等の事を主にして詳に記し置れり

當時の勢人々家産乏しく速に儲け蓄ふることはなるべからずといへども時に應じて彌委曲に心を用ひ漸々に事を整へ備へ分限相應の勤めを心がくること別して武人の志たるべし前後二件共に讀法條目改正の時此趣を加へ入らるべきの旨といへども教戒の書は常に自ら玩び誦に心に會得するに非れば益なし法令の専ら守りて背かざるを要とするが如きのみにあらず此二件は皆士氣緊要の教戒なるを以て讀法條目の中に雜すして前に一冊とす面々寫さり私宅に於て閑暇の日靜に熟覽して自ら精しく覺悟し且常に能く其子弟を教へ戒めて堅固に其忠を立させ家中の風儀一統に武邊の實儀を失はざる様にするこそ尤忠勤たるべし面々互に相警め勵むで聊も怠惰す可らざる者也

師律教戒前一件條々

一凡そ男子たるものは幼少より老に至るまで其志専ら國家の爲に忠義を立てんことを思ふに在り忠は中心不欺の誠をいふ功烈の謂にはあらず但私を以て先とすべからざることは人々の皆知る所なりといへども古より猶私に誘はれて忠義に専らならざるものある事は畢竟習俗に隨ふて常に其覺悟を立つる事精しからざるが故なり實に武道不僉儀といふべし若大事の前に臨むで或は己が利名を貪り或は一刻の恨みを挾むで國の難を顧みざるが如きは志あるもの、する所にあらず且合戦の勝敗は法を守るに守らざるに備へを整ふるに在るべきは頭奉行諸士卒共に皆上より令する所の趣を相疑はず各其志を一にして其法を嚴に相守り其備を密に相備へると國家の爲に忠義を立ん事を思ふ者の本意なるべし平日精しく其志

を修練し變に臨むても彌功名の望に動されて忠義の實を失はざるやうに堅固に覺悟を立て居るべき事

一 下に對するの道は寛に在事勿論と雖も衆を用ふるの法に至りては又却て嚴ならざることを得ず豫め嚴法を以て警戒を設けざるべきは士卒必常の寛なるに習ふて刑に陥る者多からんか是又將帥の責を任する者其罪を免れざる所なるべきは尤忽にすべき事にあらず衆を用ふるの時に當りて一人なりとも法を用ひざるものあるべきは大事敗れ國家亡ぶるに至る此故に法を忽にする者は逆罪に異なる事なし必ず嚴刑に處して赦すべからず平日各家法己が心に適はざるを以て信用せず且時に臨んで命するをも必らず守らずして自肆にするの心あらば國に事なきの日速に辭し去るべし難に臨みて大事を亂り主人の敗亡に至るを顧みざるが如きは實に賤しむ惡むべきの甚だしき事士は云ふに及ばず男子たる者の深く恥べき所なり常に恥を忘れざる様に心がくる事義に勇むの第一たるべき事

一 止りて國を守り行て戰に従ひ又は戰場に於ても前後の別あるが如き皆其命するまゝに勤る事忠義と思ふの肝要たるべし世の大義を知らざるもの戰に従ふを以て難とし國を守るを以て易とし其事の難易を以て其功の優劣を量り一向に武勇の名を貪るのみにして忠義の重きを忘れ終には法を破るを顧みざるに至る事あり丈夫野外に死せん事を思ふは常の志といへども壯士悉く境を出るに至りては誰を以てか國を守らん國の守堅固ならざるべきは敵の爲に其の虚を窺はれて其本危く戰に臨ても必勝利を失ふ事珍しからず然るに己の功名に誘はれて其輕重を量らざるは唯

器の小さなのみならず畢竟其士氣懦弱にして忠義に勇む事あたはざるより起るべきは國の爲に身を委ぬる者の快しとする所にあらず況や法に違ひ令に背きて主人の危きを思はざるに於ては實に不忠の大なる尤恐れ懼むべき事

一 戰場に於ては其陣列の群を按て敵に遇ふ事を志し先登先陣を争ふ事は本より戦士の常なり或は先手或は二三の手又は旗本等にて戰を合せ敵に當るの時其身後陣に在て其場に不遇ざる事を憤り思ふはさも有るべき事といへども時の幸不幸如何をもする事なし唯堅く居る所の場を守りて我備の勝利を全くする事忠臣義士勇者の道なり若其居處の列を離れて外の手に加はり又は拔駈等の働きをなすが如きは假令比類なき功を立てる事ありとすも法令を破るの罪を免るべからず師を出すに法律正しからざるべきは終には敗亡の道なれば其一戰に妨げなく且一時の勝利を得るに云ふことも却て不忠の甚だしき必嚴科に處せざることを得ず凡て小利を見て大義を亂る事は武道を知る者のする所にあらず士たる者常に武道の正理を吟味して義を守るの志を怠るべからざる事

一 戰に赴くの時身を死地に投ずることは武人の素志なりといへども唯血氣の勇みに専らなるのみにして無役の死を遂るが如きは敵方の爲には利ありて我備の爲には害あり實に不覺の働き尤慎むべき事なり戰場死地に臨むに雖も猶此心得あり況んや平生言行を護りにして已事を得ざることを致し出すが如きは國の大事に死せん事を思ふ者のなすべき所にあらず言行を慎むは本より人の常にして慎まざれば過失多き事又いふに及ばず凡そ人の日用萬端小事より起りて大事に及ぶ事少からず此

故に忠孝に志ある者は必事の微において尤慎み慎んで忽せにする事なし世の事を好むて已ざる類の如きは君父に仕ふるの志疎かなるの致す所にして忠孝の味を知る者にあらず或は肆に無道の事を起して自ら難を招き或は猥りに人の過失を談じて竊に世に廣め又は流言浮説の偽りを傳ふるが如きは人を害ひ身を傷るのみならず暴悪奸佞の大なる士たるものは必しも慎を加ふる事を待すとも決して有る可らざる事也又或は大言放逸をなして自ら足れりとし世の謹慎なる者をば却て小器にして見るに足らずきするが如きは實に忌憚ることなきの甚だしき恥を知る者のする所にあらず又或は人を輕んじ毀りに不禮をなして自ら傲るが如きは人の侮りを受けても報ゆべき事を思はざる者のする所にして男子の心ある者の屑しきすべき事にあらず是皆風を破り俗を亂るの大なる者にして且其實を探り見るに畢竟不忠不義の心より致す所なるときは士の尤甚醜しとする所なり此等の事の如き武門に生るゝ者は幼少の時より常に精しく兪謹しき治亂共に専ら忠義の實を守りて失はざるやうに心がくべき事

右の趣面々常に能く覺悟し居るべき事なり頭奉行より諸士卒に至るまで其勤め所は必しも同じからずといへども我身を忘れ忠義を思ふの心は更に異なる事あるべからず且役々名主として心得居るべき事は別に其類を別て定め置ぬ其主とする所の勤めにおいては尤嚴に其旨を相守るべき事

師律教戒後一件 覺

騎馬並に足輕旗長柄等の者軍役定め員の員數其分限の高相違なく下知次第早速差出

すやうに心がくべし惣じて軍役出すべき品の兵具又は人數出立の支度等まで悉く定法の如くに用意し置べし相續の類は尤念を入れ少しも紛はしき事なきやうに堅く相守るべき事

一面々召連る所の下人並に乘馬乗替馬其外武器陣具別して軍中費用等其分限に應じ手支へなきやうに常々心がけて置くべし凡そ武器は美麗を好むべからず只手強にして利用あるやうにするこゝ專要なり馬は用方を第一とすべし常に自ら戰場に臨むの心を以て委しく其様子を察し細かに其得失を考へ勿論其の道々に達する人にも尋ね問ひ陣屋のかけやう陣中の心得等に至るまで精しく覺悟し居るべき事

一 急遽の事ありて命を受け遠近何方へ赴くさいふさも私宅へ歸るにも及ばず直に罷向ふて速に其事を辨るやうに常に其備へをなし置く事武人の本意たるべき事

一 身上無力にして事を辨する事なりがたき者は別して其身に應じて覺悟あるべきことなり何様の急變に臨むさいふさも俄に差當りて難澁に及ばず其力相應の用事滞りなく相辨するの備へ常に心に忘れざる事尤武夫肝要の者たるべし猶々精しく心をを用ひ不足の品々は詳かに記しなき分限相應の備へ漸々に儲けたくばふるの心がけあるべき事

一 武人の俸祿あるもの遠近の軍役其分限に隨ふて滞りなく勤むる事は勿論也若其備へなきときは常の祿は常の用のみにして武人祿を得るの實を失ふ平生能々覺悟を定め其俸祿は第一に軍用武備の爲なる事を思ひ未だ整はざる事あらば私用の急ならざる事をば悉く省きて先其備を設るの心がけ肝要たるべし但事の品に依り必し

も一概を以ては定め難き事あり日用軍用共に審かに緩急輕重を量り先後用捨其宜に適ふ様に精しく心を用ひて考ふべし軍用武備の心がけに託し日用の事は萬端音齒のみにして家人並に奴僕の苦しみをも考へず親戚及び朋友の窮をも顧みざるべきは實に鄙劣の至り士たる者の深く恥べき事なり士風の清きは兵を用ゆるの本なるべきは尤慎んで忽せにすべからず軍用の心がけを専らにする事は素より士の常なりといへども恩義を受けて備をせよといふにはあらず一向に利を求るのみに心を用ひ士に似合ざるのはさなも厭はずして資財の蓄をなすが如きは武門において有るべき事に非れば今更云ふに及ばざる事也或は身を節儉に處して時の靡俗に流れざるを以て却て吝嗇とする者あり是等は不知の甚だしき事なり論するに足らず或は是等の譏りを憚りて其守りに堪へざる者あり是又畢竟靡俗に流るゝの趣にひこし凡そ人に依りて世に在者は男子の氣象にあらず實義の上に立つ事を主として必しも世の毀譽褒貶に拘るべからざる事

右之趣家中の面々大身小身共に常に能其覺悟を定め別して驕吝の心を相戒め慎み各其分限に隨ふて軍役の勤め懈怠なきやうに相勵むべき者也

右二件先代教戒之遺記諸士無大小各謹て相守共旨且豫め設不慮之備而應變之志尤不可有怠慢者也

享保十四年巳酉九月九日

政祐謹て書卷尾

覺

一 公儀より被仰出候忠孝等の御條目御高札に御記し御領中不殘奉承知事に候得共至

て卑賤之者一文不通の輩は其御文義をも得辨類數多有之候然る時は下の風俗御善政にも改りがたく候間左に記し候箇條を以て組内村々庄屋組頭五人組等に爲申聞末々の小百姓水呑風情の男女迄能可令了知候以上

子二月

領奉行大肝煎

條々

- 一 忠云ふは田野の民といへども常々公儀を敬ひ御法度を堅く相守り農業に無怠人にも草水の力を助け御田地不荒候様に仕候事は公儀への大忠義に候惣て拙きもの
- 一 下人にては其主人に志厚く奉行致し善事をすむる輩は忠の者に候事
- 一 孝行の事には如何様の愚昧なるものも善事を可存候得共己が利慾に引れ又妻子にほたされ親には虐待に成り候族多く有之候様の風俗を幼少の者見馴開馴候ひてさのみ悪しき事とも不存自然に成候不孝の者は畜類にも劣り候事と至て輕き百姓迄存候様に頭百姓常々可申聞事
- 一 舅姑には嫁と成候もの實の親よりも取分孝行を心懸べき事に候養父母養子の間よめしゆうさめの間まゝ母まゝ子の間やゝもすれば不和の者多し懸心より人心を取り失ふ故なり互に能く心懸むつまじく可致事
- 一 夫婦の間互に身上の儀大事に致し尤不義の振舞不可有之事附り女は亭をうみ置をし機を織り候仕業男の耕作にひこしく候間幼少よりならはし家を持候以後怠惰申聞數事
- 一 兄弟は親の身を分けたる者に候得共我身を愛する同事に可存候所に少分の損利を

も争ひ他人に劣り候者數多有之誠に淺間敷心入に候其外諸親類も皆先祖の身を分けたるものに候へば平生睦まじく其間に争論がましき事有之候共打寄令和順永々恨みを心にさめ申間敷事

一 念病頓死の者は尤も養生を盡し不相叶上にては慎んで葬をいそぐべからざる事
一 親類の内は不及沙汰他人にても老人をば常にいたはり或は重き物を持運び或は骨折候事有之時は若き者代り相勤め候様可心懸く且又老人並幼少にて無便ものをば其村中憐愍を加へ介抱いたし可申事

一 召仕の者を憐愍し就中老人童子等飢こゝねに心付可養事
一 五人組の内諸事申合せ或は長病又は不幸にて及困窮候ものを互に見繼若五人組の内にて力及びがたき事候は、村中遂相談可助力惣て組合の儀何事によらず身に引受可相働火難盜賊等互に守りふせぐべし尤家毎にたいまつより棒心懸貯ひをき可申事但し悪事をすゝめ候者有之において時はをのばさず早速大肝煎迄可申達事

一 兄弟親類之間不和になりやゝもすれば及出入候其本は或げ人に少しの恩を與へ常々其恩を心に挟み相手の志薄きことをいきごほり或は人の恩を得たる者は其恩を忘れ少しの不足を恨み或は利慾をかまへて偽りを申筋目違ひたる家財田地を貪り或は生涯少の損もすまじき存平生人争を起すケ様の心根より大切成兄弟親類の間も仇敵の様に成行候總じて人の恩を得たる事あらばいつ迄も忘るべからず又我恩をあたへたる事をさのみ心に持つべからず又筋目違ひたる家財田地等は多少に

よらず取まじき事と覺悟し又生涯の内損も利も時節到來の運と存少の不足を恨み悔むべからず萬事々様に心付候は、兄弟親類は申すに及ばず朋友近付の間も漸々親み所の風俗厚く可成候惣て我身のよき調養計を不存物毎譲り合候様心懸可申事
一年始其外家内子孫の祝儀等有之節は父母の位牌を拜禮する本を忘れざる勤めに候父母の忌日年忌の法事を忘るべからず水呑風情の貧民たりとも其身相應の志しいたすべき事但し實義なく外を飾り分限に過候葬禮法事等堅く仕間敷候事
一 萬事驕を不致たさへ有徳成ものにては無用の飾りをいたさず遊び道具等に金銀を費すべからず惣じて面々身上の程を考へ作得も有之年は殊に心をゆるさず所用は分限の半を越へざる様に儉約を可相守事但し博奕に類し候勝負わざ一切仕間敷事
一 鳴物音曲は人情を感じ風俗の本になるものに候間女童部の小歌のしやうかには不正不義の甚敷事人の悪心を引おこす淫聲等は可禁事
一 旅人の儀武家奉行人は不及沙汰女童部等の壺人旅行の者にては輕しむべからず旅宿又は船渡等にて食りたる儀一切申懸間敷候便なき鉢のもの或は病人等は取分よくいたはり候事人情に候惣じて旅行のさまたげ無之様に可致候尤人をかざわかし賣買等のわざは重罪たるべき事
一 諸事之御法度常々了知致忘失不仕様に心懸幼少のものごもへも可申間候他所より新入の百姓有之は是又庄屋頭百姓早速具に可申間事
右之條々は人倫の道に候へば不珍人々の存知の事に候得共存候計りにて行跡此箇條に不相叶時は全く不存も同意に候其上末々の輕きものは是等の道理も得不辨輩數

多可有之候庄屋頭等の頭立候者一ケ年一兩度耕作の隙に惣百姓へ珍讀聞其心を可令了知候自然諸人に勝れ候善行之者候はゞ其仔細具に大肝煎迄可申達候且又人の善行をれたみさまたげ風俗を害する輩於有之は是又早速大肝煎迄可相達候應善惡の品可沙汰者なり附り至て無智なる末々の輕き百姓等は罪科の輕重をも不辨族數多可有之候依之重科の品左に記し令知之候

- 一 公儀を輕し候科は總て重罪なり就中徒黨を結び頭取と成已に不從ものをば苦しめ強て令同意頭奉行の申付をも不用御制禁の事を破る類の尤重罪たる事
- 一 不孝の科惣て重罪なり或は親の年老たるを無用の存命と云ひ或は親には惡しき食物あしき衣類をあたへ飢こゝゆるもかへり見す己と妻子等は飽く迄食ひあたゝか着或は親に對し惡口雜言し或は親の病にも養生を加へず末期の息いまだ絶ざる内に送り捨つる等の類ひ尤甚だ重罪たる事
- 一 密夫の科人の妻を大惡に引込人の家を汚し女は一生身をよする夫の恩をしらず夫を汚し畜類の行をなす共に重罪たる事
- 一 強盜之科就中人を殺して盜し又同類を催し人をおびやかかし押入て盜取りの類ひ尤重罪たる事附り惣て人を殺す者は死罪をのがれざる事
- 一 火付の科郷村を騒動させ人民の財物を焼亡するのみならず人をも亦損す此刑ゆるかせになる時は諸民安堵せず尤重罪たる事
- 右之五品は人々惡み嫌ふべき事に候條近き親類の内なりとも早速可訴出之存知ながら隱置候はゞ可爲曲事惣て偽りを以て事工み候惡事は假令其品輕き事に候も

も不可赦置若し心外のあやまりに出候惡事は其品大成共吟味之上可令用捨村々總百姓常々此分可相心得候也

寛保四年子二月

領奉行 庄屋組頭總百姓

政祐上下を率ふるに忠孝の元氣を以てしければ、儒風大に起りて藩内の面目を一
新せり、八代政岑故ありて蟄居し、九代政永高田に移さる、榊原家時代は、市街は町奉
行村落は領奉行の免許を得て、藩内一町村又數町村に自由に手習、算術、讀書所を開
設し、又幼童を入學せしめて習字を教ふるを常例とす、其書道は尊圓流御家にして
授くる所は伊呂波假字より單狀の文初登山手習、教訓狀、實語教、童子教、曾我狀、辨慶
狀、武具短歌、消息往來、庭訓往來の類なり、小童は九歳より十四五歳まで通學するを
例とす、又別に領内一般に忠孝條目を諭達し以て善行を獎勵し、百姓にも學事を勵
み品行端正にして教化を助くる者は、藩主より名字を許し、賞金を賜り、謁見を許す
ことあり、榊原家の後は松平家入りて城主たりしが、晩年稗政多く民亂を起すに至
りければ七年に滿たすして、封を移され、寛延二年酒井忠恭前橋より移りて此地を
領し、襲職十代一百二十年に及び、其間大に藩學を興して力を文武二道に盡し以て

士氣の振興を圖れり。

前橋城主酒井雅樂頭忠清幕府の大老と爲る性嚴恪慈仁にして威望あり延寶八年將軍家綱の病革りて嗣なきや幕府相議して京師より正仁親王有酒川宮有酒を迎へ立てんとす議破れ前將軍家光の三子綱吉を迎へ立つるに至る忠清爲めに免せられ尋で自及す子忠舉初父に坐して閉居しけるが常に家門を復するに志あり屢々時の顯職柳澤保明を訪へども會する能はず一日伴り疾して其門前に仆れ老臣の第に休養し歸りて後厚く贈りて漸く歎を保明に通ずることを得しかば拔擢せられて社寺奉行と爲り累進して雅樂頭に任じ從四位下權少將侍從に任じ十五萬石を復す忠舉文武に通じ頗る才名あり元祿五年創めて學舎を前橋に建て好古堂と號す其題額は幕儒林信篤の書する所なり元祿十二年六臣譚筆には正徳元年十月又求知堂を封内大胡に建つ時に天下の名士多く兩校に集まる寛延二年忠恭の時封を姫路に轉じければ隨ひて好古堂を城内總社門内大名町東南に建設せり。

好古堂揭示條目

一學問は朱子を則とし其訓導を守るべし勿論他の學流は堅く禁すべき事

一學問に間斷あるべからず人倫の道を知て其れを行へきなれば晝夜さなく心掛べき事

一平常敬を主本とし顔色を整へ容態を嚴かにし言語を妄にすべからず人の見ざる所聞ざる所は殊に慎み守るべき事

一才智雖有之不學にては道理に違候事毎々有之可惜事

一八歳より堂中に入り讀書并に諸禮をも習ふべし十五歳よりは講義の定日にも可出席事

但し讀書不足の者並に諸禮に疎き者はたゞひ年老けたりとも入て學ぶこと勿論なり十五歳以下も志厚き輩は講席に出づること許すべし

一學問にて義理を磨くは勿論なり治に亂を不忘なれば武藝を勤勵すべき事

一學問及藝事を若年の時の所作とのみ存じ年長け候て故もなく怠惰致候事大に心得違なり猶又可有勤行事

一堂中は猶以敬之禮義を正し師たる者の指揮を可受事
右之條々堅く可相守者也

忠道の時文化年中執政河合道臣總裁と爲り本校を大手櫻門前に移し校規益々擴張したり道臣多年藩政を執り勳功深かりければ文政二年十二月二十六日阿保山を賜ひて別墅と爲さしむ同四年正月二十五日道臣請ひて賜地に校舎を設け仁壽山校と號し菅野眞齋近藤抑齋前後して教授を勤む山校の規律は極めて嚴なりし由な

るが、道臣の意好古堂を子弟の普通教育所と爲し、山校を其上に立つべき人材の養成所と爲すに在り、頼山陽、野々口隆正の如きは數次山校に來りて講演し、文政十二年十二月山陽は自著日本外史を藩に獻納せり、其他鈴木恕平、猪飼敬所、摩島松南、森田節齋等講筵に出でしことあり、天保十二年道臣^才歿す、山校時代藩主往々子弟を撰拔して在學を命じ、命を受くる者處流の感あり、道臣歿するに及び山校を喜ばざる者多かりければ、忠學の時^{天保十五年}遂に之を廢せりと云ふ、此時好古堂擴張の議起りければ、大手門の西方に移して新築し、且山校の寄宿舎を移し、更に演武場を設けて文武一致の基礎を作り、大に規模を擴張せり、此時老職高須隼人總督たり。忠實の時藩の朱子學舊來林家、山崎家の二派ありて其弊少からざりければ、斷然一定の令を下し、山崎派教授根岸混處等職を免せらる、時に輿情潛伏の態あり、爾來松平惇典學務を總督し、慶應元年菅野白華督學と爲りて維新の際に及べり。

好古堂教師

- 伊藤蘭齋 名仲導、前橋以來教授、安永二年侍講
- 那波魯堂 名師曾、通稱主膳、一時教授
- 高濱季文 通稱周輔、天明七年八月教授

- 石野橋園 名懋、天明年中教授
- 高濱樂齋 通稱省輔、文化十四年七月教授
- 堤公愷 通稱鴻佐、文政十二年五月教授、仁壽山校兼勤
- 齋藤守澄 通稱幾之進、文政年中教授
- 根岸根處 通稱行藏、天保十二年教授
- 角田楮園 通稱心藏、嘉永二年教授
- 秋元安民 通稱正一郎、嘉永年中中國學寮教授
- 渡邊劣齋 名璋、嘉永四年書學寮教授
- 菅野白華 名潔、通稱狷介、嘉永年中教授、文久三年副督學、慶應元年督學兼勤
- 松平椽山 名惇典、通稱孫三郎、嘉永年中督學
- 秋元潤宇 通稱三郎兵衛、安政初年教授
- 多田菊屏 通稱順平、安政初年教授
- 龜山節宇 名美和、通稱敬佐、安政三年六月朔日教授、後文久三年十一月五日大目付兼勤、後侍講
- 春山弟彦 通稱欽次郎、文久三年七月國學寮教授
- 田島藍水 通稱廉介、慶應年中教授
- 仁壽山校教師
- 菅野眞齋 通稱武助、號松塙、文政四年教授
- 近藤抑齋 名守正、通稱順一郎、文政十年九月五日教授、新知二百石、好古堂兼勤

藩學は皇學漢學の外に槍術、劔術、弓術、兵學、柔術、馬術、砲術、水泳術あり、慶應二年八月より西洋式銃隊を組織せられ、何れも教授職あり、砲術の如きは寶曆三年十月五日城主酒井忠恭仁豊野村演技場に臨み、途大日河原野にて五百目の銃丸を發射したることあり、藩の末年には往々貳貫丸を發射する者ありて名を賜ひければ、野口貳貫左衛門初代野口貳貫五郎初代小屋貳貫次、小屋貳貫右衛門、小屋貳貫次郎の稱あるに至る。二代野口貳貫左衛門は明治維新後令に依りて貳貫と改名し、飾西郡長より各地に郡長を勤む

明治元年九月學制を定め同四年七月十四日廢藩置縣の時校地は兵部省の直轄と爲り、校舎及書籍器械は飾磨縣に收めて模範學校を京口に設け、るが、同九年八月二十一日廢縣と爲りて同校を廢せられ、其書籍器械は神戸の兵庫縣師範學校に收めらる。

仁壽山支校は河合寸翁歿後同家の管理に屬し、養嗣屏山は山校附近の別墅に隱棲し、勤王の志士松本奎堂、松林飯山、藤本鐵石等と相往來して畫策する所あり、山校の書院、水樓、醫學寮、圖書庫等は其後永く嚴存したるを以て寸翁の寵臣下田桂屋通稱重次郎監督となりて醫學寮を繼續し、詩人藤森弘菴、齋藤拙堂、南摩羽峰等水樓に來遊したることありしとぞ、

文久二年六月十日桂屋歿して家臣留守しけるが、明治元年姫路開城の際には河合家一族暫く此地に退居したることあり、同年十一月皇學振興の機に際し、醫學寮を改めて古學館と稱し、管内神官の修學所に充てんとの議あり、此時大參事河合良翰山屏は山を擧りて官に納れ、十二月十四日、姫路藩廳より金五百兩并物品を賞賜せられ、翌年八月十七日、縣廳より更に金七百兩を賜ふ、後には遂に競賣に付するに至れり、酒井家時代藩校の外に元鹽町に熊川舎あり、高砂町に申義堂あり、國包村に一校ありて領内町村民の子弟を教育せり、熊川舎の教授に松岡博文あり、申義堂は菅野眞齋一時教授と爲り、文久三年小林梧陽教授に任ず、又文政五年東魚町に一校を設け、高濱省輔、鳥山龜彌等教授を命せられしが、就學するもの少くして幾くもなく廢せらる。

榊原時代は町村には家塾、寺小屋ありて讀書算を教わたることは前に述べしが、他の諸家を通じて酒井家に至り、其状態は相似たるもの、如し、明治二年版籍奉還の時藩校好古堂は姫路藩學校と稱せられ、教授助教を置かれけるが、四年廢藩の時廢せらる、其時田島藍水、羽田愛山、井上松香の徒は本町國府寺榊男宅に塾を開き、相鼎

立して各其道を教授し、又松平惇典、龜山敬佐の如きは各家塾を開きて盛に子弟を薰陶し、惇典は明治元年入獄し五年赦免に遇ひてより塾生二千餘人を算し、同二十一年三月二十一日、六十四歳にて歿せり、又敬佐は明治十七年十月一日、白濱村に觀海講堂を設け、遠近來り學ぶ者極めて多かりしと云ふ。明治三十二年五月六日七十八にて歿せり

今維新當時に於ける教育以外の社界状態を回顧するに、明治四年廢藩置縣の詔勅出づると共に舊藩主の職を解きて東京に移住せしめ、中島錫胤、森岡昌純相尋で飾磨縣權令と爲るに及び、始めて王政の緒に就き、昌純の如きは銳意維新の實を擧ぐるに努め、主として民智の固陋を啓發して泰西文明を移植するに汲々たるさまなりしが、其の比政府は交通に對する施設を急ぎ、同年十一月福中町傳馬所内に郵便取扱所を置きしが、六年十月には電信の開通を見るに至れり、神戸の如きは三年前既に大阪との電信開通し、七年三月二十一日には鐵道をも開通せり、それを見聞する者只管文明の利器に驚嘆して茫然、自失の態あり、姫路にても先づ大日磧に製絲場を起して機械、水力の利用を示し、附近には植物試驗場を設けて、人の耳目を新にし、六年十二月には豊岡縣生野支廳と生野飾磨間に新に馬車道を開通することを

決議し、佛蘭西人を備ひて直に工事に着手し、市川上流には新式の橋梁架せられ、其

他古來行はれ來れる神社佛閣の女人結界を解きて勝手に登山せしめ、五年尋で僧侶の肉食妻帶蓄髮を許す

又玉占口寄梓原市子、堀孤下の類を嚴禁し、洋法醫を用ひて漢法を

退け、七年六月禁厭祈禱を以て醫藥を用ひざるを禁じ、九年一月二十九日、大名町に

公立病院起る、其比燈石に代りて輕便なる燐寸供給せられ、行燈に代りて灼々たる

洋燈を用ふる者を生じ、又前年より人力車明治三年東京人高山幸助、和泉要助、鈴木徳四郎の三人巧思發明せし者なり、大に流行して

古來の駕籠に代れるあり、千歳鎖國の中に生活せし地方民は日に奇を感じ、月に新

を知り、古を慕ふあれば今を喜ぶもありて、思想界は頗る混亂しつゝ、過渡期を航行

し、新教育の道漸く開けてより文明開化の語流行し、福澤諭吉の「學問のすゝめ」、「世

界國盡」大に歡迎せらる、明治元年兵庫神田兵右衛門、名主北風莊右衛門等、兵庫裁判

所に請ひ學舎明親館を設く、姫路の儒菅野白華教頭と爲る、古風の學者にして經義

を講せしが、暮年に及ばずして白華辭去し、日を経て終に英語教授所と爲る、一年論

吉郷里中津に歸省せんとし、途兵庫縣令神田孝平を訪ふ、孝平、論吉を明親館に伴ふ、

同館には白華の幹旋にて姫路藩より譲り受けたる漢籍頗る多く、長持三竿に及ぶ、

諭吉瞥見して館主兵右衛門に謂つて曰く、何ぞ蠹魚の飼料を蓄ふる多きや、兵右衛門曰く、賣らんも二束三文のみ、諭吉曰く、好價なり、二束一文尙售るに若かずと、以て當時の學風を察すべし、されば官途には新學の才俊を登用して、門閥富豪を擯けたるのみならず、上下を通じて前代に行はれしことは總て舊弊と呼ばれて排斥し、今日我國の一偉觀として世界に識られつゝある姫路城も當時は厄介なる無用の長物と看做され、一時は民間に沽却して解剖に付せんとの議さへ行はれし程なりしと云ふ、尋で西南戦争起り、新舊思想の衝突もありて天下動搖の兆ありしも、此役收りて後は國是愈々定まり、教育の途益々開けて、十一年九月に至り景福寺内に公立姫路中學校開設せらる、維新以來廢佛毀釋の論行はれ、一方には泰西技巧實利の學歡迎せられて漢學日衰の態なりしかば、從來儒佛二道に依りて陶冶せられたる主従上下の系鎖守分知足の觀念は漸くにして地に委し、佛人路曹の唱へし民約論的自由說瀾漫して自主進取の氣概到る處に汪洋し、姫路の地も筒井辨次、丸山繼男、井上文慈郎、鈴木方等辯士と爲りて盛に政談演說會を開きしが、十四年十月十二日國會開設の詔勅下り、其年板垣退助自由黨を組織し翌年九月九州改進黨組織せられ

たり、後辨次方等用ひられて吏と爲りければ、地方の政論稍衰運に向ひ、尋で十五六年の比より縣令森岡昌純は藤田東湖の弘道館記述義の類を教育界に推奨して頻りに尊王愛國の觀念を培ひ以て放縱なる思想の撲滅を計れり、嘗て令して曰く、「教育進みて道德敗れ衛生行はれて菜色現はる豈驚かざるべけんや」と、姫路の人野口埜は縣の學務課に在勤して弘道館記の釋義を著はし博く世に行はれしことあり、斯くて世は益々大勢を趁ひて進行し、同二十一年十二月二十三日には文明第一の利器たる鐵道の開通を姫路の南傍に見るに至り、此縮地の術にて神戸、大阪は恰も隣地の如きさまと爲りければ、百般の事彼を模倣する者を生じ、舊來の習俗は大に面目を改めしを覺ゆ。

第二節 明治新政後の教育

茲に明治維新後の教育機關に就て次を逐ひ記述すべし。

小學校

明治五年八月初めて學制頒布せられ、全國を大中小學區に分ち、中學區に學區取締

を置き町村の學事を擔當せしむ、姫路は第三大學區第二十九中學區に屬し、木賊川列學區取締たり、六年一月市内各所の社寺十數箇所を假用して學校となし、一般子弟の教育を開始す、是れ小學校教育の嚆矢なり、九年八月福中門内に城南小學校を新築し、市の南部西部の各寺院に散在せる生徒を收容す、是より先明治八年國府寺町に教員傳習所の建設ありて、附屬小學校を附設せられたるを以て、東部北部の子弟はこゝに通學せしもの多し、此傳習所は後に師範學校となりたるを以て、隨て此小學校も亦其の附屬となりたり、十年六月に至り、師範學校は廢止せられ、其跡に兵庫縣小學模範學校を設置せられ、約一年にして是亦廢止せらる、依て此校舎を城東小學校として使用せり、十二年七月其の前面に校舎を新築して此處に城東小學校を移轉せしめたり、城南小學校初代の校長は岡村邁、城東小學校は三浦純一なり、同十二年九月學制を廢し、教育令を公布せられ、學區取締の職務は學務委員の掌裡に歸したり、此委員は戸長並に學校設置區域より薦舉せられたる市民數名より成り、就學の督責學校の造修等の事を掌り、又教員の任免に干與し、其内若干名は日々學校に出勤して執務し居たり、當時の戸長は星野高朗にして城南校に學務委員た

りしものは野中善五郎、岡玖平、小野安三郎、城東校は井上一夫、戸倉勝明等なり、此制度は十八年八月まで繼續したり、此時代に於て市の界限に在りたる八代、平野、豊澤、市之郷、城北等の各小學校が城東城南兩小學校に分屬して其の分校となりしこともあり。

十九年四月小學校令公布せられ、尋常小學校と高等小學校とを分立することとなりたるを以て、翌二十年四月別に姫路高等小學校を設置せしが、校舎は城東尋常小學校の一部を假用し、また別に福中、京口、野里の三簡易小學校を設けて城南、城東、城北の三校内に附置せり、是より先、十二年九月野里鍛冶町の外濠を埋立て、新築せられたる校舎は城東校の分教場に宛てられたるが、此時獨立して城北尋常小學校と稱せらる、斯くて市政開始の二十二年四月より、上記の三校舎は姫路市に繼承せられ、市書記池田信勝學務を擔當せり、學務課の獨立し、視學の置かれたるは後年の事に屬す、二十三年九月一日に至り、簡易小學校は廢止せられしが、爾後就學兒童逐次増加の傾向あるにも拘らず、城北尋常小學校は二十四年三月經濟上の都合にて閉鎖せられければ、城東校は更に北部の子弟をも收容すること、なり、校舎狹隘とな

りしを以て、再び鍛冶町の校舎を復活せしめ分教場となしたり、此教場は三十四年四月復獨立改稱して野里尋常小學校となりしが後坊主町に移れり。城東校を借用せし高等小學校は、年々生徒を増し、教室充溢如何ともする能はざるに至り明治六年の昔の如く各所の社寺民屋を借りて分教場に宛て、其の數十餘に及び教授上の統一を保つ上に至大の困難を生じたるを以て、惣社門内に校舎の新營を始めたるに、着手後幾何もなくして暴風のため倒壊し、工事は此に一頓挫を來して久しく中止せられしが、三十四年に至り別に地をトして同時に東西兩高等小學校の新築に着手し、三十五年一月竣工せり、是今の東西兩尋常高等小學校の前身なり。

三十九年四月一日城南尋常小學校より其一部を分離して船場尋常高等小學校を設置せしも、校舎は同校の一部を借用し、四十年二月に至り船場中村の地に新築移轉せり、四十一年學制變更、義務教育年限六年となりたるを以て、東西兩高等小學校を廢止し、他の四校と共に尋常高等併置校となし、且城南、城東兩校は何れも校舎朽廢に及びたるを以て、前者を十二所前に後者を國府寺村今の城東町元中學校運動

場の跡へ新築すること、なりたり、四十四年四月商業學校の設立後、高等小學の兒童減少せしを以て、更に組織を改め城南野里兩校の高等科は廢止せられたり、其の後人口の増殖に伴ひ兒童數逐次増加し、校舎狹隘を告ぐるに至りしかば、大正五年度に於て城南、城東及東の三校に教室を増設し以て現今に及べり。

市立小學校

大正六年十二月末日調

校名	學級數		兒童數		計
	高等	普通	高等	普通	
城南尋常	一	二	七	八	二〇
城東高等	四	九	一	五	一九
野里尋常	一	八	一	三	一二
船場高等	三	四	一	六	一一
東高等	三	八	一	二	一七
西高等	三	七	一	九	一四
計	一三	四八	九三	二二〇	三三〇
					二二八
					三二〇
					二、四九九
					二、二七七

新築落成式を挙げたる日	明治四十一年七月二十六日	明治四十三年八月一日	明治三十六年十月四日	明治四十年三月三日	明治三十五年一月十九日	同	上	教員訓練 八二
位 置	十二所前	城東町	坊主町	博勞町	下寺町	大藏前町		專科訓練 三
校長氏名	岩谷榮太郎	岡虎十郎	置鹽正一	松田安之輔	藤本菊次	明石與市		代用教員 二
備考	各小學校共尋常科第二學年以下は二部教授を行ふ。 此の外縣立師範學校附屬の小學校あり市よりの通學者少からず。							
合歩學就								九八、九一

明治四十五年五月、高等小學科手工教授の要旨改正に伴ひ、市役所前に手工の特別教室を開設せり、此は前年の秋天皇陛下本市に御駐輦あらせられたる際下賜せられたる恩賜金を基礎として建築したるものにして、大正四年四月本町へ改築移轉し、専ら木工を課し居れり。

夜學會 夜學校

夜學會 明治三十五年度より、實業補習學校を城南小學校内に設置して夜間教授をなしたりしが、經費節減のため三十八年三月限りにて廢止したり、其後市内私立團體の發起にて、商家の徒弟に必須の智識を授くる目的を以て夜學會を最寄りの

校舎に開き、其の學校長教員無報酬にて教授を擔當し、市は四十五年度より補助金を交附し居れり、其の名稱左の如し。

名 稱	校 舎	開設時
姫路實業協會夜學會	城南小學校	四十年七月
船場實業夜學會	船場小學校	四十三年十月
北部商工會夜學會	野里小學校	四十三年五月
船場進德會實業夜學會		大正四年三月限り廢止せらる。

夜學校 大正四年四月より學齡兒童中貧困にして、晝間小學校に出席する能はざるもの、爲めに、城南、城東、野里の三校及び城東町に夜學會場を開き、市より經費を補助せり、翌年四月よりは更に船場校にも増設せしが、五年度限りに廢止し、六年度より夜學校の組織に改め、城南、城東、野里、船場の四小學校に附設せり、六年末に於る生徒數は四校を併せ男四十、女六十六なり。

又西魚町南陽社女紅場に於て舞妓に義務教育を授くる目的を以て校外認可生を收容し、尋常小學同様の學科を教へ併せて茶の湯、活花、裁縫等を課し居たるが、此は

大正六年度限りにて廢止せられたり。

女學校

市立姫路女子技藝學校 明治三十五年度より東西兩高等小學校に裁縫專修科を設け、夜間教授をなし、翌年度より裁縫學校と改稱せしが三十七年三月經費緊縮のために廢止したり、その後四十四年四月に至りて同校は復活せられ、再び東西兩小學校に附設せられけるが大正二年四月一日より合併し、各種學校令により姫路實科女學校を設置し、四年五月十日また徒弟學校令により組織を變更し、女子技藝學校と改稱し今日に至り、現校舍は本町に在り、舊市役所の建物を移し、改築せるものにして、大正三年十二月姫路神社附屬建物なる假校舍より移轉し、四年三月七日其の改築落成式を挙げたり、六年十二月末日に於ける生徒數百八十九にして學級數は五なり、市視學松本稜威哉校長の事務を取扱ひつゝあり。

私立姫路高等女學校 明治二十年、船場本徳寺院主大谷勝珍普通教育の發達せざるを憾み、其の寺域内に崇徳學校を創設して兒童の就學を獎勵勸誘し、一時其の數三百六十餘名に達せり、二十八年其の組織を改めて大谷高等小學校と稱し、更に三

十三年大谷女學校と改稱して専ら女子を收容し、高等小學科の外に補習科を置く、是れ應て高等女學校の設置せらるゝ、本源なりき、三十五年に至り本校を大谷派本願寺の經營に委ね、高等女學校程度の學科を授くる方針を執り、其の名稱を姫路淑女學校と改む、然るに三十七年に至り大谷派本山は寺務改革のため維持費の支出を停め、將に此校を閉鎖せんとす、此の危運に際し市の長老たる今井直次郎、熊谷薫郎及び丸山芳介、中村祐七は奮て、その維持經營を引受け、星野錫、星野鏡次郎を初め市に縁故ある有志者また資を捐て、幫助する所あり、地を北條口に購入して校舍を建築し、三十九年一月此に移轉し、近藤純悟を校長となし、益々内容の充實と設備の改善に努め、十一月十一日私立姫路高等女學校と改稱したり、然るに四十三年四月縣に於て姫路に高等女學校を設置したるを以て、上級生のみを留め、其の他の生徒は該校に入學せしめ、四十四年三月に至りて全く廢止し、其の跡を商業學校に充用すること、なれり。

縣立姫路高等女學校 明治四十二年度に於て國府寺町元姫路中學校の跡に校舍を新營し、翌四十三年四月一日開校して第一學年百五十名、第二學年百名を收容す、

其の多數は私立姫路高等女學校等より轉入したるなり、斯くて五學級を編成し溝口鹿次郎校長となり、今に至りて勤績せり、同月十四日より授業を開始し、爾後漸々學級を増加し、大正二年度より本科定員五百名十二學級とし、別に補習科一學級を増置し、七年度より更に定員を六百名となせり、大正六年度までに本科を卒業したるもの六百六十四名、補習科を修了したるもの五十一名あり。

私立日ノ本女學校 本校の起源は明治二十五年米國人チヨルチ嬢が五軒邸に於て僅に五名の女子を集めて教授を開始したるに始まる、同年六月下寺町裏今の下寺町に校舎の建築を始め、翌二十六年二月十一日開校式を擧げたり、爾後漸次内容を整へ、三十五年に至り學則を改正し高等女學校と同一の程度となし、四十一年より大正元年に亘り隣接地約五百坪を購入して敷地を擴げ、二年十月全校舎寄宿舎を改築したり、其の資金は總て米國篤志者の醸出にかゝるものなり、七年二月十二日に至り文部大臣より本校を以て専門學校入學に關し修業年限四ヶ年の高等女學校卒業者と同等以上の學力を有するものと指定せられたり。

本校は米國バプチスト傳道社團の經營に係り、建築頗る宏壯、採光、通風等の設備には殊に注意を拂ひ、寄宿舎には教員三名舎監として生徒と起臥を共にし、其の薰陶に努めつゝ、あり、現校長はウヰルカックス嬢にして、明治四十三年以來引續き勤績せり、修業年限は五ヶ年にして、現在生徒九十五名あり。

商業學校

市立姫路商業學校 私立姫路高等女學校の廢止せらるゝや、これが經營者たりし熊谷薫郎外三名より其の敷地校舎校具一切を擧げ姫路市に寄附することを申出で、市は之を納れ、乙種商業學校設置の議を決したり、是れより先、市に工業勃興の兆あり、此機に乗じ工業學校を設置せんことを唱道するもの多かりしが、經費其他の關係上實現せられずして止みぬ、斯くて四十四年四月一日北條口なる右校舎に於て本校を開き、熊谷薫郎校長心得として就任し、本市知名の實業家十餘名を商議員及び世話掛に擧げたり、當時の方針は、能く讀み能く書き能く算用する、所謂間に合ふ人物を養成せんとするにあり、從ひて生徒は角帶前垂掛にて登校し、商人には休暇なしとの理由よりして夏季休業をも廢止せり、されど時勢の要求は此特色の永續を許さず、大正二年三月松村明敏校長となるや、四年六月に至り生徒の服裝を小

倉洋服に改め、學則を改定し、新に體操科を加へ又夏季休業制を設けたり、是れより先、二年十二月校舍新築の議決定し、地を福澤町に相して工事に着手し、三年八月竣成を告げ次て新校舍に移轉したり、六年四月學校の組織を變更し甲種商業學校となし、生徒定員を四百名、豫科二年本科三年、通じて五年の制となす、七年三月二十六日附を以て文部大臣より本校卒業生は中學校と同等以上の學力を有するものと認められ、在校生は徴兵を猶豫せらるゝことゝなりたり、昇格と同時に教室増築、運動場擴張の必要起り七年度に於て着工の筈なり、その所要土木費内八千百餘圓は市の有志により醸出せられたり。

本校課程中他の商業學校の未だ嘗て試みざる特種のものあり、速記術及び荷造法の實修是れなり、他日其の卒業生を社會に出すの日該科に對する効果を認めらるゝ所あらんか、現在生徒三百八十餘名職員專任十三名囑託四名にして松村校長は大正七年八月に退任し、同十月二十二日片岡源之助校長となれり。

中學校 師範學校

縣立姫路中學校 本校は明治六年十二月船場本徳寺の坊舎を借りて開校せられ

たる第三大學區第二十九中學區勸開中學校が、翌年七月廢止せられたる後數年にして創設せられたるものにして、設立以來既に四十年を經過し、卒業生を出すこと千五百、現に社會のあらゆる方面に活動せる人才尠からず、始めて開校式を擧げたるは明治十一年八月八日にして景福寺の坊舎を借りて授業を開始したり、開校に先だち七月十六日松本駒次郎校長を命せられたるも八月十日龍野中學校長に轉じ伊村則久これに代れり、當時の生徒は二十七名職員は訓導春山弟彦外三名監事司計各一名にして、授業料を全免し、寄宿生には食費の三分一を補助するの制なりき、初め公立姫路中學校と稱せられ、飾東、飾西、神東、神西、加西、印南の六郡組合立にして縣費より年額九百餘圓の補助を受けしなり、十三年の秋に至り、漸く生徒數を増加し遂に入學を制限せざるを得ざるに至り、爾後三年間生徒の増員を停止し、頗る輿望に背きたりしが、十六年九月國府寺町に於ける新築校舍成るを告げ、此に移轉す、此時生徒數百十九に増加せり、十七年九月に至り、則久職を辭し郷里に歸る、則久就任の當時は二十四歳の青年なりしが、草創の際に處し苦心慘憺、經營宜しきに適ひ、加ふるに誠心誠意を以て諸生を率ひければ、闔校其徳に懐かざるは無かりき、是

より先縣よりの補助は十二年七月限り廢止せられ經費は六郡町村聯合の協議費のみにて支辨することとなりしが、當時米價頻りに下落して經濟界の萎靡甚しく本校も遂に經費支出の途なく、十八年六月二十八日に至り、一旦閉校するの止むなきに至れり。

是時本校と共に播州に鼎立せし龍野小野の兩中學校も亦維持難のため閉校したりしが、更に明石美嚢二郡を除きたる十四郡聯合の中學校を姫路に開設するの議を定め、十九年一月二十九日を以て再び開校せり、二十年三月中學校令の公布あり、改めて縣立となさんがため復校舍を鎮し二十年五月一日兵庫縣尋常中學校と稱して開校したり、三十二年に至り現名稱に改む、當初生徒數百九十五名、藤井雅太校長として來任し、生徒の服裝を一定し形容大に整ふ、二十四年七月小森慶助校長となり在職五年九ヶ月、此間拮据經營校紀の振肅を圖り成績大に擧る、三十三年五月永井道明校長となり銳意勵精特に體育に留意し、其の進歩頗る著しきを見る、この年間生徒定員の増加に伴ひ漸次接續地を購入擴張せしも、猶狹隘を感ずるに至りたるを以て、卅九年より飾磨村城北村に現校舍を新築することとなり、四十二年四

月移轉を了し、五月二十三日落成式を擧ぐ、其後大正六年度に於て教室の増築を行ひ以て今日に至る、目下の生徒定員は八百名、教職員は校長以下三十名、書記二名にして、校長は野村浩一なり。

姫路出身の博士に、工學博士古市公威、文學博士三上參次、辻善之助、工學博士服部漸、故野口孫市、醫學博士西澤行藏、梅田信義、鈴木正緒、方鷲雄あり、公威は明治二十年學位令發布後初授の博士にして、藩學好古堂の出なるが、其他は多く姫路中學校より出づ。

師範學校

縣立姫路師範學校 明治三十四年六月兵庫縣第二師範學校の名の下に飾磨郡城北村に開校し、同年八月十日現名稱に改められたり、左に開校當時と最近との比較表を掲ぐ。

年 度	教 員 數	生 徒 數	卒 業 者 數	入 學 者 數
明治三十四年	一四	一〇八	一	一〇八
大正六年	三四	一九七	三八二	九三五

乙種講習科 一五七

第三編 別志 第八章 教育志

校長は野口援太郎にして創立以來勤績せり、因に曰ふ明治七年船場本徳寺坊舎に假設せられたる小學校教員傳習所は翌年國府寺町に移り、師範學校と改稱せしが十年六月神戸師範學校に合併せられて廢校となりたり。

幼稚園

幼稚園は何れも私設にして六ヶ所あり、多きは七八十、少きは二十内外の園児を收容す。

園名	設立年月日	所在地	園長又は設立者
明治幼稚園	二十九年六月	驛前町	中田タカ
共愛幼稚園	三十年十月	光源寺前	臨坂法瑛
ベイカ幼稚園	四十年三月	五軒邸	ベイカカサリ
姫路幼稚園	四十一年十一月	龍野町四丁目	小林シヅ
野里幼稚園	四十五年四月一日	坊主町	野里尋常小學校長
日ノ本幼稚園	大正七年五月八日	下寺町	日ノ本女學校

其他師範學校内に私立城北幼稚園あり、幼兒保育の新方法研究に資し、以て學年短縮、教育能率の増進に關する實驗的基礎を得んとする目的を以て、大正七年五月五日に創設せられたるものにして、園児の資格を滿三年より滿五年までの正常兒と限定し、同七月末に男十二名、女六名を收容し居れり。

別に基督教會及び眞宗寺院に附設せられたる日曜學校數ヶ所あり、何れも近年の創立に係る。

教育關係事業

姫路市教育會 本會は元、姫路教育獎勵會と稱し、明治二十八年四月、天野重眞、大谷圓治等の發起により創設せられたるものにして、大正五年六月十七日今の名稱に改めたり、現總裁は舊藩王酒井伯備、會長は井上正進なり、その目的とする所は教育の發達を圖り、美風良俗を獎勵するに在りて、小學校兒童の優等精勤者に賞品を贈與し、貧困者に學資を補給し、時々通俗講演會を開き、且通俗圖書館を經營する等能く公費施設の及ばざる所を補助しつゝ、あり、嘗て本會の主腦として、其の發展に努力せし下田重復、熊谷薫郎、町田猛郎等は既に故人となりたるも、其の遺業は穩健なる發達を遂げ、教育界に貢獻する所少からず、目下會員數千二百に達す。

姫路圖書館 明治二十八九年の頃、姫路の碩學春山弟彦は、坊主町なる自邸内に書庫を建設して春山文庫と名づけ、數萬卷の藏書を開陳して篤志者に閱覽せしめたることあり、實に本市圖書館の濫觴となす。該文庫は三十二年四月十三日弟彦の物故と共に閉鎖せられたるが、偶々野口援太郎の師範學校長として姫路に赴任し、春山邸に賃居せるあり、同文庫の閉鎖により市に一圖書館無きに至りたるを惜み、弟彦の知遇を受けたる矢内正夫に諮り、幸にして春山家の同意を得ば、同文庫を再興し、若くば其の藏書を基礎とする圖書館を新設せんことを企て、正夫は種々盡力する所ありしも、時非にして實行の運びに到らずして止む。

明治四十年十一月、西高等小學校長岩谷榮太郎は知事より同校へ賞與したる金五拾圓を以て辭書類を購ひ、追ては圖書館を校内に設けんことを企畫したるに、同校は間もなく廢校となりたるを以て、同校に縁故あるものを糾合し、民家を借り受け、姫路文庫と名づけて一小圖書館を開設したりしが、經營難のため四十四年に至り、廢館同様の態となり、寄附又は購入にかゝる藏書は空しく庫内に埋藏せらるゝの悲境に陥りたり。

斯くの如くにして、漸く萌芽を見し圖書館も、根を張り枝を伸ぶるに及ばずして早く既に凋落の秋に遭ひけるが、關口存啓深く遺憾とし、畢生の事業として同館の設立を計畫し、奔走努力至らざるなかりしかば、市民の同情翕然として集まり、縣立諸學校の校長を始として各小學校長及び市長、市會議員等もするところあり、聲援を春山弟彦の嗣子作樹は、元春山文庫の藏書の大部分と共に多額の金員寄附の約あり、山口八左右、初井奈良吉、村上庄次郎等も亦或は資を捐て、或は書籍、建築材料を提供すべきを申込み、其の他の有志よりも續々寄附の申出でありたるを以て、四十五年三月總社公園内を卜して、本館の建築に着手し、七月末竣成せしかば、大正元年八月十一日、姫路圖書館と稱して開館し、存啓推されて館長となる。然るに經費は豫想外に多額を要し、一時經營頗る困難を極めしが、其後市及教育獎勵會より年々經常費の補助を得、有志者よりも基本金を寄附するありて、財政稍順境に向ふと同時に、着々館務を整理し、内容の充實を圖り、現在に於て約八千の圖書を有す。大正六年度に於る閱覽人は一萬二千餘名に達せり。

本館は大正三年度より教育獎勵會即ち今の教育會の經營に移れり。

姫路青年團 本團の目的は青年をして忠孝の本義を體得せしめ、品性の向上、體力の増進を圖り、剛健勤勉の氣風を養成するに在りとす、義務教育を終り、若くは同年齡に達したる男子を以て團員となし、城東、船場、城南、野里の四分團に分ち、關係小學校長を分團長となし、團長これを統轄す、又、別に教師若干名を置き、分團長の指揮を受け、直接團員を指導訓練し、時々名士を聘して講演會を開き、又遠足、登山、競走、遊技等を行はしむ、其の創立は大正四年四月一日にして、在郷軍人會の附屬事業たりしが、滿一ヶ年の後獨立したり、團長は竹内方山にして、六年度末に於ける團員數七百五十六名を算す。

右の外各町に分立せる青年會あり、何れも青年の修養を以て其目的となす、武術には武德會の外二三の道場あり、主として劍術及び柔道を授く、語學研究の機關としては語學研究會及び姫路基督青年會英語部あり、前者は北條口天主公教會内に在り、佛國宣教師シャロンを師として、佛語拉丁語を教へ、後者は初め五軒邸ブリグス邸に於て會員に英語を授け居たりしが、後綿町に移れり。

第九章 産業志

第一節 過去の産業

姫路地方古代の産業は得て審にする能はざれども、此地方は古代は伊和郷と稱し、宍粟郡伊和君の一族の移住せし所にして、石作を以て本業と爲せり。

〔風土記〕 宍粟郡石作里本名伊和、石作首等居於此村、故庚午年爲石作里、飾磨郡貽和里、積碓郡伊和君等族到來居於此、故號伊和部、安相里長畝川、昔此川生蔭子、時賀毛郡長畝村人到來、蔭蔭爾時此處石作連等爲、奪相圖仍殺其人、即投棄於此川、故號長畝川。

石作郡は石棺を作るにて、垂仁帝の御代日葉酢媛皇后崩御の時、建眞利尼命が石棺を獻じて、其大連と爲りし以來、本業は極めて殷盛に赴きし由なれば、此石作部を領する伊和君は富榮を極めたりしもの、如し、大化新政の後墳墓の制改まり、皇族の外は石棺を用ふるを禁せられたれば、石作業は大に衰へたるが、其時班田の制行はれて民多く農事に従ひ、姫路地方も農を以て本業と爲し、調庸品製造を副業と爲す

に至りしが、この地方は國府あれば朝廷に對する特殊貢進の物品を調造する必要ありて、府の近傍には細工所を始めとして貢蘇蘇は牛の乳牛場、馬草製造場、樂園などの乳牛場、馬草製造場、樂園など設置せられしならん、後世名産の姫路革あり、其濫觴は蓋し極めて古し。

延喜式 宮内省、播磨國例貢、御賞給年魚二擔、四壺、木工寮、播磨國鍛冶戸十六煙、典藥寮、播磨國五十三種、衛府兵庫寮、修甲料馬革卅二張、雜工戸四煙、民部省、播磨國于午年貢蘇十五壺、六口各大一升九口各小一升、主計寮、播磨國調、兩面十疋、九點羅二疋、一窠綾十疋、三窠綾、小鸚鵡綾、薔薇綾、各二疋、吳服綾四疋、白絹十疋、緋帛卅疋、縹帛帛各十疋、綠帛廿疋、帛百五十九疋、池由加五口受五石、中由加五口受一石、延二口、廻四十八口亦土五斛一斗、自餘輸絹布鹽庸、韓櫃卅二合、目餘輸米、中男作物、紙、薄紙、簀、黑葛、蜀椒、胡麻油、雜脂、養鹽、年魚。

大寶二年三月八日政府始めて、度量を播磨國に頒てり、物品賣買益盛に行はるゝに至れるを知るべし。

和銅五年七月十五日、政府播磨國十國にに命じ始めて綾錦を織らしむ、以て當時工業の年を逐ひ進歩せしを見るべし、其後二百年を経て延長五年十二月廿六日表進せら

れたる延喜式に見わたる播磨國の調貢品には綾のみにも一窠綾、二窠綾、三窠綾、小鸚鵡綾、薔薇綾、吳服綾の六種あり、是れ姫路地方より製出せられしや否や明かならざれども、工技は長足に進歩せり、播磨國は古來造船の術に長ず、天平四年九月四日遣唐使船を造る、後天平寶字二年三月十六日、遣唐使船播磨を從五位下に叙せられしことあり、使船は韓泊より出でしなれば此邊にて造られしかと思はる、天正九年十二月廿二日、姫路城主羽柴秀吉が其主織田信長に獻じける土産を記叙せる古記類に、姫路米三千俵、野里鍋八千等見ゆ、又野里鑄物數品と記せる者あり、此野里鑄物は姫路に於ける古來有名なる産物にして、其鍋は播磨鍋と稱し製造の由來極めて古しと言ふ、風土記には孝徳帝の時佐用郡より鐵を産せし事見ゆ、又續日本紀には、和銅三年正月廿七日の條に播磨國獻銅錢の語あり、養老六年三月十日の條に播磨國韓鍛冶百依神龜二年十一月十日の條に典鑄正正六位上播磨直兄弟の名見ゆ、又宍粟郡よりは善良無比の鋼鐵を出すこと世人の普く知る所なり、天文年中、國府津田村に鑄物師統領職藤原辨隨あり、同家は王朝の比より同職たりし由なるが、後其權を芥田家久に譲れり、家久、五郎右衛門と稱し野里に居る、父祖以來赤松家に屬

し、姫路城主に仕へて戦功あり、後羽柴秀吉の知る所と爲り、秀頼が大佛鐘を造る時には、其子宗貞は播磨の鍛工百數十人を率ひて其事に参加せり、野里鑄物の中にて播磨鍋は最も名あり、俚言集覽に相模女に播磨鍋と見わたるにても知るべし、其他梵鐘、燈籠、鹽釜、鋤等を製し、藩政時代より專賣權を有せしなり、維新前には瀬川安右衛門、尾上源兵衛、田中與三太夫等ありしが、其後多く廢業し、現時は萬延元年創業の尾上久三郎、明治十五年創業の大野市藏の二軒のみ盛に營業居れり。明治廿二年十月十五
日兵庫龍福寺大佛鐘
造の起工式あり廿四年三月十五に至り竣成す、其鑄物師は尾
上久三郎にして、用鐵量を算定せしは本著主任矢内正夫なり

姫路は鑄物職の他に古今刀匠に乏しからず、古刀に國吉、近包、助平、助常あり、國府附近の小川に住む、子々相續き、鎌倉府の末年貞應より正和に至る一百年間に亘れり、一族に助時、光助、安頼、包吉、包重、重包あり、又新刀に黒田兼重あり、寛文年中大阪より城南手柄山麓に移り、子孫相續きて元文年中に至り、姫路の名工と爲れり、姫路町名に新身町、伽屋町、鑄物師町、鍛冶町、金屋町、吹屋町、小手屋町などあるは、孰れも二職の縁名なり。

正徳二年五月著の和漢三才圖會の播磨土産中には、野里鍋の外に飾磨搗染、室津粗

革あり、寛延二年十月梓行の、播磨細見圖附載土産名物中には三才圖會所載の外に、姫路靱煙草入、姫路丸山皿あり、飾磨搗染は播磨藍にて染め出せるものにて、其來歴は極めて古く、神功皇后征韓の時已に用ひられたりなど云ひ傳へらる、風土記に揖保郡栗洒里の阿爲山に紅藍クレソナキの産する由見ゆれども、青藍の事は知るに由なし。

いませめて戀しき時は播磨なる飾磨に染むるかちよりそくる。藤原俊成

播磨なる飾磨に染むるあなかち人に戀しく思ふ頃かな。曾根好忠

播磨なる飾磨につくる藍山いつあなかちのこそめながみん。藤原信實

飾磨なる市女かもてる搗布の色ふかくのみ人を戀ひつゝ。具平親王

世に阿波國は藍の特産地の如く信すれども、其藍種は寶永年間姫路地方より移殖しけるものにして、同國にては今も尙藍の害蟲に傍磨倒の名ありと云へり、中世姫路惣社邊を流れし川を藍染川と云ひ、其附近には紺屋住みて染業を營みし由にて、今の紺屋町は其邊ならんかと云ふ、文政五年十二月廿二日には伊藤武右衛門、石田定七、島田三平に藍製造方を命せらる、同時に領内百姓をして石高に應じて藍を作らしめ、無利子にて肥料代拾貫匁づゝを貸與することゝ爲し、天保三年春には學館好古堂内にて藍染絞、高砂染、松影絞の類を製出するに至れり、町の紺屋には相生屋

ありて染物を出し維新後に至りて衰へず。
姫路革は飾磨郡高木村にて製出する市川晒の粗革を稱するにて、其品質の善良なる世界に其比を見ずと云へり。

元祿年間雲州古志村の革商大阪木津川にて生革の白製を試みしも宜しからず、後播州市川の名を聞き高木村の民を雇ひて其業を開きしに良品を得たりければ、越粗と稱して廣く世に用ひらるゝに至れり、其後獨立して營業するものを生じ、姫路革の名起りたるが、文政七年八月に至り藩主の管理に屬し、高木村に革會所を設けて勘定役検査役を置き、極印を捺して濫造を禁止せり、製品には鞍、鞞、泥障、鏡櫃、及び蓑入、文庫、袋物あり、其原料は多く滿鮮より輸入し、資金は藩より貸與したりと云ふ、又舊好古堂内に革細工所ありて藩士中其業に従ひし者あり、其賣店は東二階町中二階町にして、店々軒を駢べ、一種の臭氣高かりければ、江戸參觀の諸候は同町を避けて本町通を往來したりと云ふ、安政年中平井八兵衛は革に擬して紙製の文庫類を製出せり、室津にても其細工を營める者あり、世に室滑と謂へり。
姫路の物産は染物、革物、鑄物の外に晒木綿あり、前者は其名高けれども金額は多か

らざるに反し、後者は一時國産として其産額極めて多く、姫路藩富榮の基を開けり、文政四年、姫路藩主酒井忠實、綿町に國産會所を設け、姫路木綿賣買の事を掌り、手野川、市川、小川、阿成河原、船場川の五箇所を木綿晒場となす事を許す、木綿は鹽と共に播磨古來の特産にして、農家は其製造を唯一の副業と爲し來りしが、忠實の時宰臣河合寸翁は大に藩の財政を整理するの志あり、文政三年十一月、始めて銀札錢札を通用せしめ、翌年國産會所を設けて木綿專賣の制を立て、江戸商人に特約を結び、其手を経て廣く販路を奥羽地方に擴張せり、姫路晒は特長ありて需要者の意に適しければ、毎年の賣揚高は往々百萬反を超えて二百萬反に及べり、百萬反の代價は約六千貫目にして、銀六萬兩に相當し、此額に達すれば祝典ありしといふ、國産會所は切手會所又銀會所とも云ふ。此會所は東西に分れ、東を國産會所とし、西を切手會所とす、切手會所は切手と銀錢との引替を司る、後恒川由縁の住宅を爲り、今藤岡病院と爲れり茲に木綿取引の方法を記さんに、其方法は木綿問屋をして札切手を用ひて、領内の木綿を買取らしめ、晒屋の手を経て晒木綿と爲し、荷造して船場川船にて飾磨津の木綿荷扱所に回漕せしめ、其受取證を得て國産會所に差出せば、代金七八割を切手にて拂ひ渡され、其後木綿は江戸に廻送せられて、賣捌濟の上約六十日を経て、殘金を支拂

はるゝの制にして、江戸にての木綿代金は正銀にて受取り江戸藩邸に納まりて諸種の用途に供せらる、されば藩は全然無利子の金を使用せるに均しく、其利する所頗る大にして、其局に當れる寸翁は曩年藩債七十三萬兩に及びしに、在職廿七年間に悉く辨濟し得て尙庶多の大費を支給して懃色なかりしと云ふ、是は米價其他の收入多かりしに由れるならんも、主として木綿賣買上より得たる融通上の利得にして、其根元は藩札の信用厚かりしに依り、即ち寸翁が技量の特異に基けりと稱するも不可なかるべし。

文政四年始めて木綿江戸積を試む、江戸にては玉川晒と稱し其特約販賣店は大傳馬町木綿問屋田端次郎左衛門、小網町一丁目兒島屋彦兵衛、三丁目宮島屋正藏なり、積仲間は初木綿商なりしが、其後人数大に増加しければ遂に藩の許可を得て仲間株を定めて三十軒と爲し、後又町八軒在二軒を増して四十軒となし、會所より更に役員を定め、荷物は船場川より飾磨津東堀町島屋源左衛門、高瀬木三兵衛兩人に回漕し、其倉入受取證を以て會所より代金の八割を前借し得るの制なり、會所には掛役、改役、番頭ありて諸事を掌理せり。

國產積仲間

國產會所掛及積仲間

國產積仲間

御役

組頭

本庄助五郎	平井善左衛門	古手屋嘉平次
本庄利兵衛	古手屋長兵衛	福田屋新右衛門
諸掛	木綿屋傳兵衛	鴻野芳藏
黒坂三左衛門	高原助大夫	蒲田屋七兵衛
高德平七郎	本庄利兵衛	小川屋新兵衛
山本佐一郎	本庄助五郎	灰屋藤兵衛
神吉九右衛門	井上甚左衛門	神戸嘉兵衛
荷物改役	山本佐一郎	三文字屋藤九兵衛
太田助五郎	神吉九右衛門	米屋四郎右衛門
濱田玖左衛門	吉田助一	米屋次兵衛
本庄次郎兵衛	本庄次郎兵衛	高橋屋儀助
番頭	濱田玖左衛門	俵屋吉兵衛
市兵衛	古手屋嘉七	古手屋伊八郎
儀助	木綿屋瀬右衛門	茶産茂兵衛
		黒田屋小太郎
		林田屋伊助

其後又町在にて積仲間十軒を増し總計五十軒と爲れり。

見島	又右衛門	岸本	吉兵衛	黒坂	惣兵衛
内海	莊右衛門	黒坂	三左衛門	高徳	平七郎
志方本	莊岩太郎	天馬	場權兵衛		
櫻井	九郎左衛門	金原	川甚左衛門		

明治元年十一月國産木綿の價騰貴して取引困難に陥りしかば江戸積仲間總代大野村荒木彌一右衛門、阿形村松尾七兵衛、龍野町平福屋井上甚右衛門、室津三木半四郎、平野町太物屋山本佐七郎、鍵町紅粉屋兒島又左衛門、龍野町濱田次郎一、森儀平、平野町山本佐一郎の九名は會計官に金拾萬兩十三ヶ年間毎年一割づ、返納の契約にて貸下の儀を願出でしが、四年七月に至り、十ヶ年賦無利子にて二萬五千兩新貨二萬四千四百を貸與せらる。

江戸廻船は當時神戸木屋又十郎に積送り、兵庫灘邊の樽船を利用し、尋で東明の柴屋又左衛門海上請合壹箇十二匁の約束にて廻送したれども、何れも海難多かりければ、後には壹反五厘の豫備金を積立て、明石庄兵衛を元積と爲し、赤穂新濱岩崎甚右衛門方より船積することに一定したるに海難の事少かりしが、安政四年藩西洋形帆船速鳥丸、神護丸、金華丸を造りて使用するに及び、大に便宜を増せりと云ふ、政文

十三年正月七日、阿州船へ七十六箇積込熊野沖にて難船、十八日夜四ツ時飛脚到來役員出張したるこゝあり、如新事度々なり
木綿は漸次減少し、十五六年の頃は全く其跡を絶ち、大阪積と爲れりと云ふ。

播磨國は古來米産に富み鹽業に宜し、されば姫路城主は米價の高低に因りて財政に窮通を生じ、古記に據れば延寶の末年より天和の比は米價高値にして松平家は富を増し、寛政の末年より文政の中年に至る十四年間は米價下値にて酒井家は莫大なる負債を生じたりと云へり、鹽も亦城主の財政に關係し、本多家時代は大阪に特約の鹽問屋を設け、松平家時代は其問屋に運上金を課し、或時代には無利子の金を借り入れたりとぞ。

姫路の産業志中、殊に特筆すべきは器械的紡績業の創始なり、此器械の始めて我邦に輸入せられしは鹿兒島藩にして、慶應の初既に藩業として經營せられし由なるが、姫路の地は西南戰爭後に創められ、我邦より見れば鹿兒島に次ぎて早位に在りと謂へり、姫路地方の農家が年來主要の副業は手織木綿の製造にして、寸翁の奨励に依りて米に次げる大土産と爲れるに、此手工業が器械的に進みしは實に重大なる革命なれども、鹿兒島藩出身の權合森岡昌純は夙に眼を斯業に着け、舊藩士に勸

むる所あり、明治十一年三月、田村九一等は大阪の資本家澁谷庄三郎と合同して姫路紡績所を八代村に創設せり、是れ今日姫路地方に於ける盛大なる紡績業の萌芽にして、實に文明的實業の率先者たりしも、當初に於ては其經營頗る困難にして利益を見ること少かりしと云ふ。

第二節 現在の産業

市制施行以後産業界は久しく不振の状態を持續し、一時隆盛を極めたる白木綿革細工等の特産物は、次第に衰頹して復昔日の聲譽なく、市況は沈滞に陥り、鐵道の開通も脈々たる生氣を注入するに至らず、師團の設置も一時人氣を亢奮せしめたるに止まり、容易に振興の機運に向はざりしが、明治の末年に及び、先覺者の努力と實業家の發奮とにより、商工組合團體の結束して起てるあり、事業會社の創設亦五六を數ふるに至りたり、市發展の基礎として大工場の設置を歓迎すべき事の聲明せられたるも、此時に在り、時なる哉、偶々阪神地方の有力者間に毛糸紡績企業の計畫せらるゝあり、市は機逸すべからずとなし、敷地の買収其他につき、幹旋大に力め、遂に其の工場を城東町に誘致し得たり、こは、大正二年の事なるが、越えて四年に至り

日出紡織株式會社も亦其の分工場を千代田町に設置する事となりたり、爾來歐洲戰亂に伴ふ一般經濟界の好調は、事業界を刺激して會社、工場の新設擴張を促がし、商況亦活氣を呈すに至りたり。
左に産業に關係ある諸會社を列記し、其重なるものに就き沿革の大要を叙し、次に工場生産品及び著名の特産物を記述すべし。

會社

金融會社及び産業に直接の關係を有せざる劇場、檢番等を除き、市に現在する會社の重なるものを左に掲ぐ。(大正六年十二月末日調)

名	稱	位 置	創 立 年 月	營 業 目 的	總 額	本 額	拂 込 額	積 立 金
山陽皮革株式會社		東郷町	明治四四、一一	皮革製造販賣	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	六九、五〇〇	
姫路水力電氣株式會社		大藏前町	同 三〇、六	電燈電力供給	一、五〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一〇七、八〇〇	
姫路莫大小株式會社		城東町	大正 五、一二	莫大小製織加工及販賣	五〇〇、〇〇〇	一三三、〇〇〇	—	
山陽醬油株式會社		驛前町	明治四〇、五	醬油製造販賣	三〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一三、五〇〇	
山陽林業株式會社		下寺町	同 四一、九	植林製材工業	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一、一〇〇	
姫路瓦斯株式會社		神屋町	同 四三、一〇	瓦斯及副産物販賣	二五〇、〇〇〇	一八七、五〇〇	三〇、九〇〇	
姫路製綿株式會社		同	大正 元、八	打綿製造	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二四、三〇〇	

姫路市史

株式會社 姫路米穀取引所	光源寺町	明治二七、五	米穀賣買	100,000	100,000	55,100
高井織物株式會社	下寺町	大正五、四	織物製造販賣	150,000	150,000	51,000
姫路電球株式會社	大藏前町	同五、一	電球製造販賣	10,000	30,000	12,200
姫路木管株式會社	神屋町	大正七、二	木管製造販賣	50,000	35,000	1,000
株式會社 三星商會	大藏前町	明治四三、二	水砂糖金米糖菓子製造	25,000	15,000	1,000
株式會社 海産物青物定市場	福中内新町	大正元、二	委託販賣業	15,000	10,000	1,000
播陽木材株式會社	南町	明治四〇、二	下駄材販賣	10,000	10,000	5,000
合資會社 精文堂	中二階町	同四二、二	書籍雜誌販賣	1,500	1,500	5,000
井田井石油合資會社	綿町	同三一、一	石油販賣	10,000	10,000	1,500
渡邊吳服合名會社	威徳寺町	同四三、一	吳服太物販賣	10,000	10,000	1,500
合名 社 増田吳服店	福中町	同三四、三	同	10,000	10,000	2,800

備考 一、姫路木管株式會社は大正七年十一月二十二日姫路貿易木管株式會社と改稱し、二十萬圓に増資す。

大正七年一月以後に創立せられたるものに左の諸會社あり。

姫路帽體株式會社 姫路フェルト帽體株式會社 姫路氷室株式會社 山陽砂糖株式會社
 社 姫路土地建物株式會社

資本金一萬圓以下のものに、合名會社廣瀬吳服店、合資會社石井商店等あり。
 山陽皮革株式會社 設立の當時は本社を神戸に置きたりしが、大正二年に至り工場所在地なる東郷町に移せり、本社の設立は丸山芳介に負ふところ多し、今其次第

を略叙せんに日露戰役の際姫路に收容せられたる俘虜にミハウ、ムラスキーなるものあり、露西亞式鞆革の製法に熟す、市長大塚武臣はこれを備ひて、名産姫路革に一大改良を加へんことを圖り、有志を勸奨して費用を分擔せしめ、ムラスキーをして鞆革を試製せしめたるに、其出來榮頗る良好にして、専門家により優良品なりと鑑定せられたり、是に於て武臣は株式組織により製革業を起さしめ、ん事を期し頻に有志一同に諮りしに、曩に贊同の意を表したるものも多くは經驗なき事業に投資するの危険を顧慮し、躊躇逡巡議容易に決せず、芳介慨然として、獨力此難事業を經營するの意を決し、他の有志より醸出したる費用は總て償却し、地を市川附近にトして工場を建設したり、是を姫路製革所となす、本社は其事業を繼承して設立せられたるものにして、川西清兵衛推されて社長となり、芳介は取締役として社務を執掌しつゝあり。

姫路水力電氣株式會社 初め姫路電燈株式會社と稱し、資本金三萬五千圓を以て營業を開始し、火力により市内の一部に點燈せしに過ぎざりしが、明治四十一年四月に至り、神崎郡峰山に貯水池を開鑿し、同郡南小田村に水力發電所を設け、動力の

供給をも開始すると同時に現名稱に改め、後更に宍粟郡繁盛村なる草木川を堰き止めて此處に發電所を増設したり、此間に資本金は漸次増加せられ、大正七年には百五十萬圓となりしが、同年末の校主總會にて倍加して三百萬圓となすことを決議せり、同社現在の電力供給區域は姫路市全部と飾磨、神崎、揖保、加西、宍粟、赤穂の各郡に亘り、供給燈數四萬七千餘、動力一萬四千馬力に達し、別に東播、中播、山崎、神崎の四電燈會社、北條町々營電氣部及び姫路驛へ電力を販賣しつゝあり、而して姫路市のみに於ける需用家數は電燈八千六百九十戸、動力百八十二戸大正七年六月末調査なり、初め濱本八郎、内藤利八、今、長澤敬三郎を社長とす

姫路瓦斯株式會社 創立後高松瓦斯株式會社を併合して高松を出張所となし、又和歌山瓦斯會社と合併するなど種々の沿革を経て今日に至り、主として市の商業區域に燈光を供し、又毛織、高井織物、電球等の諸會社へ動力を供給しつゝあり、需用戸數は營業開始以來千乃至千五百の間を上下せるに過ぎず、近時炭價の暴騰に因り、全國の瓦斯會社は何れも多大の困難を嘗め營業を廢止せるもの二十七社に及びたる中に在りて、本社が公益事業者たるの體面を重んじ、能く苦痛を忍びて業務

を繼續せるは多とすべし、大正六年に於ける瓦斯製造高は三千二百八萬四千立方呎、コークス、コールタール同四百六十石なり、現社長は濱本八治郎なり。

株式會社姫路米穀取引所 當所の前身たる姫路米穀市場は明治二十三年茶町に於て取引を開始せしが、廿七年五月現名稱に改め、三十四年一月今の地に移りたり、資本金は最初三萬五千圓なりしが三十年に至りて五萬圓となし、三十五年には更に倍加せり、大正六年に於ける取引高は九百十萬八千四百石、此金額一億八千百八十三萬六千五百五十五圓なり、現理事長は大森與三次にして、專屬仲買十二名あり。

工場

市に現在せる工場は大小合せて七十、使用職工八千にして、工産物の年産額二千萬圓を超過し、是を明治四十三年の統計と比較するに約十倍の増加を示せり、大工場は概ね蒸汽機關を備ふるも、小工場は多く電力を使用し、間々瓦斯を用ゆるものあり、而して電動力の使用は十年前に比し十倍の激増を見るに至れり、左に其重なるものを表記す。

其他市に接近せる郡村地域に福島紡績株式會社の分工場あり、こは播磨紡績株式

會社工場の後身にして、明治四十五年六月本社合併により改稱せられたるものなり、また近く操業を開始したるものに片倉組及び⑤組の製糸所あり、現に起工中のものに東洋紡績株式會社の分工場あり。

名	稱	位	置	創業年月	數	量	單位	價	格(圓)	職工數
日本毛糸紡績株式會社	姫路工場	天神	町	大正二、二	一、八九四	一〇〇	封度	四、九四三	〇〇〇	九二九
山陽皮革株式會社	姫路工場	東郷	町	明治四四、一一	一、五六三	八〇〇	噸	一、五六三	八〇〇	一三九
東洋燐寸株式會社	姫路工場	千代田	町	同三八、一一	二〇、一一〇		噸	六四三、五二〇		四〇四
日出紡績株式會社	姫路工場	同	同	大正六、一〇	二五、〇〇〇		噸	七、五〇〇、〇〇〇		八〇〇
姫路莫大小株式會社	同	同	同	同六、一二						一〇五
高井織物株式會社	同	同	同	明治二三、三	七七、五九五		反	六六四、八四五		四四八
姫路電球株式會社	同	同	同	大正五、一一	一六〇、〇〇〇		個	四八、〇〇〇		三八
株式會社三星商會	同	同	同	明治四三、一	一〇〇、〇〇〇		貫	一四二、〇〇〇		二〇
姫路製綿株式會社	同	同	同	大正元、八	二九、一八〇		貫	一〇五、〇四八		二三
姫路瓦斯株式會社	同	同	同	明治四四、八			本	八三、六六八		一一
姫路木管株式會社	同	同	同	大正六、四	一、六八〇、〇〇〇		反	二五、二〇〇		三〇
高井綿布工場	同	同	同	明治三八、一一	三〇、〇〇〇		反	四五、〇〇〇		二三
山崎製紐工場	同	同	同	大正五、七	四、〇〇〇		石	三五、〇〇〇		三九
今井酒造	同	同	同	明治元、一〇	三、二九二		石	一五八、八八四		三五

名	稱	位	置	創業年月	數	量	單位	價	格(圓)	職工數
今井精米	同	龍野町一丁目	町	明治二一、八	二、二五一		石	四一、三〇〇		一〇
安積酒造	同	同	同	大正五、一〇	二、二四五		石	一一二、二九一		三〇
鎌谷林三郎酒造	同	同	同	明治三三、一〇	八〇〇		石	四三、二〇〇		一三
鎌谷爲一酒造	同	同	同	同二四、一二	五〇〇		石	四〇、〇〇〇		一二
植田醬油製造場	同	同	同	安政五年	三、七〇〇		石	二五、〇〇〇		一五
合名會社尾上商店鑄工部	同	同	同	萬延元年	八、七四〇		個	七九、五〇〇		一六
澤田製綿工場	同	同	同	明治三五、五	二、二七五		貫	六三、七〇〇		一七
種原製綿工場	同	同	同	同四一、五	一〇、〇〇〇		貫	三三、六〇〇		一〇
藤原製綿工場	同	同	同	同三八、一〇	四、〇〇〇		貫	一四、七〇〇		一〇
岡崎量衡器製作所	同	同	同	同四一、三	一七、〇〇〇		個	一五、五〇〇		一〇
山本鐵工場	同	同	同	同一三、四	一五、八〇〇		個	一一、〇〇〇		二〇
杉山鐵工場	同	同	同	同一三、二						三〇
内海麵麩製造場	同	同	同	同二一、九						二〇
沼田製菓工場	同	同	同	同二二、三						二〇
井上製菓工場	同	同	同	明治二九、三						二〇
山野製菓工場	同	同	同	同四四、一〇						二〇
伊勢屋本店製菓工場	同	同	同	同四三、四						二〇
中山印刷所	同	同	同	元祿十五年						二〇
藤尾石版所	同	同	同	明治一八、七						二〇
黒田文明堂	同	同	同	同三四、一〇						二〇
山野活文堂	同	同	同	同三五、一〇						二〇
山野活文堂	同	同	同	同四二、二						二〇

河邊鐵工場	大村燐寸小箱工場	神崎材木店製材工場	河原印刷所	明輝堂印刷所	豊岡製本所
南畝町	北條口	光源寺前	同	同	同
同	同	同	同	同	同
四、八	二九、一一	四四、一一	四〇、三	四三、一一	四一、一一
	五〇、〇〇〇、〇〇〇	三六、八四〇			
	個	本			
	一〇、四〇〇	二七、五〇〇	四四、五一〇	一二、〇〇〇	一三、〇〇〇
	五	八	一	三	七
					八
					七

備考 一、日本毛糸紡績株式會社姫路工場は本合併に依り大正七年八月二日日本毛織株式會社姫路工場と改稱す
 一、山崎製紐所は組織變更に依り大正七年八月姫路製紐株式會社工場と改稱す。

年産額一萬圓以下の工場は左の如し

阿部鐵工場	鷺城新聞社印刷部	吉井製靴所	岡部製造部工場	明珍火箸製造所	姫路硝子製造所
武田製靴所	播磨民報社印刷部	毛利燐寸木地工場	坂元製菓工場	京屋誠本店製菓工場	矢内明馨工場
榑原弘盛堂鑛泉所	池田土器製造場	金澤銅鐵工所	藤原燐寸小函工場	上月活版所	中川硝子玉工場
			福永印刷所	石寺製造工場	秋田莫大小工場

前表により、製造業の主位を占むるものは纖維工業にして製革燐寸之に亞ぐを知るべし、是等工場の生産品たる綿糸、毛糸、靛草、燐寸等は支那、印度、南洋、露領方面に販路を有し、其他は概ね内地各方面に輸出せらる、また産額は多からざるも當地の特

産品として推稱せらる、ものあり、左に品目を掲げて之を略叙す。年産額は總て大正五年の統計に係る

綿布 綿テルの二十八萬三千餘圓を初めとし、年産額二十萬圓内外のものに染手拭、紺裏地、姫山絞あり、之に亞ぐものを綾地、木綿の九萬三千圓、白木綿の一萬七千圓なりとす、晒木綿は時勢の變遷に従ひ次第に衰微したりと雖も、今尙市川の流域に於て往時の係を留めつゝ、あり、藩政時代に於て名聲を博せし高砂染は、明治十四年に松影染なる新名の下に復活の曙光を見たるも、再び衰運に傾き、今や五千反内外を産出するに過ぎず。染手拭は其品質に於て近縣に優勢を示し、年々産額を増加して、二十萬反に達せり

明治二十年頃に在りては、綿布の紡織は總て農家の手工に係り、正藍を以て之を染め上げ居たりしが、紡績工場の發展に連れ、本市の機械業者は、鶴羽織なるものを案出して之を各地に賣出したる事あり、一時は相當の賣行きありしが、染料の不完全なりしたため忽ち聲價を失墜したり、こは二十五六年度の事なるが、二三年の後初めて獨逸染料の使用を見るに至れり、三十二年染業者寺島仙吉同業者を糾合し、組合を組織して染色法の改良發達を圖り安價にして且堅牢なる紺色裏地を製出せり、現今姫路裏地として販賣せらる、もの即ち是なり、引續き紅木綿裏地、莫大小等にも

新染色を應用し次第に販路を廣め以て現今に及べり。

陸軍に於けるカーキ服の採用は染料業者に染色研究の動機を與へ、仙吉は茲に姫山絞なるものを案出せり、然るに製品の現はれたる當時は絞地の流行漸衰の際なりしかば賣行き宜しからず、當業者は一時其前途を悲觀したるも英賀茂吳服店及び吉中商店等の熱心に其販路を開拓せるあり、次第に聲價を高めて遂に本市の特産品として認識せらるゝに至りたり。

足袋 往時姫路足袋が世間に知らるゝに至りしは市川晒の木綿を用ゐる獨得の糊入法により仕上げをなし、價格頗る低廉なりしに由る、こは白足袋にして、明治十年頃には其産額五百萬足に及びしが、漸々粗製に流れ濫造に傾き、二十三年に及びて大恐慌を來し、破産者を生ずるに至れり、此失敗は當業者を警醒し、二十九年三宅常七なるもの始めて足袋先付機械を据附け、又備前の裁斷師を招きて、裁斷法に新生面を開き、三十八年には多田式裁斷機を購ひ、製品の統一を計る等頗る力を斯業に盡せしかば、漸次聲價を恢復し、最近數年の平均産額は百萬足を超ゆるに至れり。

革細工品 古來姫路革として有名なる白鞣革は市外高木村の特産品にして、藥品

を用ゐず、天然の流水に浸して仕上げられ、強靱無雙と稱せらる、革細工品は此を用ゐて製作せられたるものにして、現今にては革文庫、袋物類を主なるものとし、製法に於ても意匠に於ても、時代の要求に適應すべき新味を出せるもの少しと雖も、今猶七萬個、五十萬圓内外を製出しつゝあり。

野里鑄物 主として風呂釜、農具類を鑄造し、間々梵鐘類を製作することあり、近く姫山公園に建設せられたる豊太閣の銅像は、大野町尾上商店の鑄造に係る。

明珍火箸 輕便なる土産品として珍重せらる、利久形、土筆形、瓦釘形等の數種あり、鐵若くは銅を材料とす、鍛冶精巧にして雅致あり、兩々相敲かしむる時音響朗々、恰も鈴虫を聽くが如し、明治三十五六年の頃より産額漸く多きを加へ、先代宗之百歳に達せし時其絶頂に達せりと云ふ、其産額は六千揃三千百餘圓、主として明珍火箸製造所に於て製作せらる、同所には職工數名あり、烙鏝をも製造す。

菓子 菓子は本市生産品中の主要なるものにして、産額五十五萬圓を超へ、別に氷砂糖三萬二千圓あり、船場方面の製造家は主として雜菓子を造り、附近郡村に向つて盛に販出す、内町部の製品は概ね上物に屬す、就中著名の菓子に玉椿、火打燒、松風、

一聲、鶯の玉等あり、また近來の賣出しに係る殘月は、土産品として賣行き多し。清酒^〇年産額六千五百石、二十七萬五千圓にして、販路は兵庫縣一圓東京大阪より朝鮮に及ぶ、製造家は皆船場方面に在り、今井直次郎の醸造する銘酒名城は、其用水を西宮より汲み來るといふ。此他陶器に彌七焜爐及び鶯脚焼あり、前者は堅牢にして引火速く、後者は雅趣ありて、茶人に愛玩せらる。姫路市附近に於ける素麵は、其産額頗る多く、姫路驛を経て全國に搬出せらる、姫路倉庫株式會社は主として之が集散を引受け、在庫品を擔保として金融の便を與へつゝあり。

組合 團體

現に市に設立せられある組合及び團體は左の如し、其宿屋業組合は明治十八年の設立にして、其外は何れも明治二十九年以後に設立せられたるものなり。

- 有限責任姫路信用組合
- 兵庫縣清涼飲用水製造同業組合
- 中播織物同業組合
- 姫路疊表商組合
- 中播素麵同業組合
- 中播製粉同業組合

- 姫路市飾磨郡神崎郡醬油製造組合
- 姫路米穀商組合
- 姫路酒類販賣組合
- 姫路理髮業組合
- 姫路酒造組合
- 綿布卸商姫盛會
- 純味増業組合
- 姫路商業會
- 姫路洋服工組合
- 姫路洋服商組合
- 姫路材木業組合
- 姫路麵類販賣組合
- 姫路青物乾物商姫信會
- 姫路北部商工會
- 姫路宿屋業組合
- 姫路染色業組合
- 姫路印刷業組合
- 姫路湯屋業組合
- 姫路木挽職組合
- 姫路菓子協會
- 姫路足袋製造業組合
- 姫路實業協會

農業

明治三十年前後には、農家僅々四十戸内外に過ぎざりしが、其後市の境域擴張に伴ふ農村の併合に因り、大正二年には專業兼業を併せ其數二百七十六に達し、爾後年々減少して同六年には二百戸となれり、是れ工業の發達するに従ひ耕地の漸々縮少せられたると、農家の子弟が鋤犁を棄て、工場に走りたるとに由るなるべし、而して現在の畝地は田百十九町三段畑二十七町四段にして、米及び重なる農産物の收穫高は左の如し。

粳米 三千二石

糯米 百三十五石

姫路市史

三四二

大豆	六十石	小豆	六十石	甘藷	二萬一千六百貫
青芋	千二百五十貫	漬菜	一萬三千八百貫	蘿蔔	二萬八千貫

米は大正四年其他は同五年の統計に係る

また大正六年六月末に於ける家禽の統計は左の如し。

飼養戸數	成禽	雞
六七五	二、五〇〇	二、五二〇
家鴨	一	九〇
		一五

多くは五十羽未滿を飼養し、其以上を飼養するものは僅に五戸に過ぎず。

また、同年末に於ける家禽は牛六十九頭、其多くはエーシア系、ホルスタイン系の雜種にして、馬四十頭の内二十四頭は内種其他は雜種なり、牛乳搾取所は四ヶ所に於て乳牛六十三頭を有し、四百二十石を搾取せり、而して同年の屠畜頭數は、成牛二千二百二十四、犢五十五、馬二、豚二百二十三なりとす。

姫路市農會 明治四十五年飾磨郡の一部本市に合併せらるゝや、新編入地域には耕地原野多きを以て農會設立の議起り、大正二年五月二日縣の認可を得て其設立を見るに至れり、本會は耕地、原野、牧場所有者并に畊作者を以て、之を組織し、農事及

び畜産業の改良發達を圖るを以て目的とし、其の手段として左の事業を行ふ。

- 一、講話會、共進會、品評會、種苗交換會の開設
- 一、種苗種畜、家禽、家畜の改良保護、並に去勢術の奨勵
- 一、共同販賣、共同購入の斡旋、牧草栽培の奨勵
- 一、動植物病害蟲の驅除、豫防
- 一、副業及び勤儉貯蓄の奨勵
- 一、統計の作成、功勞者の表彰

會長は市長にして、市吏員、篤農家を幹事とし、現に會員七百五十二名を有す。

附 録

濱本八治郎は明治時代姫路實業界の重鎮にして、斯界に貢獻せるまこと少なからず、されば其一代の經歷を見れば、地方實業界變遷の大體を推知するに足らん。

姫路市福中町四十五番屋敷

濱 本 八 治 郎

天保九年正月廿九日生
明治三十一年十月廿九日歿

- 一文久二年町年寄を勤む、其以前より國産木綿江戸積商を營む。
- 一慶應三年四月藩主に獻金し、木盃一個を賞賜し、苗字帯刀を允さる。

- 一 明治三年大年寄格御用達を命ぜられ、權少參事となり會計掛に補す。
- 一 同四年五月大年寄並に列す。
- 一 同五年六月飾磨縣より第八大區第二小區副戸長試補申付けらる。
- 一 同六年一月小學校掛申付けらる。
- 一 同十年九月一日區内小學校へ金員寄附の賞として木盃を賞賜せらる。
- 一 同十七年九月廿六日姫路各町貧民へ金員白米施與の賞として木盃を賜ふ。
- 一 同十九年三月廿三日貧民へ白米施與に依り木盃を賞賜せらる。
- 一 同二十年十一月飾磨郡勸業會員、所得稅調査委員と爲る。
- 一 同二十一年四月姫路紡績會社を創立し、常務取締役と爲り、尋で社長と爲る、五月一日姫路高等小學校創立費中へ金員寄附に依り賞詞を受く。
- 一 同二十二年六月十四日一級撰出姫路市會議員に當撰す、七月須磨病院を發起し成立後、監査役と爲る、是月姫路市所得稅調査委員と爲る。
- 一 同二十四年兵庫縣多額納稅議員有格者と爲る、私立養蠶傳習所を飾磨郡前之庄村に設く。
- 一 同二十六年十一月播磨精米紡績會社を創立し、專務取締役より社長と爲る。
- 一 同二十七年九月北海道旭農場合資會社を創立發起し、取締役と爲る。
- 一 同二十九年一月播磨紡績株式會社を發起し、常務取締役より社長と爲る、三月飾磨銀行を發起し、頭取と爲る、五月姫路商業銀行を發起し、頭取と爲る、七月姫路倉庫會社を

發起し、取締役と爲る、八月八日第十師團兵營新設に對し金壹千圓獻納す、後銀盃を賞賜せらる、當時郡制に依り赤穂郡大地主たり。

一 三十年八月姫路電燈會社を發起し、取締役と爲り、後社長と爲る。

第十章 金融志

第一節 舊時代の金融

王朝時代には出舉の法あり、國衙の公廩稻を民に貸して、利稻五割乃至十割を收むるなり、此利重ければ民返濟する能はずして逃亡し、又婢僕と爲りて賤民に入るもの簇生し、中には僧尼となりて庸調を免れ、爲めに民丁増加の率極めて少かりしと云ふ。

古代は民間に錢貨の通用少く、貞觀九年九月三日、播磨國府に令し、錢二百廿五貫を勸納せしめ、稻一束五升を錢二百文に宛て募集せし事あり、金融の事は奈良朝時代既に個人間に行はれ、身分に依り信用又は入質の貸借盛に行はれたり、然れども、班田

時代は地所の入質なく、衣類什器多かりしもの、如し鎌倉時代よりは質屋起り、江戸幕府に至り益々盛大と爲れり、古代の利子は百文に對し五文子、六文子にて長祿三年十一月十日の令に絹布類家具類は五文子、香盒花瓶の類は六文子とあり、江戸幕府寶曆十三年の令には三文子と定め、慶應二年令には四文子と爲れり、姫路は天保元年十月、質屋會所を豎町に置き質株に課税せしことあり、寶曆六年十月廿二日、姫路質屋は往年より五月五日、十一月五日兩度切の制なるに、近年置主より切過賣拂に苦情を唱ふる者多く、質屋の困難少からざるを以て組合を設け、世話人を置くこと、期間十二ヶ月を限り、三月目には無斷賣拂のこと、利銀は元金壹兩以上は十五兩に月一分、銀六十匁以上は月一分の丁銀、四貫文以上は月一分七、小質物は銀一匁に丁銀百文に二文づゝのこと、慥なる者よりの盜品は利損とし、不慥なる者の盜品は、元利兩損とすることを藩主に願ひ出でしことあり。

金融の一種に無盡講あり、又頼母子講と稱す、江戸府の比より盛に行はる、後には取退無盡講起りて、富籤の類似なれば、姫路藩にても、明和元年十一月廿二日嚴禁の令あり、又三笠博奕行はれしことあり。

文政四年、綿會所を設けられてより、木綿を倉入して前金を借ることを許され、金融の道大に整ふ、其利子は二分三朱なり、其掛屋には紅粉屋、太物屋、平福屋等ありて、維新後にも繼續せられしが、明治九年平福屋破産し、今市村唐津屋加はり、世民社を結びて、經世濟民の局に當れり、十一年十一月五日、三十八銀行創立せられ、十六年五月廿五日、姫路商業銀行開設せられ、金融益々圓滑と爲る。

第二節 明治新政後の金融

是より姫路に於ける明治新政後の金融状態を記述せん。

明治十一年十一月二十日、第三十八國立銀行資本金二十三萬圓を以て開業し、尋で十六年五月廿五日、姫路銀行資本金五萬圓を以て創立せられけるが、當時の銀行業は此二十八萬圓の資本を以て別に不足を感ぜざりしもの、如し、従つて取引の状態も、一般商工業者幼稚の爲めに、渉々しからず、金融更に繁忙を認めざりしところ、漸く鐵道の開通に依り交通の便を受け、商工界漸次發展を示し、米穀取引所設置等により、相當資金の需要を喚起するに至れり、二十二年以來財界の大勢は一張一弛

幾多の波瀾を経過せりと雖も、金融業者は克く其間に立ちて活動を繼續し、益々業務の擴張を計り、資本を増大して需要に應せり、斯くして市場漸く殷賑ならんとせしが、二十七年八月、日清の國交破れ、市況爲めに一頓挫をなし、金融界に於ても警戒怠りなく、開戦當時より漸次一般貸出の回收により、公債の應募に努むる風を成せり、従つて金利は漸騰を示し、不景氣の聲市場に満ちたり、然れども戦後に至り三億五千萬圓の償金を手にしたる財界は、自然物價の騰貴を促して景氣の殷賑を招き上下歎聲沸くが如く、事業界は益々發展し、鐵道、水力電氣紡績其他諸工業相競ふて起りしは、此當時にあり、而して鐵道の交叉延長により交通の利便を受けたる本市は、各都鄙との連絡自在にして、商工業は著しき發展を示し、爲めに市場も次第に繁忙となり、金融業者も萬里銀行、姫路商業銀行の二行を増加し、資本額は二百萬圓となり、實業界に向つて多大なる便益を與へ、自他共に健全なる發達をなせり。

三十七年二月六日、日露の國交斷絶より三十八年五月露國遣東艦隊全滅に至るまで前後一年有半、懸軍約一百萬、費額無慮十五億を算す、此間の金融は通じて平穩の状態を持續せしが、戦争に依り永らく壓せられし企業心は平和條件の不滿により

更に抑制を受けたりと雖も、潑刺たる戦勝の意氣は終に其勃發を促すに至れり、今事業勃興の前提たる當時の金融界を見るに、日本銀行は三十九年三月及び五月の兩度に於て、四厘方の利下を爲し割引歩合を一錢八厘となし、市内銀行もまた續々利率を低減し、戦時の二錢五六厘より一錢八九厘に引下たり、斯くて、金融の緩漫は外資輸入正貨準備の増加等と相俟て通貨膨脹の一大原因をなし、物價の騰貴は一般財界の景氣を鼓舞し、事業の濫興諸株式の飛躍殆んど底止する所なく、一夜造りの事業株も、多額の打歩を以て各種階級に歡迎せられ、世を擧げて投機熱の渦中に投せられたり、此間に處して敏捷に進退せしものは、一朝にして奇利を博し巨富を成したるもの多々あり、所謂成金なる語を生じたるは實に此時にあり、後年此等株式の動搖により、金融界に危懼を與へたれども、當市場は何等禍なく經過せり、唯當地に支店を置きたる神戸貯蓄銀行は不幸にして預金取付に遇ひ、支拂停止の止むなきに至りしが、爾後銀行業者は充分の警戒を保持して、事業界に對せり。

四十一年電話本市に開通せられ、一般商取引迅速に行はるゝこと、なり、從來二三厘方高率なりし金利も、阪神地方と大差なきに至れり、是れ全く交通便利の然らし

むる處なり、四十二年財界を支配せし有力なる材料として特筆すべきは、米作の大豊收と米價の大瓦落及び戊申詔勅により、民心餘りに消極的に趨り、爲めに一般農民の購買力を減殺したる事是なり、而して地方の不景氣は又自ら都會に波及し、殊に當市商工家は重に附近農家を得意先となし、居る事とて、其苦痛甚だしきを見たりき、然れども市商工業者は克く此の不景氣時代に耐へ、爾來逐日發展を示し、金融業者の取引も益々増大し、其の資本は明治四十五年に於て倉庫會社、博融銀行を加へ、四百萬圓となれり、引續き緩漫なりし金融は政府の借金政策行詰り外資流入杜絶するに會し、次第に緊縮に傾き、四十三年の最低時に比すれば五厘方の騰貴を見たり、然して財政整理、通貨の減縮は物價の下落を促し、又々不景氣の嘆聲は至る所に常套語をなしたり、是歲明治大帝御登遐遊ばされ、御諒闇中は民心黯憂に鎖され、又天候不良の爲米價は稀有の高値を呈し、諸物價亦是れに伴ひたるも商況は一般に振はざりき、是より大正三年に至るまで、金融は引續き逼迫にして、證券市場の不況を促せしと同時に、又新事業の計畫著しく抑止せられたり、其結果として、商工業は純益の遞減、生産の縮少、失業者の増加を餘儀なくせられ、資本家の苦痛は實に想

像以上に達し、一時恐慌の襲來をさへ杞憂するに至りしも、自働的調節の效果により、金融界は比較的平穩にして、資金の回收せらるゝもの多く、事業界も整理期に際して、新設擴張の新資本を要すること少く、別段悪影響を及ぼさざりき。久しき諒闇の黯雲より脱し、農作の豊稔、貿易の順調により、幾分景氣恢復に接せんとせし、甲斐もなく、大正三年七月、奥國の皇嗣及其妃は一塞耳維人の凶刃に斃れ、端なく世界戦亂の導火線を作り、我國亦八月二十三日を以て對獨宣戰を布告せり、戦亂による株式の低落と、北濱銀行の不始末とは金融業者をして警戒の念を深からしめ、資金の回收に努めしめられたれば、金融は爾來引續き益々緩和し、來り金利も漸次低下するに至れり、一方に於て、軍需品を初めとして時局に關係せる物資の輸出は次第に顯著となり、貿易は出超に出超を重ね、財界一般に好影響を蒙り、諸會社の營業成績著しく良好となる、之れに反し、獨り銀行業は利益減少に甘んずるの變態を呈せり、これ遊資の増加と時局警戒に基く貸出の減少との二重悪影響を受けたるによるなり、此の如く一方金利の低落は他方通貨の膨脹による物價の騰貴と相俟ちて、漸次人氣を振興し、益々商工業者の繁榮を助成したり、斯くて株式市價は暴騰

に暴騰を重ね一般市民の投機的心を誘發したるが、大正五年十二月、獨帝の講和提議により商狀忽ち混亂し不穩の成行を呈するに至りたれば、銀行業者は一齊に其警戒を嚴にし、平素確實なる貸出方針を取れる當地金融業者は何等過誤なく此の期を經過し得たり、當市の各工場も亦戰爭の餘惠を享け、商況亦活氣を呈し、從來餘り商取引行はれ居らざりし遠隔の地方にまで、各種商品賣買せられ、従つて爲替取引も益々頻繁に行はるゝ事となれり。

戦前まで正貨の減少に悲觀せられし我國は、此に却て正貨の累積に惱まされ、物價の騰貴漸く甚しく終に調節令の發布となり一時其氣先を挫かれたれども、こは一時の現象にして、大正七年に入り層一層昂騰の度を高め、米價の如き殆んど天井知らずの騰貴にて、白米一石五十餘圓を唱ふるに至り、遂に各地に米騒動さへ惹起するに至れり、此の間金融は一高一低ありたれども、大勢緩漫にして、當地金融業者は克く幾多の難關を切り抜け、調節宜しきに適ひ、市商工界の發達に順應して、今日に及べり、而して、現在資本の總額を三十年前に比するに、實に三十二倍の増加を示し居れり。

左に大正六年下半年に於ける、三十八、姫路商業、萬里、博融四銀行の取引高を合算して掲記す、但三十八銀行にありては本市以外に在る支店の勘定を含まず。

從大正六年七月一日至同年十二月三十一日

入金高	一四五、六一二、五八五 ^円	手形割引高	六一五、三九六 ^円
出金高	一四五、五七五、五〇八	送金爲替(普通)	一〇、八五〇、八三七
荷付爲替取組高	一一、五五一、一五七	同 (電信)	六〇一、四七六
同 取立高	一一、六六四、〇〇二	期末預り高	四、九七六、八六一
受託代金取立高(當所)	五三二、二三六	同 貸出高	五、五〇五、五二九
同 (他所)	五三八、七五七		

尙市内七郵便局の取扱に係るものは左の如し。

從大正六年一月一日至同年十二月三十一日

郵便貯金受入高	七九四、四一六 ^円	郵便爲替受入高(内國)	一、一〇七、〇七〇 ^円
同 拂渡高	五三四、三七三	同 (外國)	一、〇〇二
振替貯金受入高	七二七、四八七	同 拂渡高(内國)	五六八、一四五
同 拂渡高	二三一、三〇六	同 (外國)	五、六二一

又信用組合及質屋に關する統計は左の如し。(大正六年十二月末現在)

姫路信用組合貸付	九、一九二 ^円	質屋(店數五五)貸出	一四、一九一 ^円
同 貯金	一五、四八七		

金融業

前記の四銀行は久しき以前より本市に存在したりしが、近年に至り新に無盡信託等の業務を開始したるものあり、又阪神其他の銀行にして本市に支店を設けたるあり、其の多くは堅實の營業振りを以て一般實業界其他に多大の便益を與へつゝありと雖も、中には破綻を暴露し、市民をして損害を蒙らしめたるもの無きにしもあらず、神戸貯蓄本所兩銀行支店の如き即ち是なり、而して一時一般小商人の融通機關として盛行を見たる頼母子講は大正四年六月無盡業法の發布以來頓に其數を減じたり、今左に本市に本店を有する金融業者を列記し、其の主なるものに就き記述すべし。

名	稱	位	置	創立年月	資本總額	拂込額	積立金
株式會社	三十八銀行	西	吳服町	明治十一年十月	500,000	500,000	1,200,000
同	姫路商業銀行	福	中町	同二十九年四月	500,000	500,000	20,000
同	博融銀行	博	勞町	同二十九年二月	100,000	115,000	15,000
同	萬里銀行	大	黒町	同二十四年五月	100,000	100,000	50,000
同	姫路信託株式會社	西	紺屋町	大正二年三月	100,000	50,000	5,000

姫路船場無盡株式會社	米田町	同	三年四月	50,000	15,000	6,000
山陽金融無盡株式會社	元鹽町	同	二年六月	50,000	16,000	6,800
白國合資會社	威徳寺町	同	三年一月	10,000	10,000	5,100

(以上大正六年十二月末日調)

株式會社三十八銀行 本市最古の銀行にして、創立當時は第三十八國立銀行と稱し、其の資本金は二十三萬圓に過ぎざりしが、二十六年九月之を四十萬圓に増加し三十二年七月、國立銀行營業滿期前特別處分法により、組織を變更して株式會社となし、現名稱に改め、資本金を百二十萬圓となし、三十九年十月、更に之を二百萬圓となし、大正六年十一月一日、姫路、飾磨、九十四の三銀行を併合し、又復之を四百萬圓となし、翌七年一月二十五日更に八百萬圓に増資したり。創立以來年を閲すること四十二年、其間財界幾多の波瀾を凌ぎ、堅實なる發展を遂げ、每期良好なる成績を擧げ居れり、現に姫路支金庫、兵庫縣本金庫及び日本銀行大阪支店派出所の事務を取扱ひ市の公金をも取扱ひつゝ、あり、神戸に三箇所、姫路に一箇所、飾磨其他に十三箇所の支店を置き、近く御幸通に宏壯なる建築を興し、本店を移轉せしむる筈なり、頭取は伊藤長次郎なり。

株式會社姫路商業銀行 創立當時の資本金は二十五萬圓なりしが三十九年に五十萬圓となり、大正七年下半年季株主總會にて一百万圓となせり、魚橋に支店を有する外市内及び附近町村に五箇所を置く、頭取は濱本八治郎なり。

株式會社萬里銀行 大黒町高井家の創設する所にして、先代高井利平は資本を各親族に分與して出資主となり、最初は私立萬里銀行と稱して開業し、明治二十六年四月、商法發布に際して株式組織に改め、爾來一回増資を行ひ、資本金を十萬圓としたるが、大正七年に入り、一躍して五十萬圓となし、第一回拂込二十萬圓は積立金十七萬圓と同年上半季の利益金三萬圓とを以て充當せり、頭取は高井利平にして、其他の重役皆同族の人なり。

株式會社博融銀行 創立の初は博融株式會社と稱し、單に博勞町一町のみを金融を謀るため、資本金二萬五千圓を以て同町に生れたりしに、間もなく増資して四萬圓となし、六萬圓となし、十萬圓となし、二十萬圓となし、以て現今に及べり、頭取は岡部龜吉なり。

右の外城南村に姫路倉庫株式會社あり、明治四十三年三月の創立に係り、資本金は

二十五萬圓にして、藏入れの主なる貨物は素麵、雜穀類となす、本社は郡部に在るも、姫路驛に近く、市の實業界に貢献するところ多し、大正七年十二月、林田銀行買収の約成り、近く資本金を倍加すべき計畫ありと云ふ、其他株式會社不動貯金銀行は驛前に代理店を置き、明治四十三年三月一日營業を開始し、株式會社三十四銀行は阪元町に支店を置き、大正六年十二月一日開業せり、前者は据置貯金の元祖として、後者は資本金二千五百萬圓を有する大銀行として、本市に於ても着々好成績を挙げつゝあり、又兵庫縣農工銀行は本町に支店を新築し、大正八年二月一日開業せり。

第十一章 交通志

第一節 舊時代の交通

姫路の附近、古代の山陽道は賀古驛より來り、小川村、白國村を経て草上驛に通せり、其後小川村より橋之町邊を通じ草上驛の南なる小峠を経て太市驛に達せしとあり。

り、此時代は置鹽川、市川、共に河域廣くして、姫路附近は江海の狀たりしなり、延喜式には賀古驛の次に草上驛あれども、其以前には中間に佐突驛あり、續日本後紀に承和六年二月廿六日、播磨國印南郡佐突驛依舊建立とあり、後の佐土村なり、國府は此佐突驛と草上驛との中間に當り、王朝の末年比より、附近に宿村あり、又西約一里の所に今宿あり、草上驛の近南に當れり、何れも宿驛にして、人馬を調達し、旅客を留泊せしむるより起れる名なれば、以て國道の南移せるを知るべし、源平の役、源行家、今井兼平一行は、今宿に留宿したるとあり、後醍醐帝西幸の時は、同地昌樂寺に御泊ありしと云ふ、江戸時代より、福中町に傳馬所を置く、馬驛といふ、旅舎金屋兼營す、俵町に人足問屋あり、平野屋小林二郎管理す、現三十八銀行支店にして、其前は姫路銀行の所なり、安永中俵町三郎右衛門馬年寄と爲り、馬八十疋を飼ふ、當時福中町は旅籠町と爲り、旅舎に茶屋、米屋、金屋、古金屋、紺屋、濱田屋、網干屋、灰屋、明石屋、和泉屋、見野屋、飯田屋、明治維新後の分は除く、などあり、安永中紺屋庄兵衛人足問屋たり、諸侯の本陣は本町國府寺家にして、二階町那波屋、堅町椀箱屋を脇本陣に充つるを例とす、安政四年十二月廿四日、尼ヶ崎藩領赤穂郡若狹野村公金八百兩を藩に納めんとし、宰領濱田屋に宿す、傍磨津目明八藏若狹野百助と共に謀して、其金を盗む、後露れて死刑に處し、宿主平兵衛夫妻は追放せら

れ、其家絶ゆ、又慶應三年十二月十九日、一橋家御銀宰領が同町那波屋久左衛門方に止宿し、同家は金一萬三千兩を預り、爲めに床板の陥りし事あり。

御銀預り證文之事

一金壹萬三千兩也 御封印の儘

但蓮包九箱ニ入

右者

一橋様御年貫御止宿に付書面之通儘に奉預り候處相違無御座候然る上は夜中不寢番人附置大切に相守可申候萬一火盜其外如何様之諸難御座候共一切當驛方辨納仕聊貴殿え御難相掛申間敷候仍如件

姫路宿福中町御宿

那波屋

久次郎

同町年寄

佐兵衛

同所年行事當役

宗十郎

慶應三卯年

十二月十九日

一橋様御銀御宰領

第三編 別志 第十一章 交通志

藩政時代、藩札切手は領外に通用せざりしを以て多く硬貨を携帯せざるべからず、其不便想ふべし。

播磨の港泊は、行基僧正、極生泊津室韓泊福魚住泊を定めて三日程とし、國府よりは韓泊に聯絡したる由にて、遣唐使の如きも多く同港より出船したり、後世本多家の時船塲川の舟路を修めてより、傍磨津は韓泊に代りて繁盛に赴き、物貨は總て此川に依りて同港に廻漕せらるゝ事と爲れり、飾萬津に船問屋あり、上は屋形、甘地、仁豊野より發船したり。

信書の送達は古代には馳部あり、官用に飛驒使あり、後世に飛脚あり、寛永十年、江戸飛脚の制定り、元和元年、三度飛脚起り、寛文三年、一般用の町飛脚起れり、姫路には寶曆三年、大阪九度飛脚の事あり。

姫路集録 大阪九度飛脚之事

大阪毎月九度飛脚之儀是迄私共三人相勤來罷在候、尤江戸其外南都郡山岸和田邊へ之繼荷物等大阪問屋迄送届け申候夫に付恐多奉存候得共此度 御上様指札井御提灯等御免

被爲遊被下候は、御慈悲難有儀奉存候右爲冥加御上御用狀並御用荷物懸目壹貫五百目迄右出立之毎度御用次第御宿屋様迄不及賞銀持參可仕候此段宜被仰上被下候は、難有可奉存候乍恐爲御親書付差上申候已上

願主 坂田町 小田屋左平次

阿波屋嘉平次

柏屋九右衛門

年寄

善太夫

源左衛門

町大年寄御衆中様

三日 六日 九日 十三日 十六日 十九日 廿三日 廿六日 廿九日

右之日限迄諸荷物取集翌朝此元出立仕候而二日目大阪着仕大阪に兩日逗留仕翌朝罷立候罷歸候節も御用狀荷物之儀同斷之事

後年神屋に鍵屋藤十郎あり、久長町に菊屋忠八、蒲田屋權四郎あり、又茶町に京飛脚ありしと云ふ。

藩制時代の旅行は途中不安の故を以て、遅發早宿を例とし、日程十里なり、今姫路よ

り江戸までの行程を計るに、志賀辛酉が天保十二年十一月廿八日、江戸を發して、其姫路に着きしは十二月十三日朝四時半にて約十五日を費し、泊賃は一行三人にて、五百七十二文より七百三十文までとし、晝食は約三分一に當れり。

天保十五年十月十日、藩主忠學江戸にて逝く、十一月十五日、金澤五郎兵衛を早追使として姫路に報告せしむ。藩生の死する時、後繼者定まるまで其喪を秘す、故に發表は遅きを例とす其時廿二日朝七時半上屋敷出立、十二月三日曉六時加古川驛に着す、即ち約十一日を要せり、其時の入費は四人にて二十六兩二分、錢四百二十六文なりしと云ふ。

覺

金貳拾六兩貳分、錢四百貳拾六文

此錢百七拾貳貫六百七拾四文但兩に六貫五百文直

内拾貳貫文

登上下四人拾泊惣晝旅飯代但一泊貳百文一晝百文づゝ

同四拾四貫貳拾六文

品川より枚方通り姫路迄繼人足六人賃錢

同貳拾五貫七百五十九文、右同斷酒代並雜用共

同參拾八貫九百拾八文、下三人馬駕籠飛乘賃錢

同四貫貳拾壹文

川越船賃

同拾七貫貳百文

下り上下四人拾四泊十五晝旅飯代但一泊二百文一晝百文づゝ

同貳拾五貫四百四拾八文

姫路方枚方通江戸迄繼人足四人賃錢

同四貫六百八拾貳文

川越船賃

同四百參拾貳文

金貳拾六兩切賃

右は

謙光院様御逝去に付姫路に早御使罷越候往來道中入用請取申處仍如件

巳正月

宮地加兵衛

大河原波藏殿

此早追使に對する心得の事を見るに數條あり。

心得之事

- 一、着服丸羽織、野羽織にても胸當踏込。
- 一、白木綿五尺程に切り致腹巻候事。
- 一、鋪は成丈け短き方宜敷第一駕籠と結付候節辨利也。

但鍵駕籠と結付方吉事には穂先を前に致し凶事には石突を前に致し候事古法之由。

一、御支關にて年寄衆御封物際に被懸候事已前は駕籠に乗候後被掛候事之由近比は下坐薄縁或は式臺にて被掛候事惣体早追御使は道中にてたごへひま有之候共髪月代致間敷候事。

一、梅干氷砂糖之類用意可致事。

一、食事之前湯茶一口呑候て後食事可致事右様無之ては胸に結り候事有之候。

一、天龍川にて舟都合懸敷筋は小屋に居候船頭へ酒代少々遣候得ば早速別に船出候事。但其後川々にて此心得可有候事。

一、猶古人控能々記憶可有之事。

明治四年十一月、姫路郵便所開設せられ、六年十月より電信の取扱あり、其前後より人力車流行し、福中内新町、橋本清七始めて營業して人氣に投せり、二十一年十二月廿六日、山陽鐵道兵庫まで開通するに及び、公私の便計るべからず、其以前は徒歩の外、馬又は駕籠を用ひけるが、大阪に行くに普通二泊を要し、後人力車行はれしも明石泊を要することあり、且途中には不安の事多く馬子、雲助に不良の徒ありて、一般に頗る旅行を嫌ひしと云ふ。

第二節 明治新政後の交通

郵便、電信、電話

郵便事務の創設は、明治四年の事にして、福中町傳馬所内に姫路郵便受取所を開かれ、小林仁一郎郵便取扱人を申付けられたり、電信事務の取扱は明治六年古二階町に姫路電信局を置かれたるに始まる、爾來種々の沿革を経て二十二年七月十六日郵便電信の事務は一局に合同せられ翌年五月古二階町なる現局舎の新築成りて茲に移轉し、爾後數次増築改造を行ひ、局舎を擴張し、三十六年四月一日姫路郵便局と改稱し現今に及べり、又電話事務は三十六年に姫路電話所を設け、京阪神其他の各地と通話を開きたるに始まり、四十年姫路市より献納したる局舎南隣の地に建築物を造營し、此に交換業務を開始せり。左に本局に於ける各種業務開始の年月日を掲ぐ。

開始年月日

取扱事項

明治四年十二月

郵便

第三編 別志 第十一章 交通志

姫路市史

同 六年十月	電信
同 八年一月二日	郵便爲替
同 十一年十二月十日	郵便貯金
同 二十一年十二月十六日	電信爲替
同 二十六年二月一日	小包郵便
同 三十六年十一月八日	市外電信
同 四十年一月十六日	電話交換業務
同 四十三年四月一日	恩給年金支給事務
大正五年十月一日	簡易生命保險事務

本局の外六箇所の三等局あり。

局名	開局年月日
姫路船場郵便局	明治二十一年十一月一日
姫路大野町郵便局	同 二十九年六月五日
姫路京口郵便局	同 三十二年三月二十一日
姫路野里門郵便局	同 三十七年十二月十六日
姫路驛前郵便局	同 三十九年三月二十三日
姫路西二階町郵便局	同 四十年三月二十一日

大野町船場京口の三局は電信事務をも取扱ふ。

目下市内設置の郵便函は木製五十六所、鐵製十六所合計七十二所あり。左に市内各局と通算したる明治二十五年と大正六年との郵便電信取扱件数の比較を掲ぐ。市制施行當時の統計は不明なり。

年次	通常郵便		小包郵便		電信	
	引受	配達	引受	配達	受信	発信
明治二十五年	七二、五四	六五、四一〇	一九六	二七九	一三、五五三	一〇、一七
大正六年	六、七五、六五三	四、五八、四六三	四、四八一	五、四三、五三三	八三、二四二	七、六九九

明治四十年電話開始の年に於ける電話加入者は百五十一名なりしが大正六年には八百三十一名に増加せり、又姫路驛前と外京口とに自動電話の設けあり。

鐵道

明治十九年十二月、中上川彦次郎、村野山人、伊藤長次郎、岡崎真鶴等山陽鐵道會社(二十六年商法の規定に従ひ株式の二字を加ふ)の創立を發起し、二十一年一月十四日設立免許を受け、同月二十五日より、先づ神戸姫路間の工事に着手し、十一月十一日初めて兵庫明石間に列車を運轉せしめ、引續き十二月二十三日に至り兵庫姫路間

に運輸を開始す之を本市に於ける鐵道の嚆矢とす、其後二十五六年度の交藤田高之鹿島秀麿、内藤利八、淺田貞次郎等は姫路を基點とし、南は飾磨港に、北は生野和田山を経て津居山港に通ずる鐵道布設を企て、播但鐵道株式會社と稱して本社を姫路驛の東方に置き、二十六年三月八日假免狀の下附を受け、十二月二十一日より姫路生野間の工事を始め、二十七年七月十一日竣工、次で二十八年三月二十九日姫路飾磨間の工事を終へ、逐次運輸を開始したり、斯くて兩鐵道會社は着々工事を進め、山陽線は三十四年五月二十七日下關まで、播但線は同年八月二十九日新井まで汽車を開通せしめしが、前者が本邦鐵道の幹線として沿道に名邑大市を控へ、社運日に隆盛を極むるに反し、後者は僻陬の地に布設せられたる事とて、多額の建設費を投じたる割合に、貨客の集散少く、營業頗る振はず、新井以北の工事は遂に中止の止むなきに至りたり、三十六年に至り兩會社合併の議起り、同年五月三十一日山陽鐵道株式會社は播但鐵道株式會社を買收し、七月十七日より新井和田山間の工事を始め、三十九年三月十日之を完成したり、先是政府に於て山陰縱貫線布設の議決したるを以て、播但線は和田山を以て終點となし、此處にて官線と聯絡せしむること、

なし、其以北は官の手にて布設せられたり、鐵道による本市の交通は斯くの如くにして完結を告げたるが、明治三十九年十二月一日に至り山陽鐵道は國有となり、今日に及べり。

本市が明治の中葉に於て早く既に鐵道の利便を享け、後年産業振興の基礎を築き得たるは、地勢の然らしむる所とはいへ、一に山陽、播但兩會社の資なりと謂はざるを得ず、殊に山陽鐵道會社は創業以來銳意旅客の吸收に努め、出荷の獎勵を圖ると同時に其の取扱に留意し、列車の設備を改善し、學童通學切符、通勤切符等の制を設け、荷扱所を置き、貨物の速達を圖り、又他の鐵道に率先して急行列車にボーイを配し、電燈を點じ、食堂車を連結し、停車場に赤帽を置く等常に全國鐵道の模範たるの觀ありき、然り而して市民が兩鐵道の創始に際し如何に之を迎へしかといふに、多くは傍觀の態度を持し、進んで之を援助し若くは之に投資したるものは極めて稀なり、されば會社が小溝小路を擴げ驛前より市の中心に向つて直通の道路を開かんことを慫慂したるに對して、各町聯合協議會を開きたるも、斯の如きは他人の爲に嫁衣を縫ふの愚を敢てするものなりとの説多數を占め、遂に之を容れざりき、今

日よりして之を視れば市に明達の士無かりしやの嘆あるも、當時鐵道の効果未だ一般に理解せられず、往々之を目して土地の繁榮を奪ふものとなし、之を咀ひ之を虐げ、甚しきに至つては極力之が布設に反對し、遠く之を逐斥し去りたるが如き市邑も少からざりしに想到せば、姫路市民が冷眼を以て兩鐵道を迎へたるは深く怪むべきにあらざるべし。

鐵道國有の前後は日露戰役の終りを承け、全國の事業熱が最高潮に達したる時にして、電車殊に人氣を喚び本市に於ても市街電鐵、中播電鐵等を發起したるものあり、其後大正二年に至り輕便軌道により姫路、嘴崎間を聯絡する目的を以て會社を起さんとしたるものありしが、何れも成立に及ばずして解散せり、越えて七年十月、川西清兵衛等の發起に係る明姫電鐵株式會社は設立の許可を得たるが、こは姫路より海岸に沿ひて明石に出で、兵庫電鐵と聯絡すべき豫定なりと云ふ、此鐵道にして竣工せば姫路より神戸への交通は更に一段の便利を加へん。

以下市内并にその附近に在る各驛に就き其沿革及貨客集散の概要を略叙せん。
 路。姫。驛。 山陽線の主要驛にして、明治二十一年山陽鐵道會社之を造營し、後播但鐵

道株式會社に共用せしめたり、二十八年九月一日より公衆電報取扱を開始し、翌二十九年には構内に荷運び夫を配し、三十一年十月一日より旅客携帶品一時預りの制を布けり、三十三年十月一日荷扱所を新設して、荷物主事を配し主として大荷物の取扱に任せしむ、續て發電所落成し、翌十一月一日より構内に電燈を點じたり、三十六年十一月に於ける陸軍特別大演習は本驛を改善せしむるの動機となり、驛舎、倉庫及び線路は改修せられ、規模著しく擴張せられたり、國有後四十二年五月二十日に至り荷扱所は廢止せられて驛と合併し、四十五年二月十一日構内にピンチ瓦斯發生所を新設し、大正元年十二月十七日に姫路鐵道従事員集會所を、四年三月三十一日に職員合宿所を落成したり。

山陽線

神 戸	明治二十二年九月一日
兵 庫	同 二十一年十二月二十三日
龍 野	同 二十二年十一月十一日
岡 山	同 二十四年四月二十五日

福山	同	二十四年九月十一日
尾道	同	二十四年十一月三日
糸崎	同	二十五年七月二十日
廣島	同	二十七年六月十日
徳山	同	三十年九月二十五日
下關	同	三十四年五月二十七日

播但線

飾磨	明治二十八年四月十七日
寺前	同 二十七年七月二十六日
生野	同 二十八年四月十七日
新井	同 三十四年八月二十九日
和田山	同 三十九年四月一日

神戸、姫路間に複線の布設竣工したるは、三十一年十二月十九日にして、翌三十二年一月一日より運輸を開始し、姫路網干間の複線は、大正六年四月十六日に竣工、即日運轉を始めたなり。

新橋、下關間に直行列車の開通したるは、三十八年七月十日にして、現今にては姫路驛より最大急行列車に搭せば十四時間にして東京に、十一時間にして下關に達し

得べく、また本驛より新潟まで直行の列車運轉せらる。

開業當時と大正六年との貨物旅客に關する統計左の如し。

從明治二十二年四月至同二十三年三月

從大正六年一月至同十二月

乗客	一三一、六七八人	七八五、八七九人
降客		七八二、九〇一人
發送貨物	四、三二一噸	六五、八六九噸
到着貨物		一一七、二一四噸
旅客收入	二八、〇二二圓	三〇二、二二〇圓
貨物收入	二、一一八圓	一二二、四五九圓

尙大正六年に於ける牛馬の取扱數は發送千二百十二頭到着四千九百十二頭なり。豆腐町驛、京口野里の兩驛と同じく元播但鐵道株式會社に屬したり。主として飾磨線の旅客を取扱ふため、明治三十一年四月十一日に開設せられたる簡易停車場にして、其以前に在りては同線の乗客は總て姫路驛に乘降したりしが、本驛の開始と同時に此利便を喪ひたり、而して本驛には貨物取扱に關する設備無く、其の集散は總て姫路驛の取扱ひに待ちつゝあり、四十五年五月十六日以降旅客は總て汽動

車により輸送せらるゝ事となりたるが、夏季には海水沿客麁集す。
 京口驛。明治三十一年二月十八日の開設に係る當時は微々たる一小驛に過ぎざりしが、市東部の發展に伴ひ貨物の集散激増するに至りしかば、四十四年七月鐵道管理局は附近の土地を買収して擴張工事に着手し、十二月一日驛舎の改築完成す。是と同時に縣にては驛前道路の附替を行ひ以て今日に及べり。
 野里驛。市外水上村に在り、明治二十七年七月二十六日播但線の開通と同時に營業を開始す。

大正六年度の貨客統計表

驛名	乗客	降客	發送貨物	到着貨物	旅客收入	貨物收入
豆腐町驛	二四〇、八五八	三六、二七五	〇	三、三三三	二、二〇〇	〇
京口驛	四、三七七	四九、三九九	二、三九九	二五、三九五	一四、八〇四	三八、七九九
野里驛	七、三六六	六〇、一五二	二二、六〇七	九、一四三	一三、六三三	七、一五四

道路

市内の道路は國、縣、市道を併せ、延長十三里餘に達す、路面の手入れは善く行届き、雨

ふれども泥濘少なく、風吹けども砂塵を揚ぐる事甚しきに至らず、重なる商區に於ては街路の井然として縦横に交叉せるを見る、されど國、縣道の系線は何れも迂餘屈折を極め、殊に塙末に於て彎曲不整の著しきものあり、而して道幅は一般に狹隘にして、交通機關の發達に追隨し得ざるの憾なしとせず、明治三十六年の特別大演習に際し、車駕を迎ふるに當り、鹵簿の通御に支障なからしむるため、姫路驛前より、北方に直通する街路を新開したるを始めとして、他に新設擴張せられたるもの頗る多し。

明治四十三年五月、城東小學校前より五軒邸まで濠を横切りて城東橋を架す。
 同年三月三十一日、西鹽町より船塙まで直道の道路を開かんがため、松影、御版の二橋を濠及び川に架し、同時に龜ノ甲と其傍の用水路上に架橋す。
 四十五年四月十九日、下寺町と北條口との境界の東濠に吾妻橋を架し、茶町通りと馬車道を聯絡せしめ、北條口中の町南端まで道路四十六間を延長し、馬車道に通ぜしむ。
 同年五月十五日より京口驛の擴張に伴ふ田道附替工事始まり、數月にして竣工す。
 同年六月東魚町と平野町との境界より總社境内に通ずる道路を新設し、東平橋を架す。之に要せし費用は附近各町有志の醸金に係り、森本龜吉は道路敷地買收費として千五百圓を寄附したり。